

2022年 シンガポール税制等観察報告書

一般概況
税制・税務行政
税務専門家制度



東京税理士会 国際部

2022年 シンガポール税制等視察報告書

一般概況
税制・税務行政
税務専門家制度

東京税理士会 国際部



2022シンガポール視察を終えて

東京税理士会会長・視察団団長 足 達 信 一

昨年12月14日理事会開催日の深夜、本会としては5年ぶりとなる海外視察のため、シンガポールへと出発いたしました。

初めて本会が海外視察を行った第1次欧州視察（昭和53年）当時の社会・通信環境からは、まるで未来の物語のような現在では、日本国内であっても海外の情報が瞬時に入手できるようになり、まさに隔世の感を禁じ得ません。このような状況下で実施した海外視察は、その意義を改めて確認するものとなりました。

当時の海外視察では、日本では知られていない未知の制度を学び、我が国に取り入れるための視察がありました。

国際交流が当たり前となった現代においては、視察を行わなければ知り得ない制度を学ぶためというよりは、ある制度の実態を知り、私たちの業務をより良くするためというように、海外視察の視点が変わってきています。

今回のシンガポール視察においては、インボイスやPEPPOL（ペポル：電子文書のグローバル標準仕様）の運用状況について、現地関係者の生の声を聞くことができました。これこそが今回の海外視察の収穫であり、ここで得た情報をしっかりと会員の業務に還元することが、視察の役割あります。

海外視察の実体がハード面の導入から、ソフト面の更新に移行してきたとしても、海外視察の本質は、机上の調査研究では知ることができない、現地での人と人との生の交流による知識の吸収であることには変わりはありません。

そのためには、日頃からの地道な活動による人脈形成などの下地が、今後益々重要なになると痛感しております。

この報告書によって、海外視察の有用性が広く会員に理解され、会員業務の国際化、デジタル化の対応にお役に立てれば幸いります。

令和5年3月

シンガポール税制等視察報告書の 発刊にあたって



東京税理士会 国際部長 相澤 康晴

国際部研修視察は、コロナ禍の影響で5年ぶりの実施となり、2022年12月14日22時55分に羽田空港を出発し、12月18日早朝帰国という強行スケジュールで実施されました。今回の訪問の主な目的は、7年前の視察以降、シンガポールがASEAN地域の中でどのような経済的発展をとげ、いかに税制や投資のしくみを改革してきたのかを研究するところにあります。この為、訪問先を内国歳入庁（IRAS）、シンガポール税理士会（SCTP）、KPMGシンガポール事務所、西村あさひシンガポール事務所に絞り込み、それぞれ質疑を行いました。

チャンギ空港から到着した日の昼食レセプションは、シンガポール税理士会のLow Weng Keong氏の歓迎を受け高級中華料理「同樂雅苑」に招待されました。

食事を共にしながら、忌憚のない意見交換をして親交を深めることができました。その後、シンガポール内国歳入庁にて協議会を実施し、我々の最大の関心事であったシンガポールで運用されている電子インボイス制度について活発な情報交換を行いました。

シンガポールは2014年8月にIoTやICTなどデジタル技術を戦略的に活用することによって、国民生活の利便性向上や経済の発展を図ろうとする「スマートネーション構想」を掲げ、戦略的国家プロジェクトとして政府全体でデジタル化を推し進めてきました。その結果、現在では世界トップクラスのデジタル国家となり、東南アジアでも最大のFinTech大国、最も“Cashless payment-intensive”な国のひとつと評されるまでになっています。ここは前回訪問時から大きな変貌を遂げており大変驚きました。

また、日本の消費税に近いGST（物品・サービス税）においてPEPPOLを採用したインボイスを既に運用しており、2023年10月に日本が導入するインボイス制度のモデルケースとして、参考とすべき点が多くございました。

この他にも、シンガポール税理士会、西村あさひシンガポール事務所、KPMGシンガポール事務所を再訪し、前回訪問時からの変革について情報共有いたしました。

Zoom等を使用したオンライン会議による交信も便利ではありますが、やはり現地に赴き、直接交流を図ることは、便利さとは代えがたい大切なことだと改めて感じた視察となりました。現地コーディネートにご尽力いただいたシンガポール税理士会のJoanna Wong氏をはじめとして、今回の視察にご協力くださった皆様方、視察団の方々に深く感謝申し上げます。



シンガポール視察に参加して

東京税理士会・制度部長 視察団委員 石井宏和

世界の多くの国々の中で、わが国のような税理士制度を持つ国は韓国、ドイツ、ベトナムなど、多くはありません。しかし税務の専門家はどの国にも存在し、その国の歴史や社会の成り立ちの中で profession としての集団を形成し、その職能を国民のため企業のために活かしていることは共通しています。

今回の国際部シンガポール視察は、税理士制度を持たない国において税務専門家がどのような形でその役割を果たしているのか、短い滞在ではありましたが、税務行政当局である内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS) と税務専門家集団であるシンガポール税理士会 (Singapore Chartered Tax Professionals : SCTP) という、立場の異なる両当事者から直接話を聞くことができたよい機会がありました。

シンガポールは、先の大戦中に日本の占領下の時代もありましたが、1824年から1959年まで英国の植民地であり、SCTPのChartered という言葉にも見られるように法制度などは英国の影響が強い国です。戦後は英国から自治権を獲得、マレーシアを構成する州を経て1965年に独立したという歴史を持ちます。独立から約60年、わが国の税理士制度の歴史よりも若いこの国は、行き交う人々も皆若く、街中に活気があふれているように感じました。協議の場でプレゼンテーションをしたIRAS中枢の人材が皆若く、SCTPの役員も含め女性が第一線で活躍していることに、この国の活力の一端を垣間見た思いです。

制度部長である自分としては、SCTPの成り立ちや仕組みに最も関心がありました。SCTPは認定団体であること、認定は強制ではないが、認定を取れば差別化ができ IRASとの協議に参加できるなどのメリットもある等の説明を受けましたが、注目すべきは、多様な人材からなる税務コミュニティをもってシンガポールをビジネス、イノベーション、タレントにおける世界のハブを目指す、というスケールの大きな戦略目標を掲げていたことです。

さらに目を引いたのは、民間(SCTP)と当局(IRAS)との関係です。民間対国家権力という図式では無く、ともに手を取り合ってシンガポールという国をより良くしていく、という姿勢が強く感じられたことは印象的でした。

わが国の税理士制度は、第1条に掲げる使命に基づき、第2条で税理士の業務を規定し、税理士及び税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁ずるいわゆる業務独占、登録とともに各地のいずれかの税理士会の会員となる強制入会、という制度をとっています。私たちはこれを当然のものと考えていますが、SCTPのメンバーに業務独占という制度を肌感覚で理解してもらうには、わが国の税理士制度の歴史に立ち返って説明する必要があることに気づきました。まさに制度はその国の歴史とともにあります。

今回の国際部の視察により、シンガポールという税理士制度が無い国の税務行政・税務専門家の姿を垣間見ることできたことは、今後のわが国の税理士制度を考えるうえでとても有益でした。税理士制度の発展はわが国の活力の向上と不可分の関係にあります。そのためには税務専門家としてできることは何か。私たちはその視点で未来を考えていく必要があります。

発想力や創造性は移動距離に比例するという言葉もあります。現地への訪問を伴いながら様々な国の税制を研究し他国の税務専門家との交流を結ぶ国際部の果たすべき役割は極めて重要である、これを再認識した視察旅行でした。



視察に参加して

東京税理士会・調査研究部長 視察団委員 矢ノ目 忠

このたび、東京税理士会の事業の一環として2022年12月14日から18日まで2泊5日のスケジュールでシンガポール税制等視察に参加してきました。

初日はシンガポール税理士会とのランチミーティング、IRAS(内国歳入庁)への訪問、二日目はKPMG事務所、シンガポール税理士会、西村あさひ法律事務所へと訪問しました。いずれも通訳が入って、先方からの事業内容説明がありその後に質疑応答を行うという流れで、あっという間に時間が過ぎていきました。

最終日にはマーライオンやマリーナベイサンズなどを見ました。シンガポールへは40年ぶりの訪問でしたが、高層ビルが立ち並ぶ大都市になっており、近年の経済的な発展を実感しました。平均的な所得や保有資産の金額が高いものの、マンションなどの不動産価格や自動車の販売価格なども高く、物価水準は日本よりも高い感じを受けました。

税理士法がないので日本とは異なる税理士会の位置付けではありますが、シンガポール税理士会とIRASの関係が非常に友好的であり、税理士会の会員にIRASの職員を含む税理士以外の会員が多くいることは、さまざまな事業をうまく進めていくうえでの一つのポイントだと感じました。

税制全体的な観点からは、税金の種類が少なく簡素な税制となっている印象を受けました。また、消費税をはじめ所得税、法人税など税率が比較的に低く抑えられているのは、シンガポール独自の特徴かもしれません。

消費税は軽減税率がなく非課税の対象も比較的少ないため、日本と比べると簡素であり、インボイス制度は適正に運用されているとのことでした。電子インボイス制度のPEPPOL(ペポル)については、大企業では順調に利用されているものの、中小企業ではあまり利用されていないようでした。コスト面で大きな負担がないにもかかわらず利用率が低いのは別の要因があるようです。また、還付申告が件数ベースで全体の40%程度はあるということで、IRASでは情報収集に力を入れており、ITを駆使して不正のチェックを行っているとのことでした。これも輸出企業が多い国の特徴かもしれません。

法人税の申告制度は決算から3ヶ月以内に見積申告を行い、最終的な申告期限は決算日の翌年の11月末となります。最終的な申告の際に当初申告との増差税額が発生した場合の利子税はないとのことで、申告期限より早めに提出したら支払いを分割にできるなどのインセンティブがあり、申告期限が長いという印象を受けました。

税務調査の実地調査は比較的少ないようですが、ほぼ日本と同様の流れで行われているようです。調査の連絡は、対象法人かその顧問税理士にe-mailで通知することで、これは日本とは異なるものでした。

カジノ税については7年前の視察の時にレポートがされていますが、現地のアカウンタントに最近の制度を確認したところ、カジノ運営会社がカジノ税を納めるという制度に変更はないとのことでした。

この視察の意義は、その国の税制や税理士制度を学ぶことはもちろんですが、税務行政や現地の税理士会、現地で活躍する会計事務所や法律事務所などとのつながりを持てたことにもあると強く感じました。このような視察を継続していくことは、今後の東京税理士会の事業に必ず役に立つと思われます。

この研修視察旅行を通じて、短い期間でしたがシンガポール現地での情報に肌で触れることができました。今回の視察で得た現地情報は、調査研究部で共有して今後の税制改正の意見書作成に役立てていきたいと思います。この視察を企画された国際部委員の皆様に感謝申し上げます。

日 程 表

日付	都市	時間	日程
12月14日 (水)	羽田	22:55	空路、チャンギ空港へ
12月15日 (木)	シンガポール	5:15 12:15 14:00	チャンギ空港到着 シンガポール税理士会主催 昼食会 シンガポール内国歳入庁 (IRAS) ・シンガポール税務行政の概要 ・シンガポールにおける税務訴訟の流れ
12月16日 (金)	シンガポール	10:00 14:30 16:00	KPMGシンガポール事務所 ・シンガポールの税制 ・シンガポールの税務調査 ・ペポル導入時の問題点等 シンガポール税理士会 ・シンガポール税理士会の組織・業務内容等 ・税理士業務の円滑化 西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所
12月17日 (土)	シンガポール	10:00 20:20 22:20	KPMGシンガポール事務所 日本事業部 チャンギ空港到着 空路、羽田空港へ
12月18日 (日)	羽田	5:55	到着後、入国手続、解散

視察団（16名）



【団長】会長
足達 信一



副会長
鈴木 雅博



専務理事
中牧 秀夫



制度部長
石井 宏和



調査研究部長
矢ノ目 忠



国際部長
相澤 康晴



国際部副部長
朝日 良平



国際部副部長
森 聰



国際部委員
酒井 正三



国際部委員
濱川 久子



国際部委員
寺澤 司



国際部委員
服部 友秀



国際部委員
神田 宗豪



国際部委員
浪川 裕良



国際部委員
小出 一成



事務局
高橋 大

目 次

2022シンガポール視察を終えて

報告書の発刊にあたって

視察に参加して

日 程 表

視察団名簿

第1章 シンガポールの一般概況.....	1
第2章 シンガポール内国歳入庁（12月15日視察）.....	11
(1) シンガポール税務行政の概要	
(2) シンガポールにおける税務訴訟の流れ	
第3章 シンガポール税理士会（12月16日視察）.....	29
第4章 KPMGシンガポール事務所（12月16日及び17日視察）.....	39
第5章 西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所（12月16日視察）.....	47

《コラム》

シンガポールの電子申告ソフトとデジタルインボイスPEPPOLの連携

特別寄稿 AOTCAとシンガポール税理士会

【参考資料】

①当日資料

②シンガポール税制の基礎（2022年5月現在 KPMG税理士法人作成）

用語解説

編集委員名簿

※表紙写真はIRASが入る建物です。

第1章

シンガポールの一般概況

シンガポールの一般概況

国際部委員 山本竜三郎
国際部委員 小駒 望

シンガポール共和国 The Republic of Singapore



シンガポールのシンボル「マーライオン」とマリーナベイサンズホテル

マレー半島の南端に位置するシンガポール共和国は、63の島からなり、東西42km、南北23kmを誇るシンガポール島が最大の島です。国土の最高地点はシンガポール島ブキッ・ティマ (163m) です。シンガポール島には沖積平野が広がり、他の島はいずれも小島で、その内44島の各々の面積は1平方kmを下回ると言われています。国土面積は世界第175位で、総面積は約728.3平方kmと東京都23区 (627.5平方km) をやや上回る規模です。人口密度は8,358人/平方kmとモナコ公国 (26,338人/平方km) に次いで世界第2位となっています。

シンガポールのシンボル「マーライオン」は、ライオンの頭部と魚の体をもつ架空の動物です。伝説によると、11世紀頃マレーシアの王子が、島(現シンガポール)を発見した際に見たという獅子(ライオン)を頭にし、古代都市テマセク(ジャバ語の海の町という意味)にちなんで体を魚にしたものと言われています。ちなみにシンガポールにはライオンは生息していません。

【一般概要】

(1) 人口

シンガポール政府は2021年6月末時点の人口が545万人であると発表しました。これは前年同月末比マイナス4.1%であり、2年連続の減少は1965年の独立以来初となりました。入国規制の強化やビザ発給の要件引き上げ等により、人口の約3割弱を占める外国人人口が10%を超える減少となったのが主な要因と政府は説明しています。

内国民・永住者の内訳は中国系(74.3%)、マレー系(13.5%)、インド系(9.0%)、その他(3.2%)など様々な民族が生活する多民族国家であり、多文化主義及び文化多様性があります。(人口には、国民、永住者、および長期滞在(1年超)の外国人が含まれています。出所：シンガポール統計局)

(2) 言語

国語はマレー語です。公用語として英語、中国語、マレー語、タミル語が使われています。2020年の統計で、5歳以上の国民の48.3%は家庭で最も英語を使用していることが明らかになりました。これは10年前の統計よりも15%以上増加しています。また、約9割弱の国民がバイリンガルであることも明らかになりました。

言語	割合(%)
英語	48.3
中国語（普通語+各方言）	38.6
マレー語	9.2
タミル語	2.5
その他	1.4

(CIA World Factbookによる2020年の推計)

(3) 宗教

宗教は仏教、イスラム教、キリスト教、道教、ヒンズー教です。

宗教別の構成比は、仏教(約43%)、イスラム教(約15%)、キリスト教(約15%)、道教(約9%)、ヒンズー教(約4%)となっています。(出所：国土交通省資料)

(4) 気候

シンガポール共和国は赤道直下に位置するため一年を通じて高温かつ多湿の気候です。モンスーン地帯に含まれますが、雨季と乾季の区別は明確ではありません。北東モンスーンの影響により11月～3月にかけて降水量は多く、5月～9月は南西モンスーンの影響により1回当たり降雨量が増え、強風にみまわれることがあります。この南西モンスーンにより、隣国インドネシアスマトラ島の焼畑や山火事の煙が流れ込み、しばしば煙霧になることがあります。インドネシアの乾期にあたる8月～11月頃は大気汚染が特に酷くなり、健康への被害が懸念されるレベルとなっています。

(5) 経済

18世紀初頭からイギリスの植民地支配下にありましたが、1959年に政権獲得。1963年のマレーシア加盟を経て2年後の1965年にシンガポール共和国として独立し、アジア有数の近代国家といわれるまでの経済発展を遂げました。

1人当たり国内総生産(GDP)はUSD72,795と世界で5番目に高く(2021年・IMF統計)、アジア諸国の中でも最高値となっています。名目GDP総額は3,970億米ドルで世界38番目の規模となっています(2021年・IMF統計)。ASEANの原加盟国でASEAN自由貿易地域の主導国でもあり、20世紀末から急速な経済成長が続いています。

通貨はシンガポールドル SGD 1 : JPY98.90。(2023年1月)



シンガポールドル紙幣

(6) COVID-19に関する対応

この度のシンガポール観察にあたり最も懸念されていた事項がCOVID-19に関する対応でした。2022年12月14日～18日の観察期間中にシンガポール政府が行っていたCOVIT-19対策は以下のとおりとなっています。

世界でワクチン接種率が最も高い国の一つとなったシンガポールは社会的距離規制の緩和に着手し、シンガポール当局は国内において『1日の感染者数は減少傾向にあることから、徐々に緩和する』こととしました。(2022.12.26)

■ 現地コロナ対策

1. ワクチン接種状況に応じた下記の安全管理措置は解除。
 - a. 参加者が一度に500人を超えるイベント
 - b. 客同士で踊ることが目的の一つであるナイトライフ施設
 - c. レストラン、コーヒーショップ、ホーカーセンターを含む飲食店
2. グループサイズ(社交の人数)：制限なし
3. マスク着用：病院や介護施設、公共バスと鉄道などの公共輸送を除き、屋内、屋外でのマスク着用の法的義務を撤廃。
4. 職場への出勤率：全ての従業員が職場に復帰可能
5. ソーシャルディスタンス：不要
6. 人数制限：制限なし（一部例外あり）

以上のことにより経済活動も徐々に再開する見通しです。

■ 日本からシンガポールへの入国

1. ワクチン接種証明：必要 ※（帰国時：必要）
 - (1) ワクチン接種証明書（シンガポール到着までに所定のワクチンの2回接種を終え2週間を経ていること）※12歳以下は不要
 - (2) 電子医療申告
 - (3) SG Arrival Card（電子入国カード）と e-health declaration（電子健康申告書）の提出
2. 日本出発時の陰性証明書：不要
3. 渡航国が定めるアプリのインストールおよび入力：必要
「SG Arrival Card」「e-health declaration」の登録

※入国時に接種証明の要件が満たされていない、または疑わしい症状がみられると判断される場合には免除措置は適用されません。

■ シンガポールから日本へ帰国

9月7日午前0時以降の日本入国より、ワクチン3回以上接種済みであれば、現地出国時のPCR検査陰性証明書の提示が不要。

隔離/ワクチン証明について、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を検疫での提示が必要。

※ワクチン接種証明書は、下記URL内に記載の証明書が必要。

<日本政府が定めたワクチン>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

※10月11日より、ワクチン接種回数に関わらず、入国時検査ならびに自宅待機は原則不要。

【税制概要】

(1) 法人税

法人は、シンガポール内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore : 以下「IRAS」) 宛てに、決算日後3ヵ月以内に見積課税所得 (ECI) を申告し、決算日の属する年の翌年11月末までに確定申告書を提出します。申告書提出後、賦課決定通知書の発行日から1ヵ月以内に確定納付を行う賦課課税方式が採用されています。

2020賦課年度より全ての会社に電子申告義務が付されました。

税率は17% (SGD10,000まではその75%が免税、SGD10,000超SGD190,000まではその50%が免税) と定められています。

課税年度は暦年です。会計年度終了日が12月31日以外の場合は、通常暦年に代えて、その会計年度を基準年度とすることができます。

前述の通り法人税率は17%であり世界でも最も税率の低い国の一といえます。また、軽減税率を考慮すると、課税所得がSGD200,000までは実効税率が8.3%程度となり、その他の特別措置も頻繁に行われているため税負担は日本と比較するとかなり異なっています。



シンガポール中心部のオフィス街

(2) 個人所得税

個人所得税の計算期間は暦年課税。源泉徴収制度はないため、対象年度終了後、確定申告によりIRASへ所得を申告することとなります。IRASが発行する賦課通知に従って、納税を行う賦課課税方式が採用されています。

納税者は、居住者と非居住者に区分され、それぞれ異なる税率が適用されます。外国人の場合、当該暦年におけるシンガポールでの滞在または就労した日数が基準となり、非居住者は、シンガポールの滞在・就労日数が60日以内の場合は免税、61日～

182日の場合は非居住者の税率で課税されます。

シンガポールの滞在・就労日数が183日以上の場合は居住者の税率（累進課税）で課税されます。

(3) 財・サービス税（GST）

標準税率は7%です（ただし、2023年1月1日から8%へ、2024年1月1日からは9%と2段階で税率が引き上げられます）。GSTは登録制であり、登録企業だけにGSTの申告義務が生じます。未登録の企業は顧客に対してGSTを請求ですることができます。GSTの制度上、年間の課税売上高がSGD1,000,000超の企業はIRASにGST登録を行い、自社商品やサービスを国内で販売や提供する際にGSTを課す義務が生じます。

基本的にすべての商品及びサービスが課税対象となり、商品の輸出や一定の国際サービス等については免税となります。課税業者（登録企業）はインボイスを発行することが必要です。

(4) 印紙税

不動産売買、不動産賃貸、株式譲渡及び不動産・株式の担保権設定など特定の契約文書に対して課されます。

印紙税は従価税率または書類ごとに定められた固定額で賦課されます。シンガポール法人の株式を譲渡した場合には、その譲渡価額と株式価値のいずれか高い方の0.2%が印紙税として課税されます。

(5) 不動産保有税

所有している不動産の年間評価額に対し課税されます。年間評価額（=不動産評価額）に対する税率は固定資産の種類によって異なります。主な固定資産の種類は住宅用不動産、土地及び商業用・産業用不動産があります。ただし、商業用・産業用不動産については、年間評価額に対して一律定額の10%が課税され、住宅用不動産については累進税率が用いられています。

不動産保有税は年1回、1月末までに納付します。対象となる期間は翌年度分となるため、年間支払額を1年前払いします。納税者はIRASから送付される固定資産税納付書に従って納付します。

また、2023年1月1日より不動産保有税の税率の一部引き上げが、2022年2月18日公表の税制改正により決定されています。

(6) 遺産税（相続税）

かつてシンガポールには遺産税がありましたが政府は2008年にこれを廃止しました。

当時、東アジアの金融センターとしての地位を争う香港がすでに相続税を廃止しており、シンガポールも海外からの資産・投資を積極的に呼び込む政策の一環として行ったと考えられています。

なお、シンガポールには住民税・事業税および贈与税はありません。



プラナカン建築と高層ビル

〈参考〉

- 日本貿易振興機構（ジェトロ） <https://www.jetro.go.jp/>

第2章

シンガポール内国歳入庁

シンガポール内国歳入庁（1）

国際部副部長 朝日良平
国際部委員 酒井正三

I シンガポールの税務行政(IRAS)概要

1 基本的な特徴

財務省の財政政策局租税政策課が税制の企画・立案を行い、内国歳入庁（IRAS : Inland Revenue Authority of Singapore）が執行を行います。IRASは、関税を除く税の賦課、徵収を担当しています。関税については、関税局（Singapore Custom）、社会保険料の徵収・給付については、中央積立基金庁（CPF : Central Provident Fund）が所掌しています。シンガポールは都市国家であり、地方政府並びに地方税は存在しません。

2 組織の変遷

1947年 所得税局（The Singapore Income Tax Department）発足

* 英国統治時代

1960年 財務省歳入局（Inland Revenue Department）発足

* 英連邦自治領時代

1992年 内国歳入庁（Inland Revenue of Singapore）発足

財務省の外庁（Statutory Board : 法定機関）となり、名称を IRAS に改名

1994年 エージェンシー化

財務省とエージェンシー契約を結び、税収に応じた手数料を受領するとともに、他官庁とも類似の契約を結び、徵収代行を行い、手数料を受領しています。

IRAS は本庁のみの組織であり、日本の国税局・税務署に相当する組織は存在しません。

II シンガポールの消費税（GST）

シンガポールの物品・サービス税（Goods and Services Tax 通称GST、以下「GST」）は、1994年4月1日よりシンガポール政府の予算における社会保障費、教育費等に充てるために導入された日本の消費税に類似する税で、シンガポール国内での消費のために供給された物品・サービスを課税対象とする税です。

1 現況

現在の標準税率は7%ですが、2018年のシンガポール政府予算でGSTの引き上げが公表されていました。しかし、コロナによる経済への影響を鑑み2021年まで具体的な引き上げ時期は発表されていませんでしたが、2022年に引き上げ時期が示され2023年1月1日以降は8%、2024年1月1日以降は9%と1%ずつ引き上げられることとなりました。

なお、この引き上げにより年間でGDPの0.7%、約SGD35億の税収増が見込まれ、増大する社会保障費、教育費等に使用される予定となっています。一方で家計負担に配慮

して、シンガポール国民一人当たり SGD700 から SGD1,600 の現金支給や各種バウチャー支給など総額 SGD66 億の強化パッケージが合わせて発表されました。

2 課税対象

GST の登録事業者がシンガポール国内で行う物品の販売及びサービスの提供は、標準税率（7%）で課税対象となります。シンガポール国内での物品の販売とは、物品の受け渡しが国内で行われることを意味し、物品が国外に搬出される輸出は輸出取引として 0% 税率課税（免税取引または 0% 課税取引）、物品が国内に持ち込まれる輸入取引は、標準税率による課税対象となります。

3 非課税取引

政策的な理由から法令により非課税とされている取引として、以下の取引が法令上列挙されています。

(1) 住宅不動産の販売及び賃貸

(2) 金融取引

非課税とされる金融取引は GST 法附則 4 に規定される主として以下のサービスを指します。

① 為替取引、金利を付す預金取引

② 貸付取引、与信を与える取引

③ 生命保険の提供、販売

(3) デジタル決済トークンの提供

(4) 投資用貴金属（金、銀、プラチナ）の輸入と販売

4 免税取引

輸出取引及び国際間のサービス提供は、免税取引（0% 課税）となります。即ち、最終消費者がシンガポール国外に存在する取引には、原則として課税されることはありません。

5 GST 登録義務者

GST の登録義務者は、年間の課税売上高が SGD100 万を超える企業のみです。しかし、売上高がこの基準以下の企業でも任意で登録することができます。

6 電子申告の義務化

GST は、電子申告が義務化されています。2004 年にウェブベースの電子申告システムが導入されましたが、2005 年 12 月には GST 登録企業の 20% が電子申告となり、2006 年に電子申告の義務化に関する法律が公布されました。公布時に全ての企業が義務化されたのではなく以下の段階を踏んで実施され、現在では 100% 電子申告となっています。

フェーズ	課税売上高	電子申告の義務化実施日
1	≥ SGD500 万以上	2007 年 1 月 1 日
2	≥ SGD200 万以上 500 万未満	2007 年 4 月 1 日
3	≥ SGD100 万以上 200 万未満	2007 年 11 月 1 日
4	≥ SGD50 万以上 100 万未満	2008 年 2 月 1 日
5	≥ SGD10 万以上 50 万未満	2008 年 5 月 1 日

7 税額計算と申告

各事業者は、自社の製品や商品を販売する際に、その売値にGSTを付加して顧客に請求します。顧客から徴収したGST（売上GST）は、同社がその商品の調達や製品の製造のための原材料等の調達、その他諸々の経費の支払いに際して業者に支払ったGST（仕入GST）を控除し、その残額を納付します。仕入GSTが売上GSTを上回る場合には、控除しきれない仕入GSTは還付申請を行うことができます。通常、還付金は申告書提出後3か月以内に還付されます。

GST登録事業者は、3か月毎に当該期間内に課税点が生じた売上GSTと仕入GSTの額を同期間の末日から1か月以内に申告書（Form GST-F5）に記載し、申告納付をしなければならず、申告書の提出は電子申告により行います。

なお、複数の事業者を一つのGST登録事業者としてまとめて申告する制度が用意されています。これは、事業者におけるGST管理業務を軽減し、かつ、グループ内取引にかかるGSTの納税を省略することによりキャッシュフローを抑えるというGST登録事業者の利便に配慮した制度であり、グループ登録制度と呼ばれています。このグループ登録制度は、グループ内の各企業が一つの企業によって支配されていることの要件を満たす必要があります。

GST登録事業者は、課税取引日から30日以内にタックスインボイスを発行することが義務付けられています。物品又はサービスの税込販売価格がSGD1,000を超える販売について発行されるタックスインボイスには、少なくとも以下の項目を記載することが要求されています（GST規則第11条(1)）。

- (1) タックスインボイスの表記
- (2) タックスインボイスのシリアルナンバー
- (3) 発行日付
- (4) 販売者の名称、住所、GST事業者登録番号
- (5) 物品の購買者またはサービスの利用者の名称及び住所
- (6) 物品またはサービスの名称及び種類
- (7) 物品またはサービスの数量及び税抜き単価
- (8) 値引き金額
- (9) 物品またはサービスの合計価額（税抜）、税率、GST金額
- (10) 合計の請求額
- (11) 非課税、0%免税、7%課税取引の内訳とそれぞれの税額 外貨建表記

また、税込の販売価額がSGD1,000以下の場合には、以下の項目のみを記載した簡易タックスインボイスを発行することが可能です。

- (1) 発行の日付
- (2) 販売者の名称、住所、GST事業者登録番号
- (3) 物品の購買者またはサービスの利用者の名称及び種類
- (4) タックスインボイスのシリアルナンバー
- (5) 物品またはサービスの名称及び種類
- (6) 物品またはサービスの合計価額
- (7) 税込の表記

売上伝票またはデビットノートに上記の情報が全て含まれている場合、簡易インボイスとして使用できる。

なお、GST登録事業者以外のものがタックスインボイスを発行した場合、SGD 10,000までの罰金、並びにインボイス記載のGST金額の3倍のペナルティが課されます。

GSTの申告に際しては、証憑書類の添付は求められませんが、以下の書類を保存する義務があります。これらの書類は最低5年間保管しなければなりません。

- (1) 会計帳簿
- (2) 発行したタックスインボイスの控えと受領したタックスインボイス
- (3) 自社が行った輸入及び輸出にかかる書類
- (4) クレジットノート、デビットノート、その他の関連する書類の写し
- (5) その他法令で要求される書類

8 電子インボイス制度

シンガポールでは2020年1月より電子インボイス制度、ペポル (PEPPOL=Pan European Public Procurement Online) を導入しています。ペポルとは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」に関する国際的な標準仕様で、国際的な非営利組織である「Open Peppol」という団体により管理されています。2020年9月に呼称を「Invoice Now」としました。年間GST課税売上高がSGD100万超は登録義務があり、この金額以下でも任意に登録してGST仕入税額控除が可能になっています。この場合には、最低2年間は登録事業者を継続する必要があります。なお、年間課税売上高がSGD100万以下の企業で任意で課税事業者を選択していない事業者は免税事業者となります。年間課税売上高がSGD100万を超えた場合、または、将来の12か月間でSGD100万を超えると予想される事業者は、課税事業者としてGST登録を行う義務があります。

9 リバースチャージ制度

2020年1月1日以降、物品の輸入の場合と同様にサービスの輸入もGSTの課税取引の対象となりました。事業者間のサービスの輸入の場合には、シンガポール国内で消費されるサービスについて、国内の事業者がサービスを提供するのと同様に、国外の事業者がサービスを提供する場合にも課税対象となり、リバースチャージによる申告制度が導入されています。

III GSTコンプライアンス向上のための手法 —GST担当部門によるプレゼンテーション—

1 はじめに

IRASではGSTのコンプライアンス向上するために、様々なテクノロジーを導入し、その促進を図っています。

世界の潮流として、次のことが言えます。

- (1) ビジネスにおける記録と取引のデジタル化
企業は様々なテクノロジーを活用して、ビジネスにおける記録と取引をデジタル化することに取り組んでいます。
- (2) 納税者が使用するシステムへの接続
税務申告書またはデジタル化した原始記録を直接提出するビジネスを可能にする技術
- (3) 税務処理の自動化
テクノロジーが企業のコンプライアンスへの負荷を軽減し、自主的なコンプライアンスの向上を補助します。
- (4) デジタル化による税務行政
納税者との対話のための税務行政の新しい在り方としてデジタル化を促進していきます。

この様な状況を踏まえたデジタル化による税務行政の推進により、納税者にとってはコンプライアンスの向上による負担の軽減、シームレスな税務申告や税務上のミスの防止が図られています。また、税務行政側にとっても、タックスコンプライアンスを源流から正しく把握することができ、税務監査の迅速な対応、データによる不正行為の検出やリスクプロファイリングの機能を向上させることができますようになっています。さらに、ソフトウェア開発業者等の第三者にとっても、付加価値のあるサービスを提供する機会となっています。

2 GST部門におけるデータおよびアナリスティックの活用

データは、GST部門がGSTコンプライアンスを確保するためのリスクアプローチにおいて、重要な資産となります。

2011年以前はデータをケース別に分けリスク評価を行っていましたが、2011年～2013年にはデータ解析法を獲得し、2014年～2017年にはネットワーク解析手段により分析能力を向上させ、さらに2018年以降現在においてはGSTの還付プロセスでのアナリスティックの導入やソフトウェアからのシームレス申告によるアナリスティックとAPI (Application Programming Interfaceの略：あるソフトウェアやプログラムが持つ機能や情報を、別のプログラム上でも利用できるように繋ぐ仕組みのこと) 技術の統合を行っています。

- (1) 旧プロセス
 - ① 納税者は自身のタックス・ポータルを経由してGST申告書を提出
 - ② 申告書はシステムで処理し、還付はビジネスルールにより評価
 - ③ 不正が想定される還付は、分析ツールを用いて調査官の調査の対象
 - ④ 承認された還付は、分析モデルを用いて追加調査のために選択
- (2) 進化したプロセス
 - ① 納税者は自身のタックス・ポータルを経由してGST申告書を提出し、そのデータはアナリスティック・プラットフォームに送信
 - ② 申告書はシステムにより処理され、分析モデルによりスコア化され、還付はそのスコアを考慮したビジネスツールにより評価
 - ③ 不正が想定される還付はネットワーク分析ツールを用いて調査官による調査の対象

3 GST還付プロセスへのアナリスティック・モデルの組み込み

次のプロセスにより解析を行い、データをアナリスティック・モデルに組み込んでいます。

- (1) 還付請求の受付
- (2) コンプライアンスを先行管理する全体的なアプローチにより中・高リスクの還付請求は、ビジネスルールと分析に基づいて停止
- (3) 停止された中・高リスクの還付請求は調査官により調査されて、高リスクの還付請求は還付請求を停止。一方、低リスクの還付請求は還付を実施
- (4) これらのデータを蓄積しモデルの改良のためにフィードバック

アナリスティック・モデルのシステムへの組み込みにより、次のような効果と成果が認められました。

- (1) 還付プロセスにおけるリスクを管理することにより、高リスクの還付を分析モデルで検出し、返金前の段階で自動的に停止することができる
- (2) 分析コンポーネントで既存のルールを強化して誤検出の低減による的確性の向上で税務調査の改善
- (3) アナリストの導入プロセスを自動化し、手動による導入の手間を解消したことによる生産性の向上
- (4) これにより2022年1月31日現在、従来は還付後の段階でしか発見できなかった高リスクの還付請求が新たに先行検出
- (5) 調査官の調査のために保留された低リスクの還付請求の数は、30%強下落
- (6) 税金の回収額の増加
- (7) より多くの潜在的な不正案件の検出

4 デジタルコンプライアンツールの活用

2010年からネットワーク解析（以下「NA」）の活用に成功し、2016年には税務マニュアル調査の実施において、担当者をサポートするために企業向けNAツールを導入、次のような手続きが行われます。

- (1) 税務調査事例の受領
- (2) 担当者は、NAツールを使用したチェックの一環としてリスク・スコア／リスク・バンド、リスク・エリア・アンド・ネットワーク・ビジュアライザーを確認
- (3) 担当者は、さらに問い合わせするか、税務調査を終了するかを決定

また、NAツールを調査に活用するメリットとしては、次のような点が挙げられます。

- (1) 納税者のリスクプロフィールの把握と特定の危険領域の見極め
- (2) コンプライアンス機能の強化
把握されていない隠れた関係に対する大量かつ複雑な情報の処理と危険な納税者グループの追跡
- (3) 生産性の向上
何層にも重なる複雑な関係を特定するための時間と労力の削減と納税者のリスクレベルに応じたコンプライアンスチェックの実施

【IRASのコンピュータ税務調査パッケージについて】

現在、試験運用中のコンピュータ税務調査パッケージ(IRAS computer Audit Package、以下「ICAP」)は、ダッシュボードスタイルで表示されるWebベースのアプリケーションです。複数のオープンソースプログラミング言語を使用して開発されています。具体的にはPython/HTML/JavaScriptを使用。これにより、よりシームレスな体験と使い勝手の良さで、取引情報のコンプライアンスチェックを自動的に分析することができます。

ICAPの使用方法は、次のとおりです。

(1) セットアップの実行

- ① 初期設定
- ② リスティングデータの読み込み
- ③ 自動データクリーニングの実行

(2) トレンド解析の実行

傾向分析チェックを行い、不一致を検出

(3) リスク指標の見直し

案件でヒットしたリスク指標を検証し、コンプライアンス違反の領域を特定

(4) 発見事項の記録

システムへアップロードするための自動レポート作成

5 ソフトウェアでのシームレスなファイリング

デジタルでつながり、納税者のシステムに税を組み込むための変革の行程において、IRASはソフトウェアでのシームレスなファイリング(Seamless Filing From Software、以下「SFFS」)の開始を推奨しています。SFFSと納税者のシステムが統合された後、企業や税務専門家は、会計ソフトや給与計算ソフトを使い、ボタンを数回クリックするだけでIRASに直接GST申告をすることができます。

この取り組みは、API技術を活用することで、企業や税務専門家とIRASをつなぐことができ、SFFS製品との連携により、他の税務申告、例えば法人税申告 (Form C-S)なども行うことが可能となります。

SFFSの具体的なステップは、次のようになります。

(1) これまでの一般的な企業のGST申告の場合

- ① 会計ソフトから情報を抽出
- ② GST申告書の作成とレビュー
- ③ Singpassを使用して納税者自身のMy Tax Portalにログインし、GST申告書を提出
- ④ 提出を完了して受信承認を受領

(2) SFFSを使用したGST申告の場合

会計ソフトから直接GST申告書を提出

この場合には、ソフトウェアで事業の裏付けとなる取引の税務番号に基づきGST申告書 (F5/F6) のドラフトが作成され、次に、申告者がドラフトをレビューし、Singpass認証を受けた上で提出を完了して受信承認を受領するまでがシームレスで行えます。つまり、すべての手続きがソフトウェア内で完了します。

これによりGSTに限らず全ての税務申告が簡単に確実にできた上に、コストの削減にもつながるなどのメリットがあり、納税者からも高い評価の声が寄せられています。

6 未来を見据えて

将来、システム、データ及びアナリスティックの活用によるコンプライアンス能力の向上を目指す必要があります。それには、より多くがデジタルコラボレーションし、新たなデータソースとタイムリーなデータの収集を行い、そのデータをより高度な技術で分析することによって、税務調査も人工知能を使った方向に進むものと考えています。

IRASにおいても、担当者のスキルアップを図ることにより将来に備えるとともに、より少ない人員で効率よく仕事をこなすためのツールを構築する一方、アナリスティックとRPA (Robotic Processing Automation) によるプロセスの自動化を進め、セルフサービス分析やダッシュボードの普及により、簡単なデータリクエスト、レポート、分析を段階的に廃止します。そして、組織内外の関係者（例えば会計ソフトベンダーなど）と定期的に新しいソリューションを特定し、共同設計、共同作成することやデータサイエンティストやアナリストが使用する新しい技術やスキルを習得し応用することで、常に適切な対応ができる体制を築こうとしています。

IV IRAS の目指す将来像について

IRAS発足から30年が経過し、現在は「IRAS' Workforce Transformation」と題し、組織及び働き方改革、再構築と呼ぶべきか、将来に向けた取り組みが始まっています。

以下にその概要を記します。

1 ワークプロセスの再構築

(1) 可能な限り自動化します。

- ・機械に任せておけばよい
- ・生産性の向上と空き時間の創出
- ・高付加価値業務に従事する人材の確保

現在進行形

- ・基幹業務システムの再開発
- ・人工知能（AI）の活用拡大
- ・次世代チャットボットの開発及び活用
- ・自助具（身体機能の低下を原因とする動作の困難を補うための道具や装置）の充実
※職員または納税者にとってのいずれかあるいは両方ともか

(2) コンプライアンスをできる限り上流に

- ・上流工程でのコンプライアンス向上
- ・納税者と職員の負荷軽減

現在進行形

- ・他の機関やソフトウェアプロバイダーと提携し、ビジネスのデジタル化を促進
- ・企業にとって身近なシステム（会計・給与計算ソフト）にシームレスに税金を組み込む
- ・ソースでのデータ収集の拡大
例：カードパーティープラットフォームからのデータ収集の充実に努めている
- ・全国電子請求ネットワークの充実

2 リデザインと新たな雇用の創出

- (1) 一部の職種は段階的に廃止される予定
例えは、自動化、AI化に代替された職種等
- (2) 新たな雇用が生まれる、育つ
データアーキテクト/サイエンティスト
データ・AI エンジニア
デジタル・エコシステム・パートナー担当
Ops-Teck スペシャリスト
- (3) ほぼすべての仕事がテクノロジーの活用によりこれまでとは異なる方法で行われるようになります。

より付加価値の高い、より複雑な仕事を担当できるよう、職員の方向性を変え、サポートします。ほぼすべての仕事が、テクノロジーの活用によりこれまでとは違った形で行われるようになります。

3 スキルアップ・キャリアに応じた人材育成

職員のスキルアップと再教育を奨励し常に適切なサービスを提供 生涯学習 職員にキャリア・フィットネスのオーナーシップを奨励し、権限を与えることで継続的に学習する文化を醸成

4 ホリスティックコンピテンシー開発

- コンピテンシー開発計画、パフォーマンスマネージメントへの組み込み
- ・デザイン、データなどの機能的なコンピテンシーすべての人にデジタル化を
 - ・行動コンピテンシー+アジャリティー 等々

V IRASにおける質疑応答

Q：GSTの還付申告においてICAPソフトを使用するのは不正還付が多いからなのでしょうか？

A：ほとんどのGST納税者は正しい申告を行っていますが、なかには不正に還付を受けようとする納税者もいるために、不正還付の発見と還付手続きを効率化するためです。

Q：申告した納税者の内、還付申告者の割合は？

A：凡そ30～40%です。

Q：ICAPの活用は、インボイスあるいは会計データから情報をとるためなのでしょうか？

A：GSTの還付申告がされた場合、売上、仕入についてのリスク情報の要請し、ICAPを使用して調べるためです。

Q：海外のベンダーの登録制度ができましたが、ベンダーからの情報収集がその理由ですか？

A：答えはNOです。

Q：では、この制度の目的は何ですか？

A：デジタル経済が進んでいるため国内のベンダーが海外のベンダーと公平・公正に競争できるようにするためです。この登録制度は新しい制度で未だ税務監査が始まったばかりですので、現在、リストティング情報の提出をお願いしている状況です。

シンガポール内国歳入庁（2）

国際部委員 寺澤 司

シンガポールにおける税務訴訟の流れ － IRAS 法務部によるプレゼンテーション－

I シンガポールでの税務訴訟手続きの概要

1. 税務争訟のカテゴリー

- (1) 所得税審査委員会 (ITBR)
- (2) 物品サービス税審査委員会 (GSTBR) 租税審判所への不服申立て
- (3) 評価審査委員会 (VRB)
- (4) 印紙税 (高等裁判所一般部門へ直訴)

2. 所得税審査委員会 (ITBR)

- (1) ITBRは、財務省の下に設置された独立した審査委員会です。
- (2) 審査委員会は、委員長、副委員長、その他財務大臣によって任命された有資格者で構成され、所得税の不服申し立てを審理・決定します。
- (3) 審査委員は独立して任命され、IRASや所得税の監査官とは無関係です。
- (4) 委員長および副委員長は、下級裁判官の資格を持っているか、2004年の会計士法に定められた登録された公認会計士である必要があります。
- (5) 審査委員会のメンバーは、通常は弁護士、学識経験者、または税務専門家です。
- (6) ITBRの案件は3人のメンバーで審理され、そのうち少なくとも1人は委員長または副委員長でなければなりません。

3. 物品サービス税審査委員会 (GSTBR)

- (1) GSTBRは、財務省の下に設置された独立した委員会です。
- (2) 審査委員会は、委員長、副委員長、および財務大臣によって任命された有資格者で構成され、GSTの不服申し立てを審理・決定します。
- (3) 審査委員は独立して任命され、IRASやGSTの監査官とは無関係です。
- (4) 委員長および副委員長は、下級裁判官の資格を持っているか、2004年の会計士法に定められた登録された公認会計士である必要があります。
- (5) 審査委員会のメンバーは、通常は弁護士、学識経験者、または税務専門家です。
- (6) GSTBRの案件は3人のメンバーで審理され、そのうち少なくとも1人は委員長または副委員長でなければなりません。

4. 評価審査委員会 (VRB)

- (1) 評価審査委員会は、1960年固定資産税法 (PTA) 第23条に基づき構成される審判所です。
- (2) 評価審査委員会は、委員長、副委員長および委員で構成されています。
- (3) 審査委員は通常は弁護士、学識経験者、不動産鑑定士が務めています。

- (4) 1947年の所得税法や1993年の物品サービス税法とは異なり、PTAは委員長や副委員長に必要な資格を定めていません。
- (5) 評価関係での不服申し立ての理由は下記になります。
 - 財産の年間評価額に不服がある場合。
 - 納税額および納税期間に不服がある場合。

5. 不服申立ての当事者・関係者

- (1) 不服申立人（納税者）
- (2) 被申立人（監査官／チーフアセッサー・IRAS側）
- (3) 当事者の弁護士または許可された代理人（所得税、GSTは公認会計士が代理人になることも可能）
- (4) 事実上の証人
- (5) 専門家証人（必要な場合）

6. 不服申立てにかかる法定費用

- (1) 返金不可能な出願手数料（ITBRとGSTBR）
 - 会社の場合 SGD200
 - 個人の場合 SGD50
- (2) 弁護士費用
- (3) 費用に影響する要素
 - 問題の複雑さ
 - 法務チームの規模
 - 証人の数
 - 審理期間

7. 不服申立てのプロセス

- (1) 査定または決定通知書（監査官側）
- (2) 異議申立書（納税者側）
- (3) 修正拒否の通知／決定（監査官側）
- (4) 不服申立ての通知（納税者側）
- (5) 不服申立書（納税者側）
- (6) ケースカンファレンス、レビュー
- (7) 原因究明のための書類提出
- (8) ヒアリング
- (9) 決定

8. 高等裁判所への控訴

- (1) 当事者的一方または両方が審査会の決定に不服がある場合、高等裁判所一般部門に控訴することができます。
- (2) 最終的に高等裁判所の上訴部門に上告することが出来ます。

9. シンガポール審査委員会の発行物/裁判所判決

- (1) 審査委員会・裁判所の判決の一部は、Singapore Law Watchのウェブサイト (<https://www.singaporelawwatch.sg/Judgments>) から無料で入手できます。ただし、すべての判決がSingapore Law Watchで公開されているわけではありません。
- (2) 公開された、より詳しい包括的な判例はLaw Net <https://www.lawnet.sg> で入手できます。ただし、Law Netは有料になります。

II 事例紹介

1. NP and Another v Comptroller of Income Tax [2007] SGHC 141

(1) 事実関係

- ① 納税者は8年の間に8つの居住用不動産を購入し、そのうち7つを売却しました。
- ② IRASの所得税の監査官は、4つの不動産の売却益について追加の所得税の通知を出しました。短い期間に多くの不動産の売買があるので、IRASは、これを事業・商売であると考えました。（シンガポールではキャピタル・ゲイン課税は非課税ですが、事業としては課税となります。）それに対して納税者は3件の不動産についてITBRに不服申立てをしました。
- ③ 紳士は、風水が悪いなど様々な理由で一部の物件を売却したと主張しました。
- ④ ITBRは、風水が悪いから不動産の一つを売却したという納税者の主張を却下しました。ITBRは、納税者が証人として呼んだ風水師は、納税者に助言した本来の風水師ではなかったため、その証言を重視しませんでした。

(2) 高等裁判所の判断

- ① 高等裁判所は、証拠に基づき、納税者が係争物件の1つを売却した動機は、その物件が悪い風水であると考えたためであると判断しました。重要な点は納税者が風水の専門家のアドバイスを信じたことだと言いました。
- ② 売却益はその後の不動産の購入にあてられたことを高等裁判所は考慮しました。つまり、納税者が不動産の売買を事業として行う意図は無かったとしました。

2. Wee Teng Yau v Comptroller of Income Tax and another appeal [2021]

3 SLR 1290

(1) 事実関係

- ① Weeは歯科医院(ACOC)に勤務していた歯科医師でした。その後、Weeは会社(SPL)を設立し、Weeはその唯一の取締役および株主となりました。
- ② WeeはACOCの患者に歯科サービスを提供し続け、ACOCはWeeの代わりにSPLにフィーの支払いを行いました。
- ③ SPLはWeeに給与と役員報酬を支払いました。非課税の配当もSPLがWeeに支払いました。
- ④ 国税当局は、SPLがACOCから受け取った手数料をWeeの個人所得として扱い、それに応じて課税しました。（法人税17%、個人所得税最高22%の税率の差異の利用、また、会社から非課税配当を受け取るための脱税行為と認定しました。）

⑤ Weeは、SPLは善意の商業的理由で設立されたものであり、租税回避のためではないと主張しました。

⑥ ITBRは、Wee氏に人為的に低い給与を支払い、非課税の配当を通じてSPLの利益を引き出したとして、これを租税回避行為と判断しました。

(2) 高等裁判所の判断

① 高等裁判所もほぼ同じ理由でITBRの判断に同意しました。

② ACOCはこれまでWeeに直接支払っていた手数料をSPLに支払い、SPLはWeeに低い給与を支付きました。これにより、Weeは個人所得税を少なくすることができ、SPLは法人税を少なくすることができます。

③ 法第33条は、医師が経営の委任や医師の責任の制限を目的として私的有限会社を設立することを禁止するものではありません。

④ しかし、事実関係を見ると、SPLはWeeの租税回避のためだけに存在するとは言わないまでも、Weeの租税回避を可能にすることであったことがわかります。

III 質疑応答

Q 1 : ITBR、GSTBRはいつから制度化されましたか？

A 1 : ITBRは所得税の導入時、GSTBRはGSTの導入時から制度化されています。

Q 2 : ITBR、GSTBRは行政機関の一つと考えて宜しいですか？

A 2 : はい、そう考えて頂いて結構です。

Q 3 : 租税訴訟の中で公認会計士が関与できるようですが、シンガポールでは税理士の関与は認められるのでしょうか？日本の租税訴訟では、税理士・公認会計士が弁護士を補佐する補佐人制度が認められていますが、シンガポールでは租税訴訟を行う際に、当事者からの依頼で税理士・公認会計士が裁判に参加できる制度はあるのでしょうか？

A 3 : KPMGなど会計事務所がIRASと納税者の間に入り、納税者の意見の説明をしますが、審理や裁判の場面では公認会計士である必要があります。

Q 4 : 個人と法人の税率の違いを利用した節税は日本でも多いですが、シンガポールでも数が多いのでしょうか？日本では税金の他に社会保険料の関係もあり、一概に税率のみでは考えられませんが、シンガポールではそのようなことを納税者が自分で考えるのでしょうか、会計士や弁護士などがアドバイスをするのでしょうか？

A 4 : タックスマネジメント（節税）とタックスアボイドメント（脱税）に分けて考えます。タックスマネジメント（節税）はシンガポール政府が税金を節約してもらうように用意しているもので、それをを利用して節税することです。それに対してタックスアボイドメント（脱税）は、あるシステム、構造を利用して政府が意図していない方法で納税者が税金を逃れることで、これは脱税行為とみなされます。誰がアドバイスするかについては分かりません。

Q 5 : シンガポールは法令違反に厳しいと聞いていますが、どのような罰が課されますか？

A 5 : 脱税に近い節税は民事案件になり罰というよりは加算税になります。税関係の犯罪で罰が付くのは、例えば書類を改ざんして隠蔽している場合などです。

Q 6 : IRASに脱税摘発の専門部隊はありますか？

A 6 : 捜査部があります。検査部が税関係の犯罪脱税の検査をします。それ以外は基本的には調査部が行います。

Q 7 : 手続的にITBR等を通さずに直接裁判所へ訴えることは出来ませんか？

A 7 : はい、出来ません。

Q 8 : 日本の国税審判所では不服を申し立てた結果、税金が高くなることはありませんが、ITBR等においても不服申し立てた結果、新たな事実により税金が高くなるということはありませんか？

A 8 : ITBRについては、ある特定のことについての申立てになりますので、その事だけを見ています。今までのところITBRに申し立てて、他のことが分かり追徴ということはありません。

第3章

シンガポール税理士会

シンガポール税理士会

国際部長 相澤 康晴
国際部委員 服部 友秀
国際部委員 神田 宗豪

I はじめに

シンガポール税理士会の正式名称は Singapore Chartered Tax Professionals (以下「SCTP」) と言います。直訳すると“シンガポール認定税務専門家組織”となります。その名称からも分かる通り日本の税理士会とはその組織の成り立ちや運営形態など多くの点で違いがあり、シンガポール独特の政治体制や税制度を背景として重要な役割を果たしています。

当会の今回の訪問は7年ぶりとなり、世界の政治経済環境が激変したこの期間において、SCTPとそれを取り巻くシンガポールの経済環境、そして税制度の変容を中心にたくさんのお話を伺うことができました。

II SCTPからの挨拶

冒頭、SCTP副会長よりご挨拶を頂きました。

遠くからご来訪いただき感謝します。オンラインではなく、こうして対面によって意見を交換することでお互いの理解もより深まるものと思っております。私たちからは、SCTPが税務専門家に提供している様々なプログラムと税務情報、そしてそれらから得られるインセンティブなどについてお話しします。

そして東京税理士会様からは会員への情報の提供方法や日本の税制改正などについて多くのことを学びたいと思っております。



SCTPとの協議会の様子

III シンガポールにおける税務専門家組織の成り立ち

1. 税務専門家組織の誕生

2009年8月、当時の貿易担当国務大臣、シンガポール公認会計士協会、税務アカデミーは税務専門家のための組織を作ると宣言を行い、2010年5月 Singapore Institute of Accredited Tax Professionals (SIATP・シンガポール税務専門家協会) が発足しました。

それまではシンガポールタックスアカデミーと公認会計士協会が税務情報や専門知識の提供などを行っていましたが、それらの業務・組織を統合する形でシンガポールでは初めての税務専門家組織が発足しました。

2. STEPSの研究と実行

2016年IRASはStudy of the Tax Ecosystem and Practice in Singapore (STEPS) をSCTPに委託しました。

STEPSとはタックスエコシステムの研究と実行、すなわち税務業務全般における究極の効率化・デジタル化を研究し実務運用していくというプロジェクトです。

その最大の目的はシンガポールを税務サービスにおける世界のリーディングプロバイダーとして成長させることです。なるべく人の手を煩わせず、公正で公平な税業務を実現するために、ITを積極的に活用する取り組みを行っています。これは税務専門家に限らず、会計士、弁護士など他の専門家にも課されたミッションであり、国家戦略として国を挙げて取り組まれています。

3. 多様な経験を持つ税務専門家組織

STEPSの提言の一つに「税務専門家の独立機関の設立」が含まれております。SCTPはその存在自体が国家戦略のタックスエコシステムの一部と言えます。

そしてその提言では、多様な経験を持つ能力の高い世界の専門家のハブになり、税務コミュニティを構築し、監督発展させていくことが記されています。この専門家とは、税理士に限らず会計士、弁護士、学者その他様々な分野の専門家も含まれます。

SCTPは、全世界から才能を集め、会計事務所のハブとなり、シンガポールがビジネスとイノベーションの世界的中心地となるための国家戦略に貢献する組織と位置付けられています。

4. SIATPからSCTPへ

2020年3月、今までのシンガポールにおける税務専門家組織SIATPは10年の節目を迎える、より多くの会員が発言権を持つ現在のSCTPへと生まれ変わりました。



IV SCTPの組織について

現在SCTPを構成する会員は約3,100名です。資格種別ごとの会員構成割合は以下のとおりです。

Accredited Tax Advisors (ATA)	43%
Accredited Tax Practitioners (ATP)	49%
Accredited Tax Practitioners Provisional (PTP)	8%

実務経験とプログラムの受講度合に応じてPTP、ATP、ATAの3種類に分類されています。そのレベルはPTP→ATP→ATAとランクアップされます。さらに所得税と消費税(GST)の税種目別にその認定が行われます。

61%の会員はBig 4を含む大小の会計事務所に所属しその数は1,800社です。あとは様々な業種の企業に所属する会員が27%、IRASなどの行政機関が8%で大学などの学術界は1%とかなり少数派となっています。

このことからもSCTPの資格は、学位レベルなどを証明するものではなく、税務の実務能力レベルを認証することに特化したものだということが分かります。

V SCTPが認定する資格の分類

認定税理士(ATA)

SCTPが認定する最高位の資格です。

会計事務所などで企業への税務のアドバイザーとなり、また企業内の税務遂行チームのリーダーなどとして活躍しています。

専門税種目	実務の経験	必須受講プログラム
所得税	5年以上の所得税実務経験	◇所得税プログラムレベル3 ◇シンガポール税アカデミーによる高度な税プログラム
GST	5年以上のGST実務経験	◇GSTプログラムレベル3 ◇シンガポール税アカデミーによる高度なGSTプログラム
所得税とGST	各分野での5年以上の実務経験	ATA（所得税）とATA（GST）の両方の資格を満たす

※実務経験と必須受講プログラム要件の両方を満たす必要があります。

認定税理士（ATP）

暫定的なPTP資格保持者から正式なSCTPメンバーとして認定されます。
会計事務所や企業などの組織の中で税務を実践するメンバーが多くいます。

専門税種目	実務の経験	必須受講プログラム
所得税	3年以上の所得税実務経験	次のいずれか 1 つ以上: 1. タックスアカデミーの所得税プログラムレベル 2 2. ISCAの課税におけるATT斯ペシャリスト証明書 3. CPAオーストラリアのシンガポール税務試験 4. ACCAの「(F6) Taxation」および 「(P6) Advanced Taxation」モジュールの両方 (F6 および P6 は現地ベースのモジュールであるため、海外で完了した ACCA 認定は受け入れられません。)
GST	3年以上のGST実務絏験	シンガポール税アカデミーによるGSTプログラムレベル2
所得税とGST	各分野での3年以上の実務経験	ATP（所得税）とATP（GST）の両方の資格を満たす

※実務経験と必須受講プログラム要件の両方を満たす必要があります。

“暫定的” 認定税理士（PTP）

SCTPのエントリーメンバーです。
所定の期間内にATPの資格要件を満たし、その認定を受けることが要求されます。

専門税種目	実務の経験	必須受講プログラム
所得税	3年以上の所得税実務経験	次のいずれか1つ以上: 1. タックスアカデミーの所得税プログラムレベル 2 2. ISCAの課税におけるATT斯ペシャリスト証明書 3. CPAオーストラリアのシンガポール税務試験 4. ACCAの「(F6) Taxation」および 「(P6) Advanced Taxation」モジュールの両方
GST	3年以上のGST実務絏験	シンガポール税アカデミーによるGST プログラムレベル2
所得税とGST	各分野での3年以上の実務経験	PTP（所得税）とPTP（GST）の両方の資格を満たす

※実務経験又は必須受講プログラム要件のいずれかを満たせば暫定的に認定されます。

VI シンガポールタックスアカデミーについて



SCTP資格の認定要件に入っているプログラムを提供しているシンガポールタックスアカデミーについて紹介いたします。

正式名称 Tax Academy of Singaporeは、IRAS が大手国際会計事務所(Big 4)、SCTPなどと協力して設立した非営利の税務知識教育機関です。

日本の税務大学校は国の税務職員を養成する機関ですが、タックスアカデミーはそれとは異なり、官民関係なく税務専門家の育成を行います。シンガポールにおける税務コミュニティの専門的能力を高め、税務知識のハブとしての地位を確立しています。税の専門家が国税および国際税において高いレベルの能力を獲得するために構造化された税トレーニングロードマップを提供しています。

SCTPでは独自の教育プログラムを提供しつつ、タックスアカデミーのトレーニングも活用し、その結果を認定の基準にしています。SCTPのプログラムは主に実務により即しているものであり、タックスアカデミーのプログラムは主に税理論を学ぶものになっています。



Director Ms. Chow Wai Yee を囲んで

VII 「認定」を受けることにより差別化を図る

シンガポールでは税務代理業務に資格の認定は必須ではありません。SCTP資格は「免許・ライセンス」ではなく「認定」という位置づけですが、自主的な登録を強く推奨しています。

実際KPMG事務所でも、税務に携わるほとんどのメンバーが認定有資格者であり、いずれかのカテゴリーに属しているとお話を伺いました。給与もその資格のグレードに応じて昇給されるということです。さらにIRAS職員においても、該当する業務の税目においてこの資格の認定を受けている人がほとんどであるということです。

これらのことから、この認定資格はシンガポールにおいて個人の税務業務の能力を推し量る明確な尺度として根付いています。

VIII 「認定」されることによる特典

認定を受けることにより、有資格者は次の特典を受けることができます。

1. 職業上の称号を使用し、他の人と差別化する権利
2. 職業名簿に掲載される特権
3. 税務関連の問題や提案を当局に提起する唯一の機会を与えられる
4. 税務政策の実施前に、コンサルテーション・ペーパーおよび適用についてフィードバックする特別な機会を与えられる

例えば

- (A) SCTPメンバーがコメントした問題
- (B) 税務ガバナンスと税務リスクの管理と統制の枠組みに関する問題
- (C) シンガポールの二重課税防止協定(DTA)ネットワークの回避
- (D) COVID-19 から生じる税への影響
- (E) 移転価格調整と GST/源泉徴収税の相互作用
- (F) IRAS のアプリケーションプログラミングインターフェイス API)を介したGST申告書およびリストの直接提出
- (G) 税務問題に関する当局とのハイレベルな議論に参加する独占的な機会 など

また、ACAPに関するも認定を受ける場合およびその内部の調査を行う場合についても必ずSCTPのメンバーが携わらなければならないとされています。

※ACAP

IRASは2011年4月より、ACAPを導入しました。ACAPとは、Assisted Compliance Assurance Programの略称であり、消費税申告の内部統制に関するプログラムで、申請要件を充足するすべての消費税課税事業者を対象とし、任意の参加が可能であります。プログラムに参加すると、企業又は顧問会計事務所は、自ら消費税に関する内部統制の評価を一定期間行い、その評価レポートをIRASに対し提出します。(レポートの提出

期限はACAP参加承認後1年以内)。IRASは提出されたレポートを審査し、審査に合格した企業等には、最大5年間、消費税の税務調査が免除されるステータスをベネフィットとして与えます。

IX 会員の活躍を促進するための取り組み

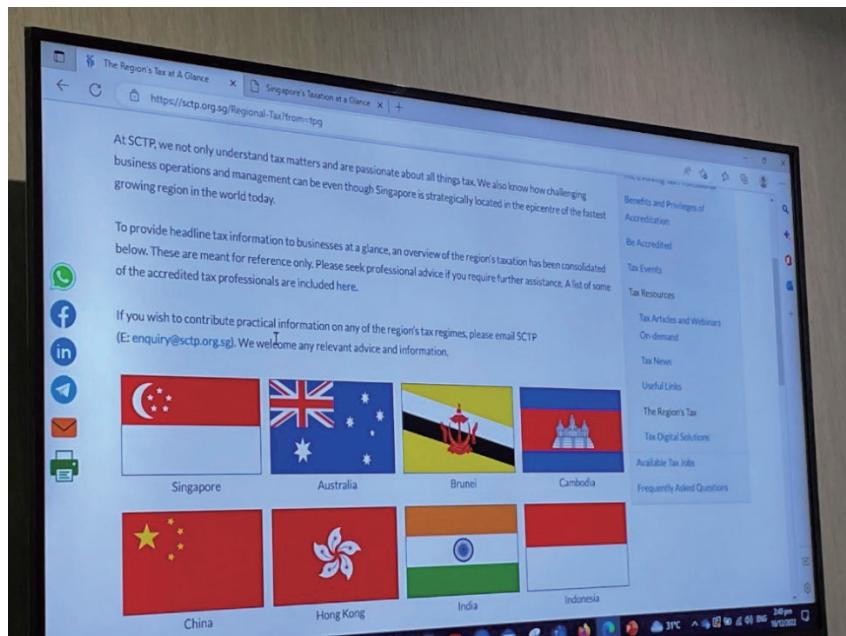
シンガポールでは税務代理業務を行うのに必ずしも資格が必要なわけではありません。無資格により有料で代理業を行う業者も存在し、個人事業主や小さな企業は報酬が安いこれらの業者に依頼することもあるとのことです。

ただし、一定規模以上の企業や高所得者は適正な税務情報を得られないことや業務のデジタル化(効率化)の機を逸することで、多額の損失が出ることも考えられます。よってこれらの企業などは、ほぼ有資格者を擁する会計ファームなどにその業務を依頼しています。

よって、SCTPの使命は会員が実務を公正かつ効率的に行えるように支援することです。そのために会員の専門知識を高める教育プログラムを構築し、IRASとの協議に直接参加させ、それらの情報を共有し、蓄積し、会員がそれらの情報に容易にアクセスできるようになっています。それらを実現するツールとしてSCTPのウェブサイトを最大限利用しています。より幅広いリソースへワンストップアクセスできるようになっています。

さらに、会員が外国で仕事をしたい場合や外国の税務情報に触れたい場合には、すぐにそれらの情報にアクセスできるようにしています。

※ウェブサイト一部抜粋



ウェブサイト訳

SCTPでは、税務に関する諸問題を理解し、その改善に向けて日々取り組んでおります。シンガポールは今日、世界で最も急速に成長している地域の中心に戦略的位置しています。それゆえにその事業運営と管理がいかに困難であるかも知っています。企業にとって大切な税情報を探索的に提供するために、地域（国）の税制の概要を以下にまとめました。さらにサポートが必要な場合は、専門家のアドバイスを求めてください。認定された税務専門家の一部のリストがここに含まれています。



シンガポール税理士会本部にて

X SCTPメンバーの更なる躍進のために

SCTPメンバーはイベントの参加やウェブからの様々な情報にアクセスを無料で行えます。税務専門家が継続的に自分自身をブラッシュアップすることを奨励し、また、税務専門家以外の納税者や実務家の税務問題を解決し、深く理解ができるように環境を整えています。

これらを行う上でITの技術向上と整備は不可欠です。SCTPではテクノロジーショーケースを開催し、様々な税務デジタルソリューションやRobotics Process Automationなどのテクノロジーの導入を税理士事務所に積極的に呼びかけました。

IRASと会計・企業規制庁が、納税申告と年次申告の両方をシームレスに行える共作のデジタルソリューションを発表した際、さまざまなベンダーとIRASと協力して、テクノロジーの導入を紹介・奨励しました。

また様々なイベントも企画しIRASなどとの情報交換・意見提起が行えます。実績としてこの1年で6回開催されました。

この内容についてはウェブにアップされメンバーはいつでもその内容にアクセスできます。しかし、直接参加し意見交換することがメンバーにとって有益であるとコメントされていました。

第4章

KPMG シンガポール事務所

KPMG シンガポール事務所訪問

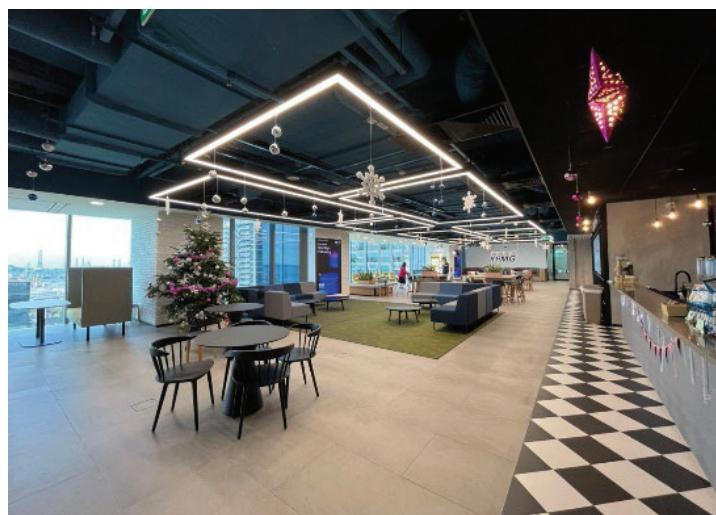
国際部委員 濱川久子
国際部委員 浪川裕良

I はじめに

2022年12月16日午前にKPMGシンガポール事務所を訪問しました。前回のシンガポール視察時（2015年12月）にも訪問させていただいていますが、新しいオフィスへ移転されたばかりで、海を臨む素晴らしいオフィスでした。

現在、KPMGシンガポール事務所には3,300名の職員がおり、そのうち500名が税務部門で働いているとのことです。

事前にお送りしていた質問に対しての回答を頂きつつ、さらに詳細な質問をさせていただき、現地の生の声をお聞かせいただきました。会合はとても和やかな雰囲気のなか、活発に行なわれました。



KPMG シンガポール事務所オフィスの様子

II 質疑応答

質問1. PEPPOLの採用率について、どれくらいの企業がPEPPOLを採用しているのでしょうか？

回答1. 具体的な採用率の数値は把握していません。大企業はほとんどが導入していると思いますが、中小企業については、あまり導入していないと思います。

なぜ中小企業の導入が遅れているかというと、まず信頼性の問題が挙げられると思います。そして、PEPPOLを通じて様々な情報が公開されてしまうことに対して、消極的な中小企業が多いのも一因だと思います。

また、シンガポール政府によるPEPPOL導入を促進するような助成金というものはありますが、それでも中小企業にとっては登録費用やそもそもシステム構築などの初期投資等の導入コストというものの負担が大きくなっています。

そのような障壁に対しては、今後時間をかけて徐々に浸透していき、更に導入済みの大企業との取引が増えていく中で、中小企業においても徐々に導入が進んでいくのだと思っています。

質問2. PEPPOLの利用から、もしくは会計システムから、GSTの申告（消費税申告）まで自動的に行なえるのでしょうか？

回答2. GSTの申告は全てオンラインで行なわれます。具体的にはIRASのTAXポータルサイトにe ファイリングすることでの申告になります。

IRASはAPI連携を高度化することにより、2023年1月から、企業の会計システムからそのままGST申告ができるようにする予定でしたが、スケジュールが遅れているところです。

質問3. GSTの申告は3カ月毎に行なう事になっているとお聞きしていますが、実際の申告はKPMGのような代理人が行なうのか、納税者本人が行なうのか、どちらが多いのでしょうか？

回答3. ケースバイケースです。どちらが多いとはいえないません。



KPMGシンガポール事務所における協議会の様子

質問 4. 2011年4月に導入されたGST申告のためのACAP（Assisted Compliance Assurance Program：正確なGST申告をするために設計されたプログラムで、ACAPに参加してACAP資格を付与されれば、税務調査の免除や罰金の免除等がある）の現状はどうなっていますか？

もしある程度の現状はあります。まだ受けられるのでしょうか？

回答 4. ACAPはまだ続いている。ですが、ACAP導入による助成金については、予算を使いつぶしてしまったので、もう終了しています。
各種メリットについては、まだ受けられます。

質問 5. PEPPOLについて、既に導入しているオーストラリアと連携があるという事を聞いていますが、分かる範囲で構いませんので、どのような連携があるのか教えてください。

回答 5. あまり詳しくはありませんが、ある程度の情報共有がされていると聞いています。それは政府側で必要な情報の共有ではなくて、取引の現場で貿易に必要な情報の共有がされています。
それとは別に、ここ数年間に渡ってIRASとオーストラリアの税務当局の間で人事交流が行なわれています。

質問 6. PEPPOLを導入していない企業によるGSTの申告（e ファイリング）において、紙のインボイスをスキャンして添付する必要があるのでしょうか、もしくはインボイスデータを含んだデータを送信しているのでしょうか、具体的な方法を教えてください。

回答 6. データとして送信しています。それを証明するような書類の添付は求められていません。

質問 7. PEPPOL導入は障壁なくスムーズに進んでいるのでしょうか？

回答 7. 当初はIRASによるコントロールが上手くいっていましたが、ガイドラインや指針を示すことで、最近はコントロールできているように思います。

質問 8. PEPPOLのイニシャルコストやランニングコストについて、中小企業の導入障壁となっている部分があるとおっしゃっていましたが、具体的にはどのようになっていますか？

回答 8. 登録料がSGD200かかりますが、PEPPOLのためのランニングコストはないと思います。

それよりも障壁となっているのは、情報公開の点です。本来守秘義務が必要な情報であっても公開されてしまうという点が中小企業にとって問題になっているようです。また中小企業にとっては、何事も一番最初にやるというのリスクがあると捉えられているようです。

質問9. 輸出入が多いシンガポールにおいて、PEPPOLは輸出入においては利用されていないという理解でありますでしょうか？

回答9. シンガポール国内取引で利用されていて、国外取引において利用されているケースはないようです。

質問10. シンガポールにおける移転価格の最近のトレンドを教えてください。

回答10. シンガポールにおいては、コロナ発生後は移転価格関連の調査が増えています。また過去の移転価格関連の調査はシンプルでしたが、最近は詳細に渡って非常に詳しく行なわれています。
例えば、企業のオペレーションモデルはどうか、サプライチェーンモデルはどうか、付加価値の創出はどういったところか、というような詳細な調査が行われています。

質問11. 日本企業のシンガポール進出の最近の傾向を教えてください。

回答11. まずJCCI（シンガポール日本商工会議所）に登録している日系企業数の推移ですが、2016年は854社でしたが、2021年では795社に減少しています。
ただJCCIへの登録は義務ではないので正確な数字は分かりません。
日本からシンガポールへは、既に進出してしまっている企業がほとんどなので、新たに進出というのはあまりないのかもしれません。
もう1つの傾向としては、例えば香港にあったリージョナルヘッドクォーターをシンガポールへ移転するという形態は増えてきています。昨今ASEAN地域の重要性が増してきていて、香港よりはシンガポールの方がASEAN地方へ進出しやすいと考えられているからです。

質問12. 申告期限である11月の勤務時間はどうなっていますか？

（全ての企業の法人所得税の申告について、決算から3月以内に見積り申告をして、確定申告の期限はその翌年の11月末までであり、さらに申請により12/15まで申告期限が延長される）

※今回の訪問日が申告延长期限の翌日の12/16でした。締め切りの翌日という事もあり素敵なカフェコーナーにも人がほとんどいませんでした。

回答12. ほとんどの企業は11月末までに申告できますが、やはり12/15まで延長しなければならない企業も多数あります。ここ数日は徹夜で働いていました。



オフィスからの眺望

質問13. KPMGシンガポールのメンバーのシンガポール税理士会への加入状況と、シンガポール税理士会のトレーニングの利用等、関わり方を教えてください。

回答13. パートナーを含めKPMGの多くのメンバーが、シンガポール税理士会に登録しています。

関わり方として主にトレーニングの部分が大きいです。

例えば税理士会主催のトレーニングプログラムを修了すれば昇給に繋がるというように、関わりはとても密接だと思います。

質問14. KPMGシンガポールの採用方法について教えてください。

回答14. 会計を専攻する大学生を新卒で採用していますが、ここ2,3年は会計を勉強する学生が減っている為、難しくなっています。

また経験者を、シンガポール国内から、もしくは海外から中途採用することもあります。ここ2,3年はコロナの問題もあり、海外からの採用は少なくなっています。

質問15. KPMGシンガポールでの研修について教えてください。

回答15. 新卒者についてはオンラインで定型的な研修をし、経験者はOJTによる研修を行なっています。

社内では、包括的なプログラムを作成し、トレーニングプログラムカレンダーを公開し、各人が選んで受講しています。

社外では、成績優秀者をシンガポールTAXアカデミーで学ばせ、資格を取らせます。



充実したカフェスペース



IRAS内にあるTraining Facility

第5章

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所

国際部副部長 森 聰



2022年12月16日午後に西村あさひ法律事務所シンガポール事務所を訪問致しました。当日は、全世界拠点代表による経営陣会議が開催されるということで、急遽オンラインでのWEB会議となりましたが、シンガポール事務所共同代表の弁護士 山中政人先生より、会社概要・シンガポールの法制度の特徴・最近のビジネス・トピックス等について下記のプレゼンテーションをいただきました。

I 会社及びシンガポール事務所の概要

西村あさひ法律事務所は、全世界に18拠点を有し、グローバルネットワークを開設しています。シンガポール事務所は、アジア地域への事業進出や投資活動を行う日本企業をリーガル面でサポートするため、海外事務所の開設、現地の有力法律事務所との連携の強化、海外事務所と国内事務所との一体的なチームの編成や人材の現地派遣などの取り組みを実施しています。また、当事務所がアジアに張り巡らしたネットワークと2012年1月開設時から蓄積してきた知識・経験を活かして、現地法律事務所などと連携して、シンガポールのみならず、インドネシア・マレーシア・フィリピンなどのASEAN各地における日系企業の事業進出・展開・撤退などの幅広い範囲で、アジア法のワンストップサービスを提供しています。シンガポール事務所は、シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCと共に2020年6月に、日系事務所として初めて、Formal Law Allianceのオペレーションを開始しております。Formal Law Allianceライセンスは、シンガポールの現地事務所との提携により、単一のリーガルサービス・プロバイダーとして、シンガポール法のサービス提供を可能とさせるものです。体制は、シンガポール人弁護士16名、日

本人弁護士10名、インドネシア人弁護士2名、フィリピン人弁護士2名、マレーシア人弁護士2名、イギリス人弁護士1名となっています。

II シンガポール法制度の特徴

1. 歴史的背景について

シンガポールの法制度は、1824年から1959年まで英國の植民地（1942年から1945年まで日本軍に占領）であり、1965年マレーシアから独立したという歴史的背景と、728km²の土地に約570万人の人口（うちシンガポール市民約405万人）で人口密度は世界第2位であり、海岸線埋め立てにより年々徐々に大きくはなってはいるものの狭い国土という限られたリソースのなかでどうやって多数の国民をささえていかなければならないかという事情からできあがったものです。こうした中で、『いかに、海外の企業がお金を落とすシステムを作れるのか』という観点から、企業寄りで安定した制度が作成されてきました。英國の植民地時代から、英國法系の法制度が整えられており、安定した法制度なっています。特徴としては、基本的にコモンロー（ただし、制定法も多い）であり、契約法・会社法なども英國のものに近いものになっています。判例法については、英國を含む他のコモン・ウェルスのものを参考にする場合もあります。シンガポールはきれいな国という印象がありますが、公務員の汚職も極めて少なく、Transparency Internationalの調査によれば、腐敗認識数ランキングで世界第4位（日本は18位）となっています。

2. 雇用法について

昨今では、シンガポール市民を守るために、徐々に制度が変わってきたるものもあります。企業の競争を制限するような競争法が制定されたのは2004年、個人情報保護法の成立は2013年、雇用法の適用範囲の限定化などがこれに当たります。雇用法は、解雇を含めた契約の終了・給料の支払い・時間外労働・有給休暇、医療休暇を含めた休日等の雇用関係の基本事項が記載されたものですが、適用範囲が限定的で、雇用者寄りの法律となっていましたが、最近は従業者寄りの改正もなされるようになってきました。雇用法のトピックとして、解雇に関するものと外国人の雇用に関する制約について説明いたします。解雇に関するのですが、法令上、解雇の制限が限定的であり、一定期間の通知で理由を開示しなくとも解雇できるということです。一定期間とは、従業者の就業期間で、就業26週間未満であれば1日、26週間以上2年未満であれば1週間、2年以上5年未満であれば2週間、5年以上であれば4週間ということになっています。また、不当な解雇については制限が付きます。三者間紛争解決機関（Tripartite Alliance for Dispute Management）に対し、自己の復職を求める調停を申し立てることができ（雇用法第14条(2)）、解決できなかった場合には労働請求審判所（Employment Claims Tribunal）で審判を求めることができるようになっています。外国人の雇用に関する制約は、就労許可証が必要であることが一般的です。就労許可証には、Employment PassとS-Pass等があります。Employment Passの多くは、専門職・管理職及び幹部職に就く外国人に対して発給されるビザであり、発給対象となる駐在員に一定額以上の給与が支給されること、同人が一定の学位や資格を有することが要求されます。法令上はSGD4500以上とされていますが、実際はより厳しく近時更に厳格化されています。S-Passは、中技能熟練者に発給される

ビザであり、Quota 規制(会社が属する産業に応じ、対シンガポール人との関係で、外国人労働者の人数を定めた一定の比率内に収めなければならない制度)の対象となっています。

3. 不動産について

不動産については、英國の封建的土地制度の影響を受け、『すべての土地の究極的な所有は国にある』ものになっています。FreeholdとLeasehold(rentの支払い一括支払いもある)の形態になります。法体系としてはトレンス・システムによっています。トレンス・システムとは、19世紀南オーストラリアでRobert Torrens氏が考案したもので、登記された不動産の権利に絶対の優先権を認める方法のことをいいます。オーストラリア・カナダ・マレーシアなど英米法系の国が導入しています。ここでは、登記を備えた権利は絶対の優先権があり、不動産取引の効力発生には登記が必要となります。登記を備えた権利は国会が保証することになります。外国人は、商業用・産業用不動産を所有することはできますが、居住用は所有できないことになっています。例外的にコンドミニアムのユニットを所有することは可能です。シンガポールの賃貸借は賃貸人が有利になっています。

III 最近のビジネス・トピックの紹介

1. ファンド・ビジネスの形態

ここまで、天然資源の少なく面積の小さい国家が、外資を呼び込むために法制度を雇用者優位に整え、実際に世界有数の都市を築き上げた基礎体系を説明しましたが、ここからは、近年のトピックとして、シンガポールでのファンドを利用したビジネスについて紹介していきたいと思います。

まず、シンガポールでビジネスを立ち上げるうえで、どのような形態で行うのかによって、それぞれの制約があります。形態別にそれぞれの制約内容を紹介すると、表1のようになります。

また、Vehicle(ヴィークル)の種類にも様々なものがあり、それに特徴があります。概括すると、契約型ヴィークルと法人型ヴィークルに分かれます。契約型ヴィークルには、『組合』と『信託』があり、『組合』は、任意組合(General Partnership)・有限責任組合(LLP/Limited Liability Partnership)・匿名組合(Silent Partnership)があります。『信託』は、Unit Trust・Business Trust・Real Estate Investment Trust等があります。これらの主な特徴としては、法人格がないものが多いことや、外部の信託受託者やファンド・マネジャー等が組合員や受益者を代表して資産を保有することが挙げられます。法人型ヴィークルは、『株式会社』(companies)になります。日本では、株式会社・合同会社・投資法人・特定目的法人・一般社団など種類が多くなっていますが、シンガポールでは限定的です。シンガポールでも、保証による有限責任会社(Company Limited by Guarantee)、公開会社(Public Company)などがありますが、投資ヴィークルとして使用されるものは、非公開会社(Private Company)が一般的です。これらの主な特徴は、法人格があること・資本規制があるものが多いこと・会社内部に実質のある期間を作つて会社を運用することも可能であることが挙げられます。組合型ヴィークルと法人型ヴィークルを比較すると表2のようになります。

	駐在員事務所	支店	現地法人 (有限責任非公開会社)
法人格	本社から独立した法人格なし。		本社から独立した法人格あり。
業務範囲	Marketing Feasibility Study Only	許認可等が要求される業務については、許認可等を受けている範囲に限定される。外国法人の一部であるため、外国本社が活用できる範囲に限定される。	許認可等が要求される業務については、許認可等を受けている範囲に限定される。
必要人員等	居住者1名の代表者	居住者1名以上の代理人	取締役のうち最低1名は居住者、居住者である会社秘書役
設立期間	申請から通常5営業日	設立登記は通常登記手数料を支払ってから15分以内に完了する。ただし、設立申請について会計企業庁(ACRA)以外の他機関の承認・審査を得る必要がある場合には、14日間から2ヶ月を要することもある	

表1 シンガポールにおける形態別の会社設立における制約内容

	Limited Partnership	Limited Liability Partnership	会社	Trust	Registered Business Trust
事業・資産保有者	組合員	組合員	会社	受託者	Trustee-Manager
法人格	なし	あり	あり	なし	なし
責任範囲	General Partnerは無限責任、Limited Partnerは有限責任	LLPが負う	会社が負う	受託者が負うが、契約上責任財産に限定が可能。	受託者が負うが、契約上責任財産に限定が可能。
経営責任	General Partner	組合員	取締役会	受託者または受託者に委任された者	Trustee-Manager
法律	Limited Partnership Act	Limited Liability Partnership Act	Companies Act	Trustees Act Trust Companies Act	Business Trusts Act
資本規制	なし	なし	あり	なし	なし

表2 シンガポールにおける組合型ヴィークルと法人型ヴィークルの比較

2. 支配者の登録について

以上のように、それぞれの形態による特徴を見てきましたが、最近のトピックとして、一定の例外を除く会社、シンガポールで事業を行う外国会社及びLLPは、自社・LLPに對して支配力、影響力を有する者（『支配者』）に関して、広くその情報を名簿という形で備えることが求められるようになりました。具体的には、1.『支配者』を特定するための合理的な調査を尽くす(386AG)、2. 2017年5月30日までに、支配者名簿を作成し、保管する(386AF)、3. 支配者名簿の情報を隨時更新する(386AH)というものです。これらが義務となり、義務に違反した場合にはペナルティ（罰金）の適用もあります。ここで、『支配者』とは、対象の会社または外国会社に対して「重要な支配（significant control）または利害（interest）」を有する個人または法人をいいます（386AB）。「重要な支配（significant control）」とは、a) 当該会社または外国会社の取締役会（又は同等の会議体）において、全てまたは実質的に全ての事項につき過半数の議決権を持つ取締役（又は同等の会議の構成員）を、直接または間接に、専任または解任する権限を有する場合、b) 当該会社または外国会社の株主総会（又は同等の会議体）で決議されるべき事項について、直接または間接に、25%を超える議決権を有する場合、c) 当該会社または外国会社に対し、重要な影響または支配を及ぼす権利を有し、または実際にそれを行使する場合（例；定款、種類株式、株主間契約等で、強い権限が付与されている場合など）(386AB、別紙16の1)をさします。「重要な利害(significant interest)」とは、a) 当該会社または外国会社の25%を超える株式を保有する場合、b) 当該会社または外国会社の総議決権の25%を超える議決権を伴う株式を保有する場合(386AB、別紙16の2)をさします。支配者名簿には、個人が支配者の場合、名前・通称名・住所・国籍・ID番号・生年月日・支配者となった日・支配者でなくなった日を、法人が支配者の場合には、法人名・シンガポールにおける登録番号・登録住所・法人の形態・登録官庁の名前・設立地における登録番号・支配者となった日・支配者でなくなった日についての情報を記載することが求められます。

3. ファンド・マネジメントの規制について

続いてのトピックは、シンガポールにおけるファンド・マネジメントの規制についてです。委託された資産について運用に直接かかわるファンド・マネジャーにはいくつかの規制があります。運用に関するライセンス規制については、契約型ファンドのマネジャーには必要となります、会社型ファンドの取締役には不要となります。ファンド・マネジメントに関するCMSライセンスには以下の項目が必要になってきます。1. 申請者、その役員、従業員主要株主などはMAS (Monetary Authority of Singapore) 発行の「適格基準に関するガイドライン」の基準に従った資質が必要。2. CEOはMASの事前承認が必要。3. 証券先物法により当該業務に必要とされる資格を保持するフルタイム従業員が2名以上必要。3. SGD250,000から1,000,000の最低資本が必要。4. プロフェッショナル賠償責任保険加入が必要。5. 最低5年間のファンド運用実績が必要。ただし、登録ファンド運用会社 (RFMC : Registered Fund Management Company)、企業であり 1. シンガポールにおいて30名以下のqualified investors、ただしそのうち集団スキーム (collective investment schemes)、クローズド・エンド型投資信託、（またはリミテッド・パートナーシップが15を超えないこと）を対象として投資運用を行う者で、かつ 2. 所定の要件に従いMASに登録され、その登録がMASウェブサイトに公表され、またその後も継続される者については、免責事由となります。また、不動産投資のファンド・マネジャー

、直接または他のエンティティーを通して、不動産を保有することを唯一の目的とする、一つ他派複数の法人もしくは法人格のない社団により発行される証券にて構成される資産を、適格投資家のために、ファンド・マネジメントを行う業務についても免責事由となります。勧誘に関するライセンス規制は、Dearing Securitiesに関するCMSライセンスとなります。例外として、Fund Managementに関するCMSライセンス保持者やRFMCの場合、またCISについてFinance Adviserライセンスを保持している者は不要です。目論見書規制については、証券先物法上の目論見書規制であり、集団投資持分（CIS：Collective Investment Scheme）におけるRestricted Singapore schemeについてのInformation Memorandumです。例外として、12か月間で50超の勧誘が行われない（Private Placement）、適格機関投資家（accredited investors）限定募集などがあります。また最近のトピックになっているのが、証券先物法339条2項に規定するもので、シンガポールの国外ですべて行われた行為でも、シンガポール国内に「実質的かつ合理的に予見可能な影響（Substantial and reasonably foreseeable）」については規制をかけるというものです。ここで「実質的」とは、証券先物法に基づき規制される活動の実行に関するサービスの申出または行為についての勧誘が行われる者の数、当該行為によりシンガポールの金融制度の健全性や安定性、またはそれらに対する公衆もしくは投資家の信頼に重大な影響がないか、または公共の利益もしくは投資家保護が損なわれることはないかという観点になります。「合理的に予見可能」とは、当該業務の募集もしくはその関連する活動に関する何らかの行為に連動するためのシンガポールにいる者を対象にしているか否か、当該業務の募集もしくはその関連する活動に関する何らかの行為に連動するための勧誘についての宣伝、広告活動がシンガポールにいる者を対象としているか否か、外國人がシンガポールにいる者から、その関連する活動に関する何らかの行為に連動するための注文や申し込みを受け入れているか、もしくは明らかに受け入れに積極的か否か、シンガポールドル建ての価格で募集が行われているかという観点になります。投資対象ものの規制も考慮に入れなくてはなりません。有価証券、株式などは、事業によって外資規制があります。先進国では、規制は限定的ですが、東南アジア等の多くは、国内産業育成の見地から広範な規制が課される傾向が強くなっています。不動産投資については、外国人が直接保有できるか、法人が建設してそこに保有されればよいのかということも検討する必要があります。ファンド・マネジメントにかかる投資上の問題も、配当のタイミング、外為規制・税務上の問題、Exitのタイミング、プロパティマネジャー、現地の案件管理など事前にクリアしておくべき課題があります。

4. VCCについて

ファンド・マネジメントにおける最近のトピックスとして、2020年1月15日より正式に開始した新たなファンド・スキームをご紹介いたします。変動資本会社（VCC）と呼ばれるもので、単独のファンドとしても、2つ以上のサブファンドを有するアンブレラ式のファンドとして設立することも可能なスキームです。アンブレラ型のVCCおよびそのサブファンドは単一法人であり、スケール・メリットの享受やコスト低減を狙えるものです。サブファンドの資産・負債は分別管理であるサブファンドを別のサブファンドの債務の弁済に使用することはできません。ファンドの純資産価値での株式の償還・資本金からの配当が可能（財務制限なし）で、株主の同意がなくとも株式の発行・償還が可能となっています。株主名簿は非公表です。運用はCMSライセンス保有者などの許容ファンド・

マネジャーが必要になります。取締役は、最低1名のシンガポール居住者、および最低1名の許容ファンド・マネジャーの取締役またはそのファンド・マネジメント業務の中核を担う者がいることが必要になります。設立手続にかかる日数は14日から60日が必要です。アンブレラ型のVCCのサブファンドを設立する場合には、VCCポータルに登録する必要があります。変動資本会社（VCC）の税務上のメリットは、複数のサブファンドがある場合も税務申告は1通です。ただし課税はサブファンドレベルで行われます。シンガポール居住証明書を提出することにより、日本とシンガポールとの租税条約等、シンガポールの租税条約ネットワークを利用することが可能になります。シンガポールのオフショア・ファンド・スキーム又はエンハンスド・ティア・ファンド（ETF）スキームを利用して、課税免除を受けることも可能となります。また、VCC補助制度（VCC Grant Scheme）があり、サービス・プロバイダーに対して支払われる適格費用のうち最大70%を政府が補助するというものです。助成金の上限は1申請当たりSGD150,000で、対象となるVCCは1ファンド・マネジャーあたり3つまでとなります。助成金の申請期限は設立後3か月以内で当該助成金を受ける場合には、同種の別の政府補助金は活用できることになっています。事業は最低1年間行う必要があります。適格費用に該当するものは以下に関する費用です。法律サービス（VCCの設立または登録にかかる法的費用）、税務サービス（税務アドバイザー、ファンド・アドミニストレーター、会社秘書役、法律事務所等が行った税務アドバイス）、業規制・コンプライアンスサービス（ファンド・アドミニストレーター、コーポレートサービスプロバイダーまたは会社秘書役の業務、並びにVCCのMAS認可もしくは登録に関してアドバイザーが行った業務およびコンプライアンス体制構築業務）。

5. 紛争解決に必要な法務について

最後に、「会社のための紛争」に必要な法務について紹介します。日本では、訴訟は最後の手段として訴えるまでのハードルが高いことがあります、シンガポールでは日本ほどハードルは高くないです。むしろ交渉を優位に進める手段の一つに訴訟が使われる場合もあります。一度契約関係に入れば紛争が潜在的に生じることは覚悟をすべきだといえます。クロスボーダーの取引では、必ずしも公正な判断をしてくれないところもあるので、契約書の紛争解決条項においてどこで紛争を解決するかを事前に定めておくことは重要です。訴訟が提起されると、慣れていない方はそれだけでも参ってしまいがちですが、必要以上の負担を負わないためにも紛争解決方法についての予備知識は必要であると考えます。

	交渉	調停	仲裁	訴訟・裁判
公開の有無	非公開	非公開	非公開	原則公開
執行の容易性	都度	都度	ニューヨーク条約加盟国では容易	相互承認がないと執行できない場合がある。
コスト	低	低	仲裁人報酬は当事者負担	高
期間	短期	短期	訴訟より短期。当事者間同意により短縮可能	上訴があるため長期化する可能性あり。海外被告がある場合には送達に時間がかかる場合がある。

表3 紛争解決ステージによる比較

紛争解決のステージを、交渉による解決、調停による解決、仲裁による解決、訴訟・裁判による解決と分けると、紛争の内容や結果について、交渉・調停・仲裁では非公開であるのに対し、訴訟・裁判では原則公開となります。執行の容易性でみれば、交渉・調停は都度紛争者間で行われるのに対し、仲裁は、仲裁人もしくは機関、裁判は司法機関と第三者による解決を促すものとなります。そのため、コストは高額になる場合があります。また、紛争解決機関から見ても長期化する可能性があるため、交渉や調停による解決が望ましいと考えます。いずれにしても、契約を締結した段階で、自分が訴えられるか、訴える可能性が高いと想定して準備することが肝要であり、あらかじめの予防として、契約書による紛争解決条項が重要なものとなってきます。



西村あさひ法律事務所シンガポール事務所でのＷＥＢ会議

《コラム》

シンガポールの電子申告ソフトと
デジタルインボイスPEPPOLの連携

シンガポールの電子申告ソフトと デジタルインボイスPEPPOLの連携

〈国際部〉

シンガポールでは、電子申告のソフトの認証をしています。つまり、民間の電子申告ソフトに一定の「お墨付き」を与えていました。シンガポールでは、税務ソフトを使用するか、アプリケーションプログラミングインターフェース（API）を介して、IRAS（シンガポール国税庁）に公認されたソフトウェアからデータをIRASに送信することによって、法人税（CIT）や消費税（物品サービス税=GST）の申告書を提出することが可能となります。このことを#SFFS（Seamless Filing From Software）といいます。この場合の公認ソフトウェア（ASR+）は、デジタルインボイスとも連動しています。ただこの連動の程度は、料金体系があり、どの程度まで連携を求めるのかは、コストと成果の比較衡量で決まるため、各事業者によって異なるようです。

この公認ソフトウェア（ASR+）による申告は、税務申告を行う者に以下のようなメリットをもたらします。

（1）業界のデジタル化に後れを取らないで時代の流れについていける。

デジタル化の必要性はパンデミック後に重要性を増しています。事業者は、このパンデミック後の新しい動き方に適応する必要が出てきています。その際に、デジタル化を進める必要性と緊急性はさらに高まっているため、#SFFSの導入によると、デジタル化のフォローアップが可能となります。これによって、税務担当者のデジタル化を支援し、プロセスにおけるより価値の高い作業のためにリソースを解放するという方向性に沿ったものとなります。デジタル化の早期導入者は、より早くデジタル化による恩恵を享受して、競合他社よりも競争上の優位性を獲得することができます。

（2）提出の適時性と正確性の向上

手動による入力がないため、ファイリングに必要な時間と潜在的な転記エラーを削減することが可能となる。また、税務申告についても連動するため、税務申告の精度が向上しています。

（3）生産性の向上

納税申告書の作成と提出時間の削減にも貢献することになり、人件費や生産性の向上につながる。#SFFSによると、10分で申告書の提出が完了し、申告にかかる時間のおよそ1/3が節約できるというコメントも寄せられています。

（4）生産性の向上によるバリューチェーンの強化

生産性が向上することにより、その経営資源をより大きな価値と潜在的なサービスを顧客に提供することが可能となります。例えば、アドバイザリーサービスをより充実さ

せることができます。そうすることによって、より高い収益につながる可能性があり、またよりよい魅力と人材開発に繋がる可能性が出てきます。

(5) 申告期限の延長とペナルティーの軽減

#SFFSによると、一定の場合、法人税の申告期限が、個別申請をすることなく15日間自動的に延長されることになります。

また、消費税の場合は、申告書を提出してソフトウェアに問題またはエラーが発生した場合には、申告期限が2週間延長されます。こちらは申告期限の3日前までに申請をする必要があります。

さらに、ソフトウェアの使用に慣れていない等のため、納税申告書に誤りがあった等で一定の場合には、ペナルティーが免除されることとなっています。ただし、脱税の意図など故意・過失がある場合には適用されません。

出典：

[https://www.iras.gov.sg/digital-collaboration/for-tax-agents/seamlessfilingfromsoftware-\(sffs\)-for-tax-agents](https://www.iras.gov.sg/digital-collaboration/for-tax-agents/seamlessfilingfromsoftware-(sffs)-for-tax-agents)

特別寄稿

AOTCAとシンガポール税理士会

AOTCAとシンガポール税理士会



東京税理士会・副会長 視察団団長代理 鈴木雅博

シンガポール税理士会は、2012年にAOTCA（アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会）に加盟した税務専門家団体です。シンガポール税理士会の内国における税務団体としての位置付けは、他の報告で記載のとおり、我が国等におけるそれとはかなり異なります。但し、良い意味で国税との人事交流等は参考となるところかもしれません。

ところで、AOTCAの年次総会等が令和5年10月31日から11月3日までに東京で開催される予定です。京都、大阪に次ぐ3番目の開催都市となります。主催は日税連ですが、開催地東京として、本会は、大会成功の為に最大限の努力をしなければなりません。

AOTCAは、平成4年（1992年）税理士制度50周年記念事業の一環として日税連提唱により、アジア・オセアニア地域の国際的な税務専門家団体として創設されました。日税連からは、これまで3人の会長と多くの役員を輩出し、現在も池田名誉顧問をはじめ、事務総長、財務担当役員、専門委員長などの要職につき、事務局機能も担っています。これは、加盟団体からの信頼と期待の表れであり、財政的なサポートは基より運営面での貢献は、今後も継続していくことが重要と思われます。また、言語の壁は大きいものの、積極的な発言・発信が求められており、こうした期待に応えることがAOTCAにおける日税連の存在を確固たるものとし、更なるリーダーシップの発揮が期待されるところです。

さらに、国家財政基盤の確立に寄与してきた税理士（税務専門家）制度を紹介・普及することは、アジア・オセアニア地域の経済発展の一助となり、またAOTCAと関連するヨーロッパ・北米・（南）アフリカや国際機関に対するアピールにもなるのではないかと考えられます。

この秋にシンガポール税理士会はじめ、他の加盟団体との交流がコロナの平癒と共に心待ちされるところです。

（参考）

AOTCA等の協会規約・加盟団体一覧等は、日税連ホームページで国際部の「国際事業に関する報告書—2019-2020年版—」をご参照ください。



A O T C A

Asia Oceania Tax Consultants' Association



【参考資料】

①当日資料

- ・IRAS提供資料（12月15日）
- ・シンガポール税理士会提供資料（12月16日）
- ・西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所提供資料
(12月16日)

②事前研修資料

- ・シンガポール税制の基礎
(2022年5月現在 KPMG税理士法人作成)

IRAS' Workforce Transformation

Study visit by Tokyo Certified Public Tax Accountants' Association (JCPTA)

15 Dec 2022

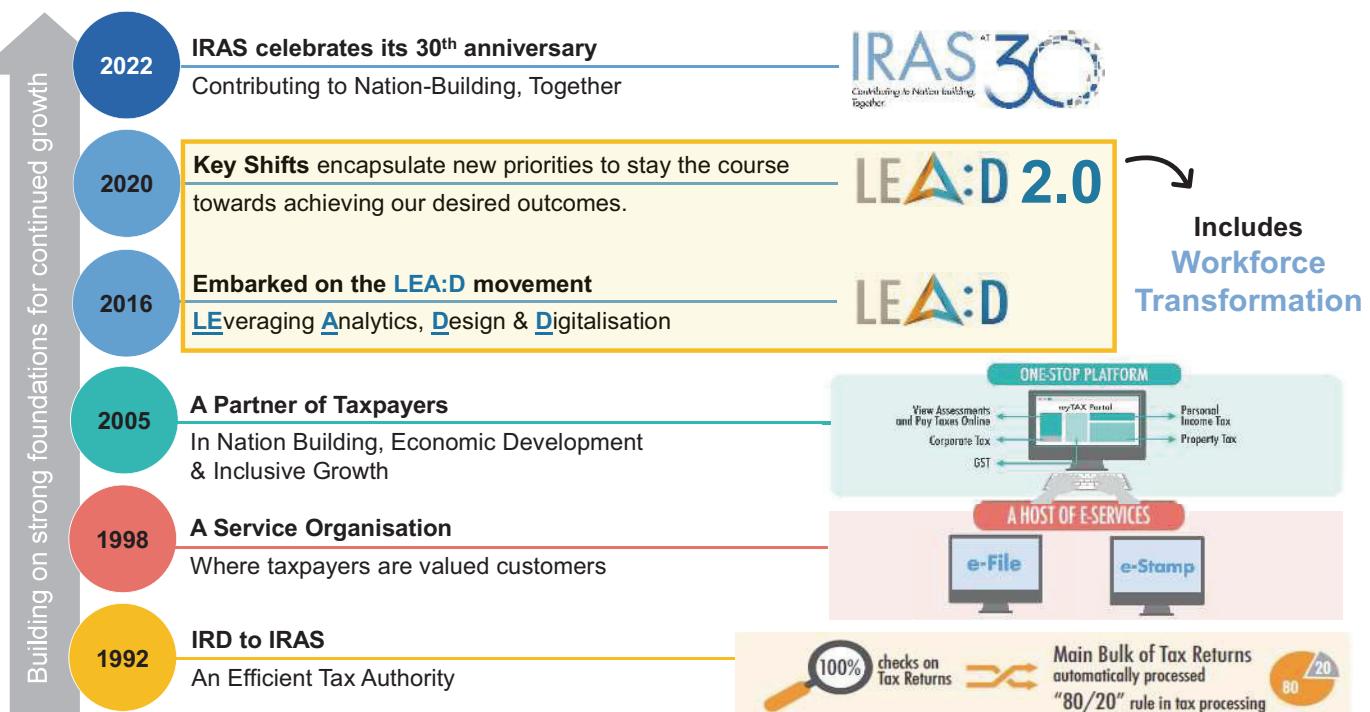


Presented by:

- Ms Joyce Tay, Senior Manager (Corporate Development Division – Human Resource and Capabilities Branch)
- Mr Ang Jun Xian, Manager (Corporate Development Division – Strategic Planning Branch)

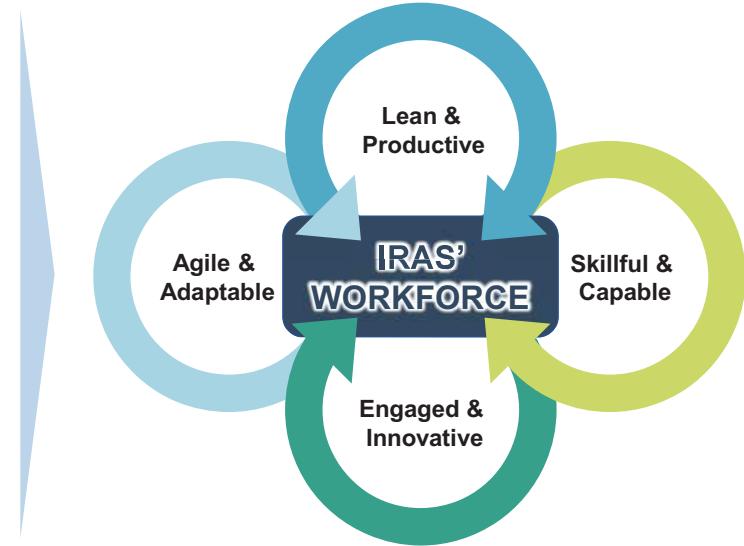


Background: IRAS' transformation in the last 30 years



Build a future-ready workforce

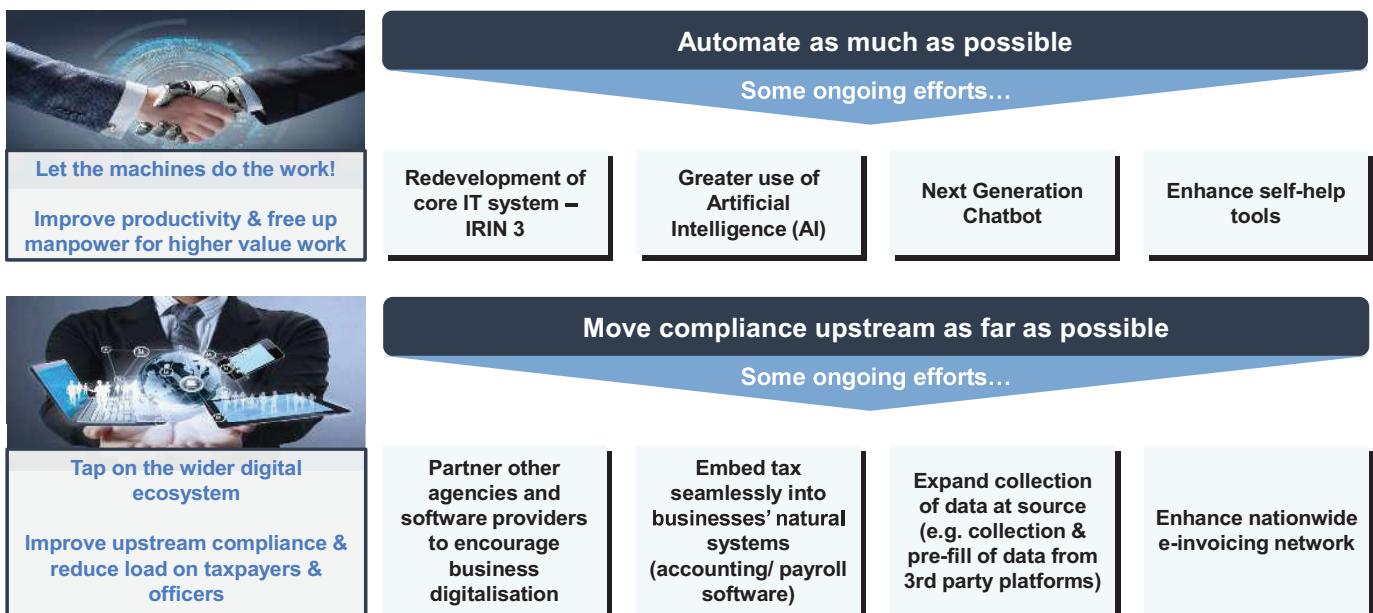
Impetus for Workforce Transformation



IRAS AT 30
Governing to Innovate. Inspiring Together.

3

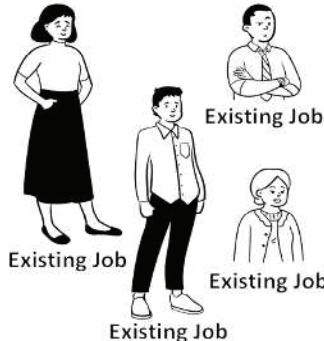
Re-engineer Work Processes



IRAS AT 30
Governing to Innovate. Inspiring Together.

4

Redesign & Create New Jobs



Some jobs will be phased out

- E.g. tasks which have been taken over by automation & AI

New jobs will emerge/ grow

- E.g.
 - Data Architects/ Scientists
 - Data/ AI Engineers
 - Digital Ecosystem Partnerships officers
 - Ops-Tech Specialists

- Almost all jobs will be done differently through the use of technologies

IRAS **30**
Celebrating 30 Years
Together

5

Redesign & Create New Jobs

Reorientate our people & support them to take on higher value-added and more complex work, as almost all jobs will be done differently through the use of technologies



Frontline 2.0

BEFORE

- Service officers handle enquiries of specific tax type & mode of contact (e.g. phone only)

AFTER

- Cross-train officers on **multiple tax types & across service channels** to **address complex enquiries**, as well as simple enforcement (e.g. late filing & payment)
- Beyond resolving individual cases, officers also **look at ways to scale up solutions**, e.g. train chatbots better, pre-empt queries, develop new digital self-service tools etc.



Compliance Work

- Officers audit a growing number of taxpayers end-to-end, including sending simple audit queries
- **Move compliance upstream** to audit 3rd party providers & platforms, instead of large number of businesses
- **Tap on digital tools & AI to focus compliance on higher risk cases**, with simpler audit queries automated

Building Career Pathways for Our People



Creating a Better Experience for Taxpayers

6

IRAS **30**
Celebrating 30 Years
Together

Upgrade Skills – A Career Fit Workforce

Encourage our people to upskill/ reskill to stay relevant

Lifelong Learning

- Foster a culture of continuous learning by encouraging and empowering officers to take ownership of their Career Fitness

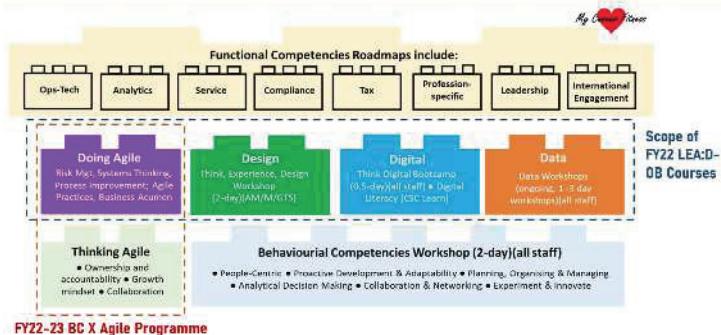


E.g. peer-to-peer encouragement through sharing of Career Fitness journey via the GET FIT challenge

Holistic Competency Development

- Competency development plans, embedded into performance management
 - Functional competencies, including Design, Data, Digitalisation for all
 - Behavioural Competencies + Agility

Overview of IRAS-level Competency Development Plans



7

Upgrade Skills – A Career Fit Workforce

Encourage our people to upskill/ reskill to stay relevant

Skills Development Platform

- Enable skills-gap analysis, recommend relevant training/ courses, and suggest career progression options



AI-enabled skills development & profiling tool to prepare officers for possible jobs and skills in demand

Career Fitness Exploration (CaFE)

- Self-help guide to allow officers to engage in a purposeful & continuous process of assessing where they are, exploring career options, and preparing themselves for the future



8



Q&A



Thank You!

www.iras.gov.sg





How IRAS is Adopting Technology To Facilitate GST Compliance

Study Visit by Tokyo Certified Public Tax
Accountants' Association

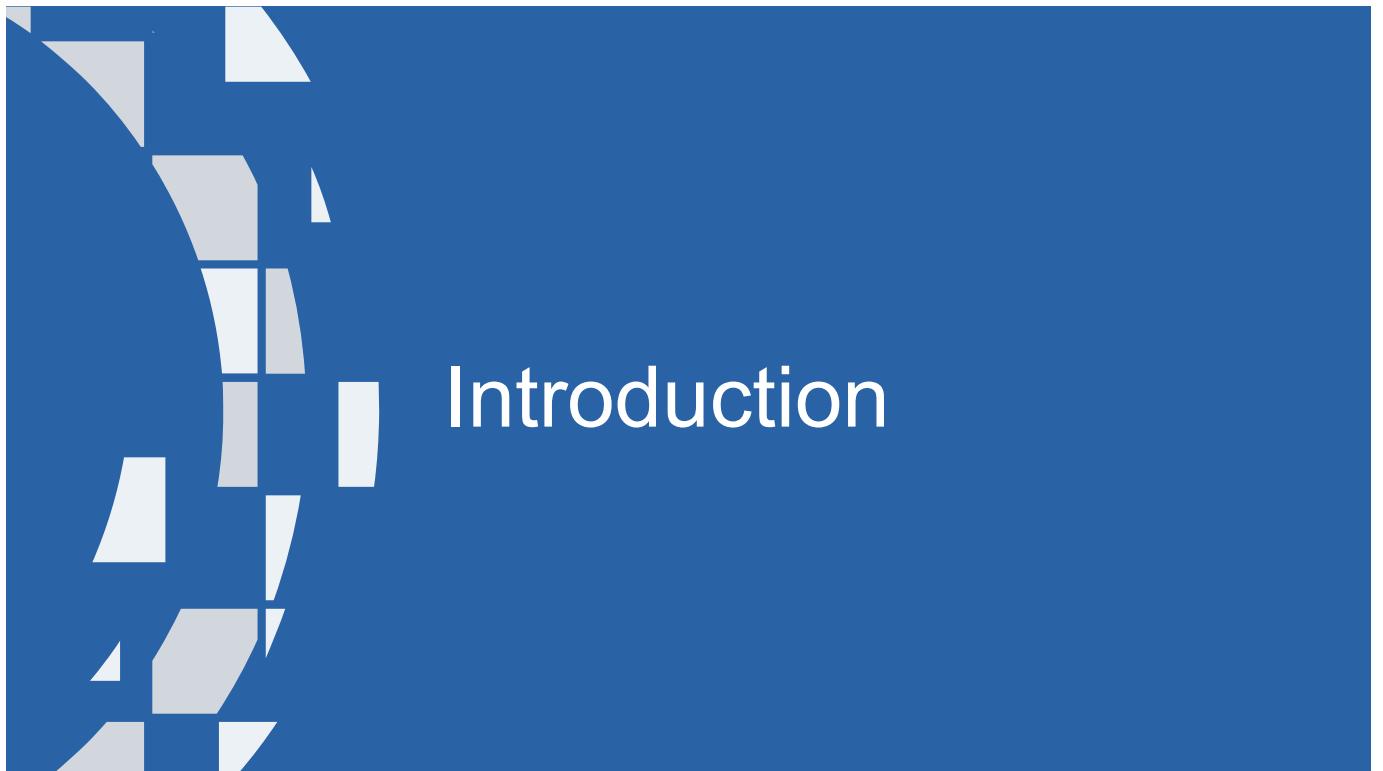
Jeremy Loo | Senior Assistant Director | GSTD

15 Dec 2022



Agenda

1. Introduction
2. Example 1: Embedding Analytics Models into the GST Refund Process
3. Example 2: Use of Digital Compliance Tools
4. Example 3: #Seamless Filing From Software (#SFFS)
5. Looking into the Future



Introduction

Global Trends

1 Digitalisation of business records and transactions

Businesses are leveraging on technology and capturing their records electronically

3 Automation of tax processes

Technology is helping businesses ease compliance burden and improve voluntary compliance

2 Connecting directly to Taxpayers' natural systems

Technology enables businesses to directly submit tax returns and/or digital records from source

4 Digital Tax Administration

The new way for Tax Administrations to interact with Taxpayers

Global Trends

Digital Tax Administration: Benefits and Opportunities



5

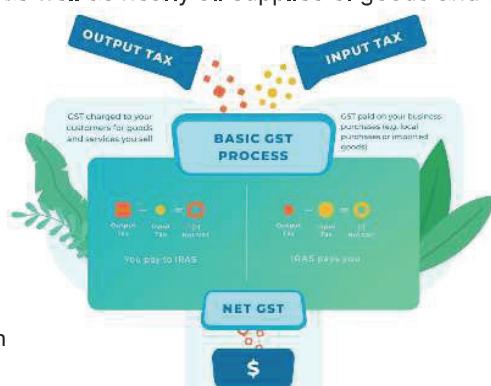


Overview of GST System

Introduced in 1994, the Goods and Services Tax ("GST") is a broad-based consumption tax levied on the import of goods (collected by Singapore Customs), as well as nearly all supplies of goods and services in Singapore*.

GST exemptions apply to:

- the provision of most financial services
- the supply of digital payment tokens
- the sale and lease of residential properties; and
- the importation and local supply of investment precious metals



Who is required to register for GST

Only businesses that exceed S\$1 million in annual taxable turnover are required to be registered. However, companies with revenues below this threshold can voluntarily register as well.

* Since 1 Jan 2020, the Overseas Vendor Registration ("OVR") regime and Reverse Charge mechanism were introduced to tax imported digital services for business-to-consumer ("B2C") transactions and business-to-business supplies of imported services respectively. From 1 Jan 2023, the OVR regime will also be extended to B2C supplies of imported low-value goods and B2C imported non-digital services. The GST rate will also be increased from 7% to 8% on 1 Jan 2023, and to 9% on 1 Jan 2024.

6



Mandatory e-filing of GST return



Mandatory e-filing implemented over 6 phases:

Phase	Businesses with turnover	Date of compulsory e-filing
1	$\geq \$5m$	1 Jan 2007
2	$\geq \$2m$ to $\$5m$	1 Apr 2007
3	$\geq \$1m$ to $\$2m$	1 Nov 2007
4	$\geq \$500k$ to $\$1m$	1 Feb 2008
5	$\geq \$100k$ to $\$500k$	1 May 2008
6	$< \$100k$	1 Aug 2008

⁷ Includes a small group of returns where filing is done via an electronic form (FormSG) outside the e-filing service, e.g. liquidation cases.

Today **100%**
of GST returns are e-filed⁸

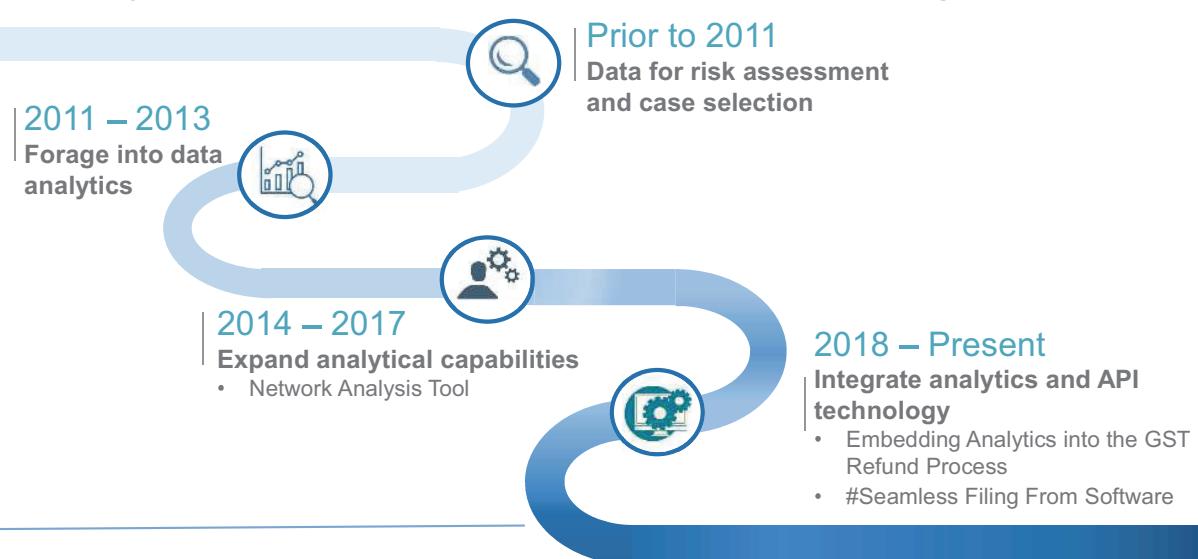
Having our GST returns recorded digitally enables IRAS to:

- Generate statistics efficiently from a single data source
- Apply datamining and data analytics to identify non-compliance cases for review



Use of Data and Analytics within GST Division (GSTD)

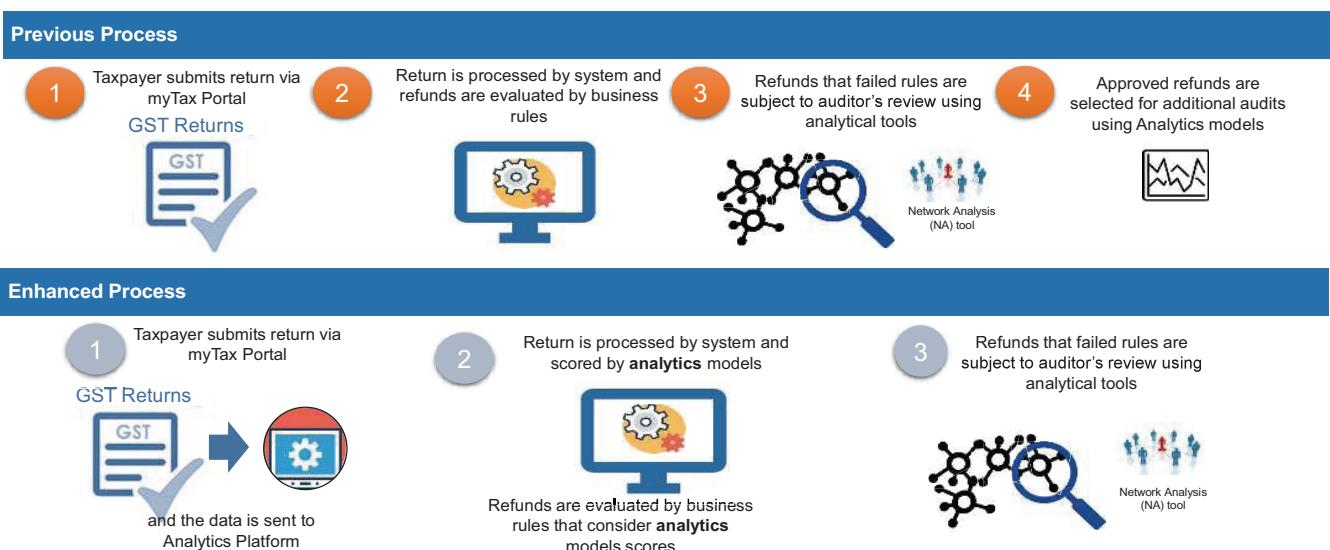
Data is the **key asset** that aids GSTD in its **risk-based approach** towards ensuring GST compliance



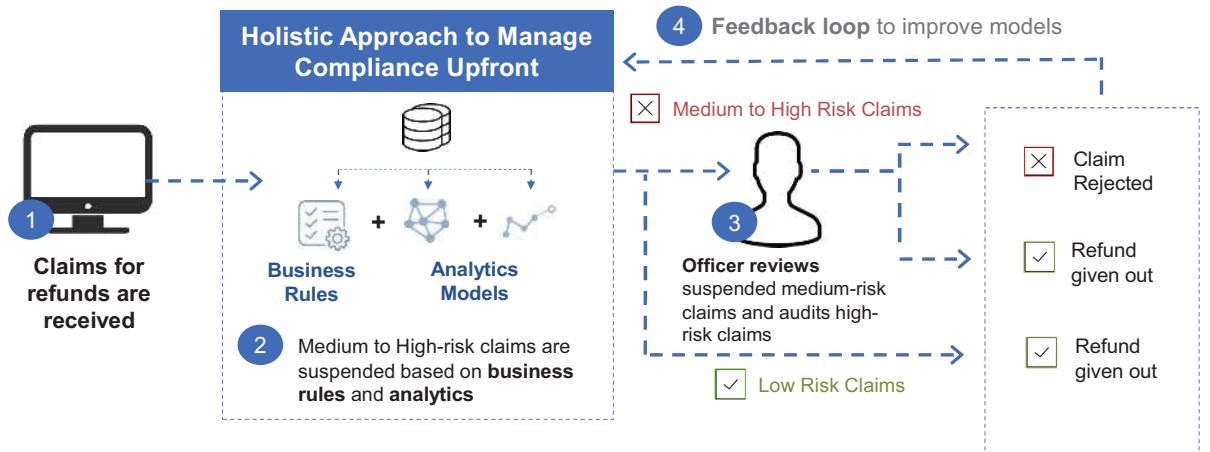
8

Example 1: Embedding Analytics Models into the GST Refund Process

Previous vs Enhanced Process



Embedding Analytics Models into the GST Refund Process



11



Key Benefits and Results

Better Manage Compliance Risk

Manage Risk Upfront in Processes

- High risk refunds are detected by analytics models and suspended at the pre-refund stage dynamically

Improve Audit Strike Rate

Reducing false positives

- Enhance existing rules with analytics component
- Reduce the number of non-risky work items to be reviewed by officers

Improved Productivity

Saving time and Manual effort

- Analytics deployment process is automated, eliminating manual deployment effort

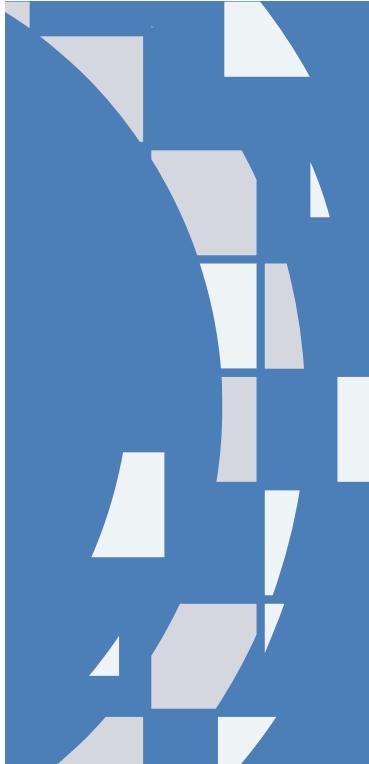
Results

As at 31 Jan 2022

- New high risk refund claims detected upfront that could only be detected at the post-refund stage previously
- No. of low-risk refund claims withheld for auditor's review have fallen by more than 30%
- High risk claims identified by analytics:
 - Higher strike rate
 - Increase in tax recovery
 - More potential fraud cases detected

12





Example 2: Use of Digital Compliance Tools

Network Analysis (“NA”) Tool

Having had successes in using NA since 2010, an enterprise NA Tool was implemented in 2016 to support our officers in the conduct of manual audits.

1. Cases are received



2. Officer reviews the risk score/risk bands, Risk Areas and Network Visualiser as part of their checks using the NA Tool



3. Officer decides whether to query further / conclude the audit

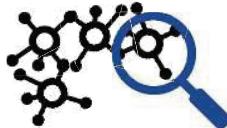


Benefits of Using NA Tool for Audits



Holistic view of taxpayer's risk profile

- Form a **complete picture** of taxpayer's risk profile
- Auditors are able to distinguish the specific **risk areas**



Enhanced compliance capabilities

- **Process** voluminous and complex information to **uncover hidden relationships** and detect risky taxpayer 'groups'



Improved productivity

- Reduces **time and effort** to identify complex linkages embedded within several layers of relationships
- Tailor **compliance checks** according to the taxpayer's risk levels

15



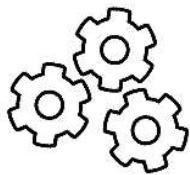
IRAS Computer Audit Package (“ICAP”)

- Currently under pilot phase
- Web-based application presented using dashboard-style
- Developed using multiple open source programming languages: Python/HTML/JavaScript
- Facilitates the analysis of compliance checks on transactional information automatically
- More seamless experience and easy to use

16



How to Use ICAP



1. Perform Setup

- Initialise setup
- Load listings data
- Perform automated data cleaning

2. Run Trend Analysis

- Run trend analysis checks to detect discrepancies

3. Review Risk Indicators

- Review risk indicators hit for the case to determine areas of non-compliance

4. Record Findings

- Generate automated reports for upload into system

17



Example 3: #Seamless Filing
From Software (#SFFS)

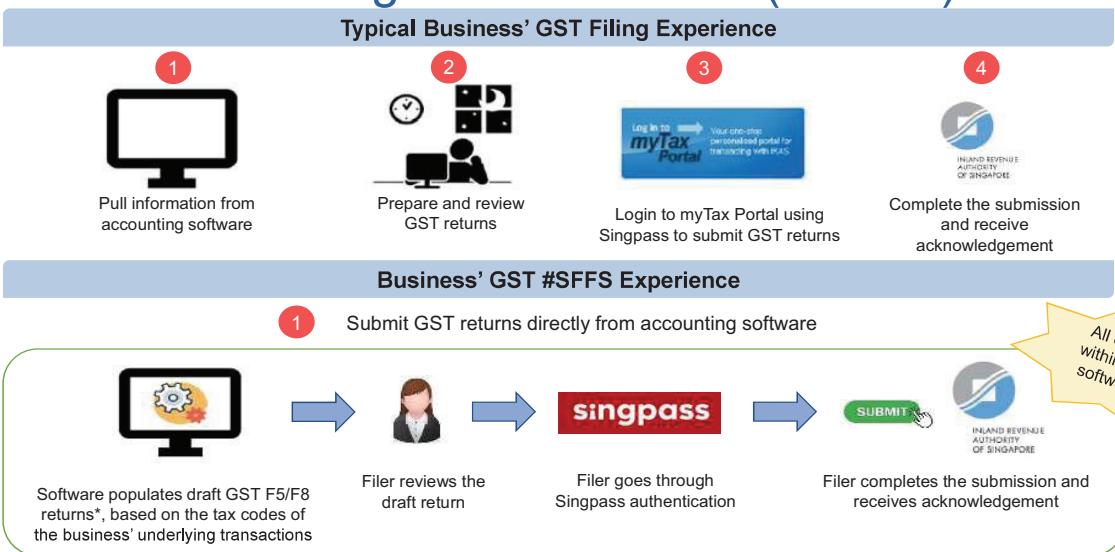
#Seamless Filing From Software (#SFFS)

- In line with its transformation journey to connect digitally and to integrate tax into taxpayers' natural systems, IRAS is encouraging the #Seamless Filing From Software (#SFFS) initiative.
- After their software is integrated with #SFFS products, businesses and tax advisers can use their accounting and/or payroll software to file GST returns to IRAS directly, with a few clicks of the button.
- The initiative leverages Application Programming Interface (API) technology to connect businesses and tax advisers to IRAS.
- Businesses can also integrate with #SFFS products to perform other tax filings, such as for corporate tax (Form C-S).

19



#Seamless Filing From Software (#SFFS)



* IRAS does not prescribe that all software must pre-populate draft GST returns. In absence of this feature, the business would need to key in its GST figures within the software to populate the draft GST return.



#Seamless Filing From Software (#SFFS)

How #SFFS Can Benefit You



Fulfil tax obligations more easily and accurately



Enjoy digital record keeping



Fulfil other adjacent regulatory obligations from the same software



Reduce compliance cost



Enjoy extended filing due date* and waiver of penalties for errors made in returns due to unfamiliarity with #SFFS for a limited time subject to conditions

*Only applicable for Form C-S and GST F5 and F8 returns



[Click to learn more!](#)

How Others Have Benefitted from #SFFS



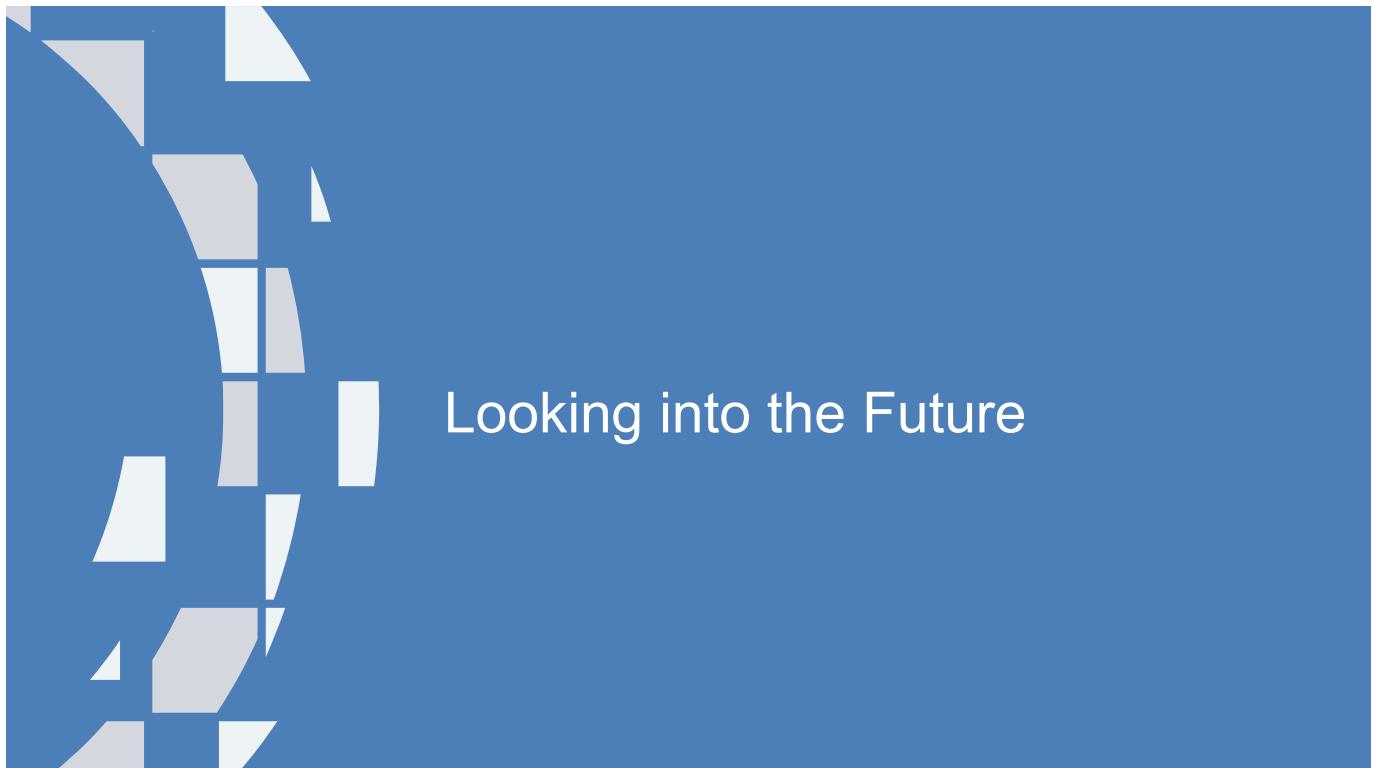
"Filing GST F5 seamlessly from accounting software reduces the risk of manual typo errors as F5 is automatically populated. We have total peace of mind with the assurance provided by the swift acknowledgment after the submission. Submission of employees' salary from payroll software is also simple and fast as it eliminates the need for manual data entry with the data being verified and extracted from the payroll software."

- Ms Rosalind Yeo, Senior Manager, HORME Hardware

21



Looking into the Future



The Future of Compliance

Improving our compliance capabilities (Systems/Data/Analytics)



More Digital Collaboration



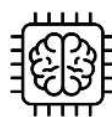
Audits will move towards processes and/or systems



New data sources and more timely data collection



Artificial Intelligence for Compliance?



Deployment of more advanced analytical techniques

23



The Future of Compliance

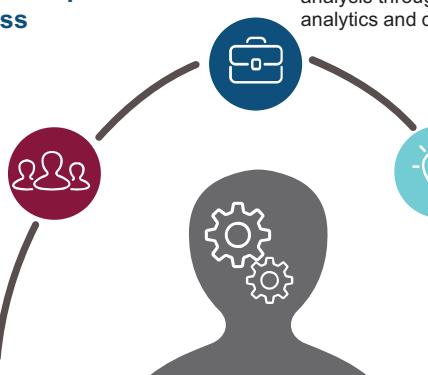
Improving our compliance capabilities (Staff/Skills)

Empower tax officers by building better tools that can help us do more with less

- Automating processes through analytics and robotic processing automation (RPA)
- Phasing out simple data requests, reporting and analysis through encouraging self-service analytics and dashboards

Upskilling our tax officers to become future-ready

- Get familiar with agile implementation to drive new initiatives
- Acquire and apply knowledge of new technology and skills to remain relevant



Leveraging data and advanced tools

- Regularly identify, co-design and co-create new solutions with internal and external stakeholders (e.g., accounting software vendors).
- Deploying new data science tools e.g., Python, Jupyter Notebook for use by our data scientists and analysts

24



Thank you

www.iras.gov.sg



The information presented in the slides aims to provide a better general understanding of taxpayers' tax obligations and is not intended to comprehensively address all possible tax issues that may arise. This information is correct as at the date of presentation. While every effort has been made to ensure that this information is consistent with existing law and practice, should there be any changes, IRAS reserves the right to vary its position accordingly.

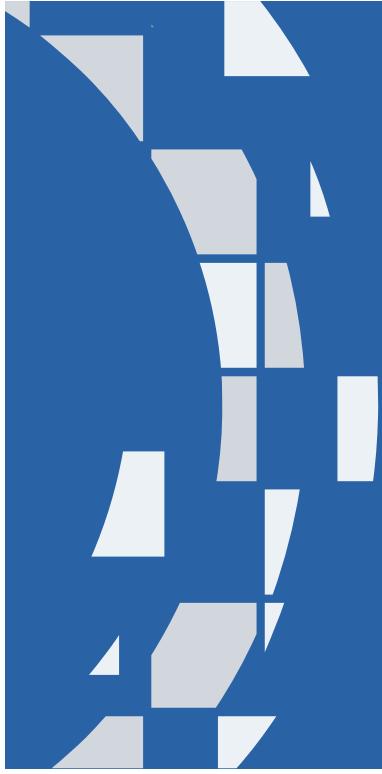




Tax Litigation Process in Singapore

Presentation by Law Division
to the
Tokyo Certified Public Tax Accountant Association

15 December 2022



Overview of tax litigation process in Singapore

Categories of tax disputes

- Income Tax Board of Review (“**ITBR**”)
 - Goods and Services Tax Board of Review (“**GSTBR**”)
 - Valuation Review Board (“**VRB**”)
 - Stamp Duties (appeal directly to the General Division of the High Court)
- Appeal to tax tribunals

3



Income Tax Board of Review (ITBR)

- The ITBR is an independent board set up under the Ministry of Finance.
- The Board comprises the Chairperson, Deputy Chairperson(s) and other members who are qualified persons appointed by the Minister for Finance to hear and decide income tax appeals.
- Board members are independently appointed and are not connected to IRAS or the Comptroller of Income Tax.

4



Income Tax Board of Review (ITBR)

- Chairperson and Deputy Chairperson(s) must either be qualified to be a District Judge or a public accountant within the meaning of the Accountants Act 2004. The Accountants Act 2004 defines “public accountant” as an individual who is registered or deemed to be registered in accordance with this Act as a public accountant.
- Members of the Board are typically lawyers, academics, or tax practitioners.
- ITBR cases are heard by 3 members, at least one of whom must be the Chairperson or Deputy Chairperson(s).

5



GST Board of Review (GSTBR)

- The GSTBR is an independent board set up under the Ministry of Finance.
- The Board comprises the Chairperson, Deputy Chairperson(s) and other members who are qualified persons appointed by the Minister for Finance to hear and decide GST appeals.
- Board members are independently appointed and are not connected to IRAS or the Comptroller of GST.

6



GST Board of Review (GSTBR)

- Chairperson and Deputy Chairperson(s) must either be qualified to be a District Judge or a public accountant within the meaning of the Accountants Act 2004. The Accountants Act 2004 defines “public accountant” as an individual who is registered or deemed to be registered in accordance with this Act as a public accountant.
- Members of the Board are typically lawyers, academics or tax practitioners.
- GSTBR cases are heard by 3 members, at least one of whom must be the Chairperson or Deputy Chairperson(s).

7



Valuation Review Board (VRB)

- The Valuation Review Board is a tribunal constituted under section 23 of the Property Tax Act 1960 (“PTA”).
- The Valuation Review Board comprises the Chairperson, Deputy Chairperson(s), and members.
- Board members are usually lawyers, academics or professional valuers.
- Unlike the Income Tax Act 1947 and Goods and Services Tax Act 1993, the PTA does not prescribe any required qualifications for the Chairperson / Deputy Chairperson(s).

8



Valuation Review Board (VRB)

Appeals may relate to:

- Disputes as to the annual values ascribed to the property.
- Disputes as to the amount of tax due and the period for which the tax is payable.

9



Parties involved in tax appeal cases

- Appellant (Taxpayer)
- Respondent (Comptroller / Chief Assessor)
- Parties' lawyers or permitted representative
- Factual Witnesses
- Expert Witnesses

10



Legal costs for tax appeals

- Non-refundable filing fees (ITBR and GSTBR):
 - S\$200 for company
 - S\$50 for non-company
- Legal Fees
- Relevant factors:
 - The complexity of the matter
 - Size of legal team
 - Number of witnesses
 - Length of trial

11



Tax appeal process

- Notice of Assessment or Decision (by Comptroller)
- Notice of Objection (by Taxpayer)
- Notice of Refusal to Amend / Decision (by Comptroller)
- Notice of Appeal (by Taxpayer)
- Petition of Appeal (by Taxpayer)
- Case conferences
- Filing of cause papers
- Hearing
- Decision

12



Appeals to High Court

- If either or both parties are dissatisfied with the Board's decision, an appeal may be filed in the General Division of the High Court.
- There is a final right of appeal to the Appellate Division of the High Court.

13



Publication of Singapore Board of Review / Court judgments

- Some Board of Review / Court Judgments are available for free via the Singapore Law Watch website at <https://www.singaporelawwatch.sg/Judgments>. However, not all judgments are published on Singapore Law Watch.
- A more comprehensive collection of published judgments is available on <https://www.lawnet.sg>. However, LawNet requires a paid subscription.

14



Case Studies

NP and Another v Comptroller of Income Tax [2007] SGHC 141

Facts:

- Taxpayers bought 8 residential properties in the span of 8 years and sold 7 of them.
- Comptroller of Income Tax raised additional notices of assessment on the gains from sale of 4 of the properties. Taxpayers appealed to the ITBR in respect of 3 of the properties.
- Taxpayers argued that they had sold some of the properties for various reasons, including bad *feng shui*.
- The ITBR rejected the taxpayers' arguments that they had sold one of the properties because of bad *feng shui*. The ITBR gave little weight to the evidence of the geomancer whom the taxpayers called as a witness, as she was not the original geomancer who advised the taxpayers.

Relevant provisions of the Income Tax Act

Charge of Income Tax

10. – (1) Income tax shall, subject to the provisions of this Act, be payable at the rate or rates specified hereinafter for each year of assessment upon the income of any person accruing in or derived from Singapore or received in Singapore from outside Singapore in respect of –

(a) Gains or profits from any trade, business, profession or vocation, for whatever period of time such as trade, business, profession or vocation may have been carried on or exercised.

17

NP and Another v Comptroller of Income Tax [2007] SGHC 141

High Court's decision:

- The High Court found that based on the evidence, the motive of the taxpayers in selling 1 of the properties in dispute was because they believed that the property had bad *feng shui*.
- The High Court also took into account the fact that the proceeds of sale were likely to have been reinvested into the purchase of subsequent properties, i.e. the taxpayers were not trading in properties.

18

Wee Teng Yau v Comptroller of Income Tax and another appeal [2021] 3 SLR 1290

Facts:

- Wee was a dentist who was employed by a dental clinic (ACOC). Subsequently, Wee incorporated a company (SPL), of which Wee was sole director and shareholder.
- Wee continued to provide dental services to ACOC's patients, and ACOC paid SPL instead of Wee.
- SPL in turn paid Wee a salary and director's fees. Tax-exempt dividends were also declared by SPL and paid to Wee.
- CIT treated the fees received by SPL from ACOC as Wee's personal income, and levied tax accordingly.
- Wee argued that SPL was set up for *bona fide* commercial reasons and not to avoid tax.
- The ITBR decided that this was a tax avoidance arrangement, as Wee was paid an artificially low salary and extracted SPL's profits through tax-exempt dividends.

19

Relevant provisions of the Income Tax Act

Comptroller to disregard certain transactions and dispositions

33.—(1) Where the Comptroller is satisfied that the purpose or effect of an arrangement is directly or indirectly —

(a) to alter the incidence of any tax which is payable by or which would otherwise have been payable by any person;

...

(c) to reduce or avoid any liability imposed or which would otherwise have been imposed on any person by this Act,

the Comptroller may, without prejudice to such validity as it may have in any other respect or for any other purpose, disregard or vary the arrangement and make such adjustments as he considers appropriate, including the computation or recomputation of gains or profits, or the imposition of liability to tax, so as to counteract any tax advantage obtained or obtainable by that person from or under that arrangement.

33 (3) This section shall not apply to —

...

(b) any arrangement carried out for bona fide commercial reasons and had not as one of its main purposes the avoidance or reduction of tax.

20

Wee Teng Yau v Comptroller of Income Tax and another appeal [2021] 3 SLR 1290

High Court's decision:

- The High Court agreed with the ITBR's decision for largely the same reasons.
- The arrangement involved ACOC paying to SPL fees that it previously paid Wee directly. SPL then paid a lower salary to Wee. This enabled Wee to pay less personal income tax, while SPL paid a lower rate of corporate tax.
- Section 33 of the Act was not intended to prohibit doctors from setting up private limited companies for purposes of delegating the management of the business or limiting the liability of the doctors.
- However, the facts show that SPL's main, if not only purpose, was to enable Wee to avoid tax.

21

Skyventure VWT Singapore Pte Ltd v Chief Assessor [2021] 2 SLR 116



22

Skyventure VWT Singapore Pte Ltd v Chief Assessor [2021] 2 SLR 116

Facts:

- Chief Assessor included the value of the Wind Tunnel in assessing the annual value of the property, resulting in a higher amount of property tax assessed.
- The case turned on the interpretation of section 2(2) of the Property Tax Act 1960 (“PTA”) and whether the Wind Tunnel is “machinery” which is exempt for the purposes of determining annual value of a property.
- Skyventure appealed to the VRB and argued that the value of the Wind Tunnel should have been excluded as it is “machinery” which is exempt under section 2(2) PTA.
- The VRB decided (2-1 majority) that section 2(2) PTA applied as the Wind Tunnel was used for the purposes of making, altering, or adapting for sale of air in the Wind Tunnel.
- The Chief Assessor appealed to the High Court which overturned the VRB’s decision. The High Court found that section 2(2) PTA only applied to machinery used for manufacturing, processing and other industrial purposes, and disagreed with the VRB that the Wind Tunnel had altered or adapted for sale the air in the Wind Tunnel.

23

Relevant sections of the Property Tax Act

2(2) - In assessing the annual value of any premises in or upon which there is any machinery used for any of the following purposes:

- (a) the making of any article or part thereof;
- (b) the altering, repairing, ornamenting or finishing of any article; or
- (c) the adapting for sale of any article,

the enhanced value given to the premises by the presence of such machinery shall not be taken into consideration, and for this purpose “machinery” includes the steam engines, boilers and other motive power belonging to that machinery.

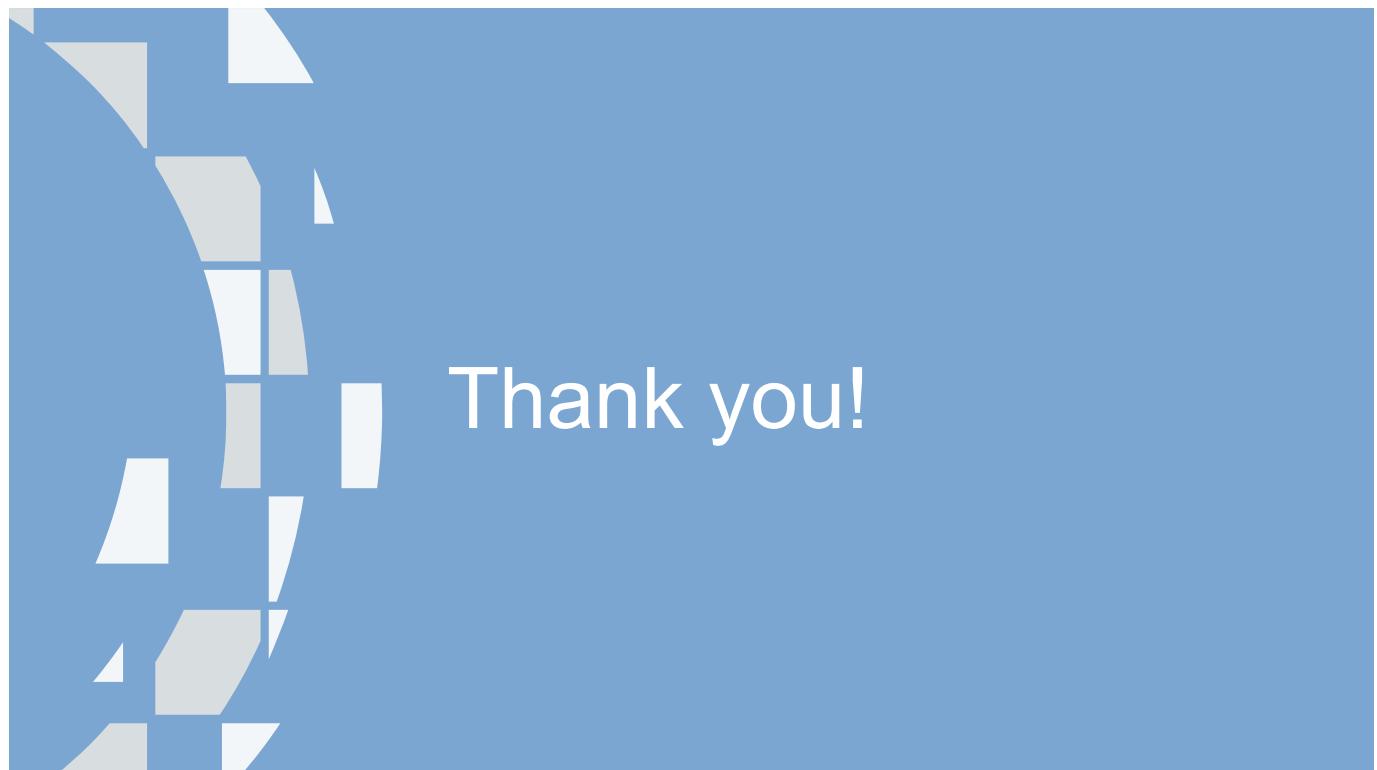
24

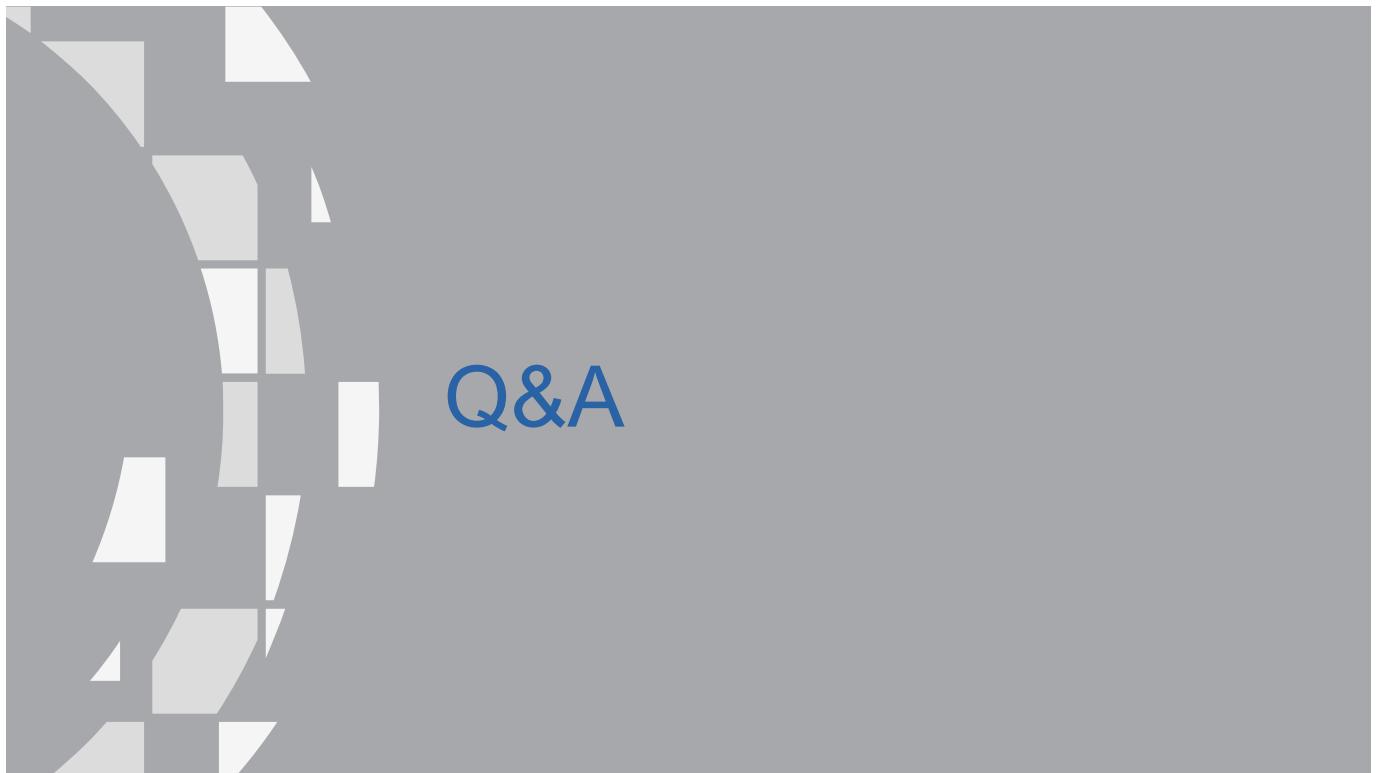
Skyventure VWT Singapore Pte Ltd v Chief Assessor [2021] 2 SLR 116

Court of Appeal's decision:

- Skyventure appealed to the Court of Appeal, and its appeal was dismissed.
- For section 2(2) of the Act to apply, the machinery had to be used for making, altering, repairing, ornamenting, finishing or adapting for sale any article.
- Section 2(2)(c) of the Act did not apply because there was no transfer of ownership of the airflow adapted by the Wind Tunnel.
- Section 2(2)(b) of the Act did not apply because Skyventure was neither selling the altered airflow nor the service of altering the airflow; skydivers were charged a fee to enjoy the altered airflow (by skydiving).

25





www.iras.gov.sg



The information presented in the slides aims to provide a better general understanding of taxpayers' tax obligations and is not intended to comprehensively address all possible tax issues that may arise. This information is correct as at the date of presentation. While every effort has been made to ensure that this information is consistent with existing law and practice, should there be any changes, IRAS reserves the right to vary its position accordingly.



【参考資料①】当日資料
シンガポール税理士会 提供資料



The Journey of a Dedicated Tax Body

- 27 August 2009: Mr Lee Yi Shyan, the then Minister of State for Trade and Industry and Manpower announced that the then Institute of Certified Public Accountants of Singapore, together with the Tax Academy of Singapore, would be setting up a professional body for tax professionals.
- 7 May 2010: The Singapore Institute of Accredited Tax Professionals was launched.
- 2016: The Inland Revenue Authority of Singapore commissioned a Study of the Tax Ecosystem and Practices in Singapore (STEPS)

Objectives of STEPS

To conduct a holistic review of the tax ecosystem and recommend strategies to achieve the following goals

- i. Grow Singapore as a leading provider of tax services
- ii. Develop Singapore into a thought leader, and a valued location for education and research for taxation
- iii. Position Singapore as an advocate of fair and ethical taxation

The Journey of a Dedicated Tax Body

- One of the recommendations in STEPS was to set-up of an independent body for tax professionals
- A **sustainable** and **dedicated** professional body to oversee and **develop a tax community** of highly regarded tax specialists and advisors **with diverse backgrounds**, who can **contribute and enhance Singapore's position** as a global accountancy hub and a global centre for business, innovation and talent.
- 13 March 2020: SIATP marked its 10th anniversary with a new milestone as an independent professional body – the **Singapore Chartered Tax Professionals**
 - Transiting to a professional body where members have more say.
- 3,100 members comprising about
 - 43% Accredited Tax Advisors
 - 49% Accredited Tax Practitioners
 - 8% Accredited Tax Practitioners (Provisional)
- The Accredited are in practices, in a plethora of industries or in the public sector. A minority in academia.



The Accredited. The Preferred.

Standing out in the profession, the accredited possesses a recognition that matters

Standing Out with Accreditation

- Accreditation is not compulsory in Singapore. Voluntary registration is strongly encouraged.
- Exclusive information to The Accredited. Example: IRAS-SCTP Dialogue Summaries
- Some initiatives that support accreditation. For example, GST Assisted Compliance

Independent ACAP Reviewers

ACAP must be conducted by an independent ACAP Reviewer to verify that the GST Controls at Entity, Transaction and GST Reporting Levels are working well for the 12-month period of review ("ACAP Period").

The ACAP Reviewer can be:

1. A Public Accounting Entity (PAE) or its tax affiliate where the team lead is an Accredited[^] Tax Advisor (GST) of Singapore Chartered Tax Professionals Limited (SCTP); or
2. An independent in-house Internal Audit (IA) team and the team member is an Accredited[^] Tax Practitioner (GST) or an Accredited Tax Advisor (GST) of SCTP; or
3. A team comprising both (1) and (2).

Source: [IRAS | Assisted Compliance Assurance Programme \(ACAP\)](#)

Be Clued In on
What Really Matters
in Tax



Facilitating the Success of Tax Professionals

- Educate. Engage. Excel.
- Key stakeholders take the lead in sharing their time and expertise with the rest in the profession
- SCTP's website: One-stop access to a wide range of resources



Pivoting to Greater Success

- Events and Webinars, many are complimentary
 - To encourage the profession to continually upgrade themselves
 - For non-tax professionals to better appreciate tax issues and tax implications on the businesses
- Organised Technology Showcases to encourage tax practices to adopt technology such as various tax digital solutions, Robotics Process Automation etc
 - Collaborated with various vendors and IRAS to showcase and encourage practices to adopt technology when IRAS and the Accounting and Corporate Regulatory Authority announced its co-created digital solution that allows users to file both the tax return and annual return seamlessly.



The Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS) and the Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA) have co-created a new seamless filing solution* which allows users to file Corporate Income Tax Return (Form C-S) and Annual Return with Financial Statements in Simplified XBRL format directly from their accounting software, in line with the Smart Nation initiative to accelerate digitalisation.

Source: IRAS | Using Accounting Software to Prepare and File Form C-S Seamlessly



welcomes

Tokyo Certified Public Tax Accountants' Association

16 December 2022

The Journey of a Dedicated Tax Body

- 27 August 2009: Mr Lee Yi Shyan, the then Minister of State for Trade and Industry and Manpower announced that the then Institute of Certified Public Accountants of Singapore, together with the Tax Academy of Singapore, would be setting up a professional body for tax professionals.
- 7 May 2010: The Singapore Institute of Accredited Tax Professionals was launched.
- 2016: The Inland Revenue Authority of Singapore commissioned a Study of the Tax Ecosystem and Practices in Singapore (STEPS)

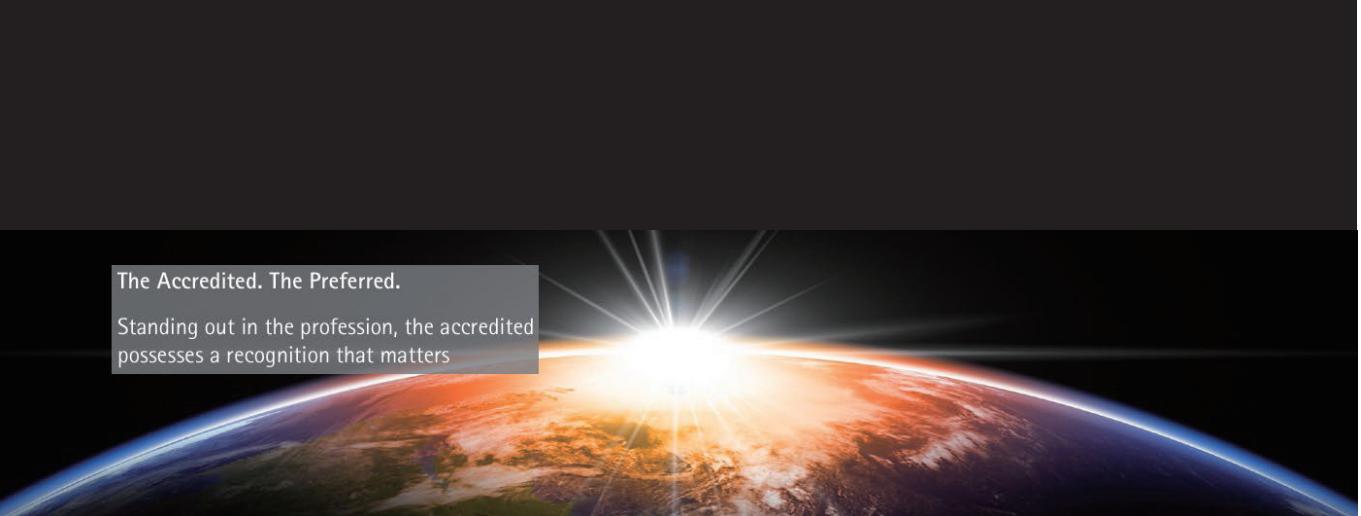
Objectives of STEPS

To conduct a holistic review of the tax ecosystem and recommend strategies to achieve the following goals

- i. Grow Singapore as a leading provider of tax services
- ii. Develop Singapore into a thought leader, and a valued location for education and research for taxation
- iii. Position Singapore as an advocate of fair and ethical taxation

The Journey of a Dedicated Tax Body

- One of the recommendations in STEPS was to set-up of an independent body for tax professionals
- A **sustainable** and **dedicated** professional body to oversee and **develop a tax community** of highly regarded tax specialists and advisors **with diverse backgrounds**, who can **contribute and enhance Singapore's position** as a global accountancy hub and a global centre for business, innovation and talent.
- 13 March 2020: SIATP marked its 10th anniversary with a new milestone as an independent professional body – **the Singapore Chartered Tax Professionals**
 - Transiting to a professional body where members have more say.
- 3,100 members comprising about
 - 43% Accredited Tax Advisors
 - 49% Accredited Tax Practitioners
 - 8% Accredited Tax Practitioners (Provisional)
- The Accredited are in practices, in a plethora of industries or in the public sector. A minority in academia.



The Accredited. The Preferred.

Standing out in the profession, the accredited possesses a recognition that matters

Standing Out with Accreditation

- Accreditation is not compulsory in Singapore. Voluntary registration is strongly encouraged.
- Exclusive information to The Accredited. Example: IRAS-SCTP Dialogue Summaries
- Some initiatives that support accreditation. For example, GST Assisted Compliance Independent ACAP Reviewers

ACAP must be conducted by an independent ACAP Reviewer to verify that the GST Controls at Entity, Transaction and GST Reporting Levels are working well for the 12-month period of review ("ACAP Period").

The ACAP Reviewer can be:

1. A Public Accounting Entity (PAE) or its tax affiliate where the team lead is an Accredited[^] Tax Advisor (GST) of Singapore Chartered Tax Professionals Limited (SCTP); or
2. An independent in-house Internal Audit (IA) team and the team member is an Accredited[^] Tax Practitioner (GST) or an Accredited Tax Advisor (GST) of SCTP; or
3. A team comprising both (1) and (2).

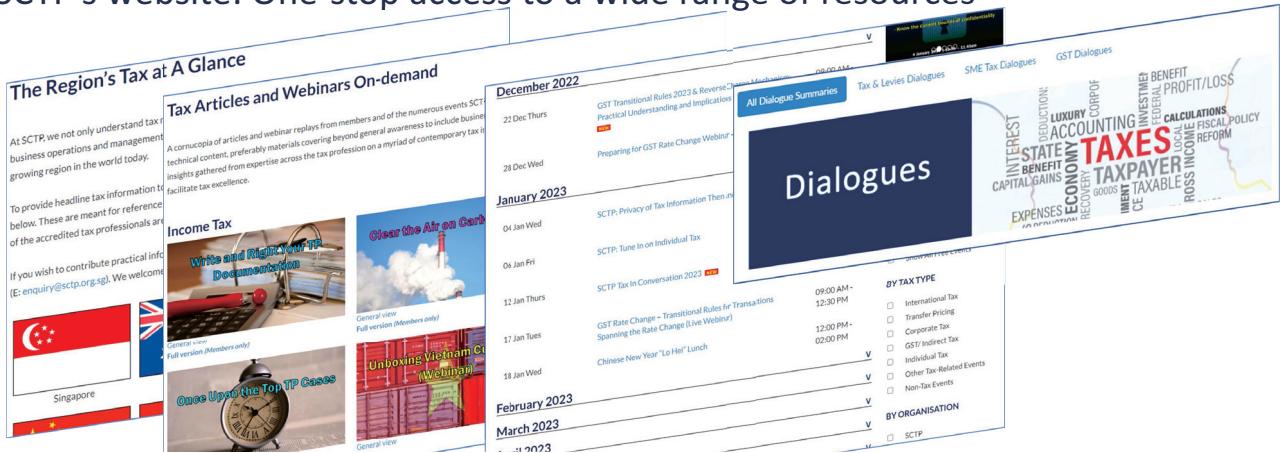
Source: [IRAS | Assisted Compliance Assurance Programme \(ACAP\)](#)

Be Clued In on
What Really Matters
in Tax



Facilitating the Success of Tax Professionals

- Educate. Engage. Excel.
 - Key stakeholders take the lead in sharing their time and expertise with the rest in the profession
 - SCTP's website: One-stop access to a wide range of resources



Pivoting to Greater Success

- Events and Webinars, many are complimentary
 - To encourage the profession to continually upgrade themselves
 - For non-tax professionals to better appreciate tax issues and tax implications on the businesses
 - Organised Technology Showcases to encourage tax practices to adopt technology such as various tax digital solutions, Robotics Process Automation etc
 - Collaborated with various vendors and IRAS to showcase and encourage practices to adopt technology when IRAS and the Accounting and Corporate Regulatory Authority announced its co-created digital solution that allows users to file both the tax return and annual return seamlessly.



Source: [IRAS | Using Accounting Software to Prepare and File Form C-S Seamlessly](#)

シンガポールからのアジア業務の紹介

目次

NISHIMURA
& ASAHI

1. グローバルネットワーク	p.2
2. シンガポールからASEANへのビジネス・サポート	p.3
3. 西村あさひ法律事務所 シンガポールオフィスの案件処理	p.4
4. Nishimura & Asahi-Bayfront Law Alliance	p.5
5. 共同顧問契約	p.6
6. プライベート・セミナーのご案内	p.7
(7. 弁護士紹介	p.8 - 27)※
8. 案件実績	p.28 - 47
9. 西村あさひ法律事務所 各拠点概要	p.48 - 49
10. シンガポールオフィス 概要	p.50

※弁護士紹介については個人情報が掲載されているため削除しました。

当事務所はアジア地域への事業進出や投資活動を行う日本企業をリーガル面でサポートするため、海外事務所の開設、現地の有力法律事務所との連携関係の強化、海外事務所と国内事務所との一体的なチームの編成や人材の現地派遣などの取り組みを実施しています。



2

シンガポールからASEANへのビジネス・サポート

シンガポール事務所は、当事務所がアジアに張り巡らしたネットワークと2012年1月開設時から蓄積してきた知識・経験を活かして、現地法律事務所などと連携して、シンガポールのみならず、インドネシア、マレーシア、フィリピンなどASEAN各地における日系企業の事業進出・展開・撤退など幅広い範囲で、アジア法の「ワンストップ・サービス」を提供します。

M&A・ジョイントベンチャー

訴訟・仲裁等の紛争対応

ファイナンス

危機管理 / リスク・マネジメント

撤退・清算

労務

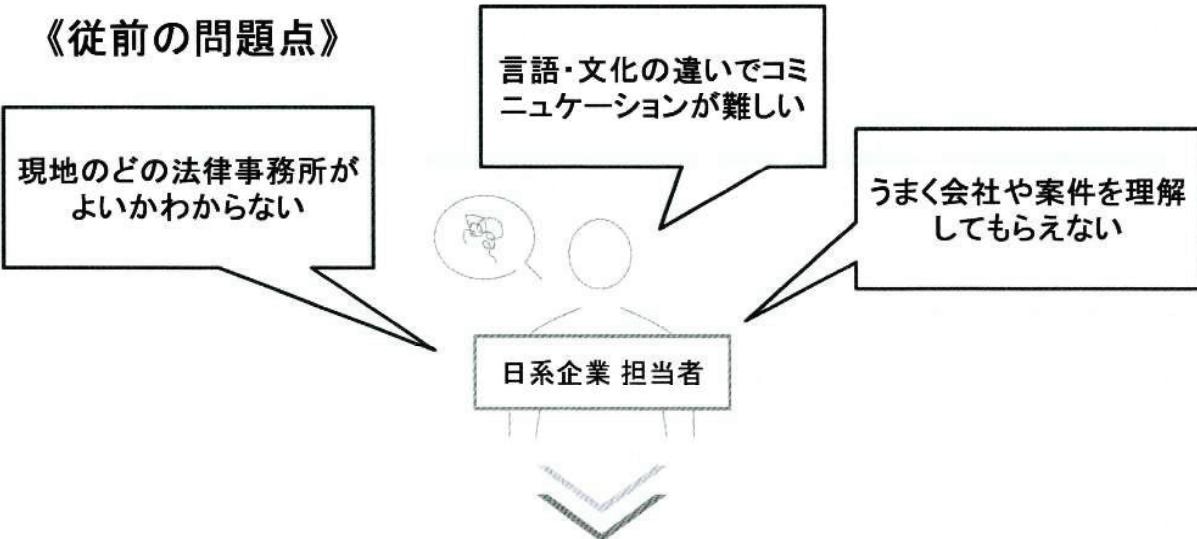
個人情報保護法

コンプライアンス体制の整備

建設・インフラプロジェクト

ジェネラルコーポレート

《従前の問題点》



現地での経験が豊富な日本人弁護士および現地法弁護士とで協働し(案件に応じて外部法律事務所も)、リーガル・チームを組成。現地の日本人弁護士が主担当となり、案件をリードすることで、現地外部の法律事務所の弁護士を管理・活用しつつ、アジア地域で活躍する日本企業の様々な活動をリーガル面で迅速にサポートします。

4

Nishimura & Asahi-Bayfront Law Alliance

NISHIMURA
& ASAHI

シンガポール事務所は、シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCと共に、2020年6月に、日系事務所として初めて、Formal Law Allianceのオペレーションを開始しております。Formal Law Allianceライセンスは、シンガポールの現地事務所との提携により、単一のリーガルサービス・プロバイダーとして、シンガポール法のサービス提供を可能とさせるものです。

共同オフィス	Bayfront Law LLC	日本人弁護士が窓口
2020年11月にオフィスを移転し、Bayfront Law LLCとの共同オフィスになりました。シンガポール法弁護士と密にコミュニケーションを取りながら、より効率的・柔軟に、ご相談にお応えすることが可能となります。	Bayfront Law LLCは、これまでも弊事務所と多様な案件を協働してきており、日系企業案件に対する深い経験と理解を有しています。	シンガポール案件の経験が豊富な日本人弁護士が窓口となります(一定の分野でのシンガポール法資格(FPC)を有する4名の日本人弁護士も所属しています。)。

5

共同顧問契約

NISHIMURA
& ASAHI

Nishimura & Asahi - Bayfront Law Alliance は、西村あさひ法律事務所シンガポールオフィス (N&A) 及び Bayfront Law LLC (BFL) が共同してリーガルサービスを提供する、単一の統合プラットフォームです。

シンガポール、日本、東南アジアをカバーする、N&A 及び BFL のワンストップ・リーガルサービス

コーポレート・紛争解決の両分野における円熟した手腕

割引固定報酬及び特別時間単価

顧問契約（契約内容一例）

業務内容 一般法務に関するリーガルアドバイス

契約期間 契約日から1年間

作業時間 毎月3 – 10 時間

※ 上限時間は固定され、超過時間には特別時間単価が適用されます。

報酬(月額) S\$1,200 – S\$3,000

※ 上記は一例です。料金体系はご相談の上、ご要望に応じカスタマイズした契約をご提案いたします。

6

プライベート・セミナーのご案内

NISHIMURA
& ASAHI

西村あさひ法律事務所シンガポールオフィスでは、貴社のご要望に応じ、特定のテーマでプライベート・セミナー（社内セミナー）を行うことができます。

開催実績

- 地域統括会社としてシンガポール法人の取締役の義務と責任
- ASEAN地域の競争法
- ASEAN地域の贈収賄規制
- ASEAN地域のその他コンプライアンス(個人情報保護法など)
- シンガポールの労働規制
- シンガポール契約法
- シンガポール法人の定款
- インドネシア会社法・紛争・撤退
- 建設・インフラプロジェクトの契約約款(FIDIC等)

開催場所は柔軟に対応いたします。貴社オフィス、当事務所会議室、Webinarでの開催も可能です。

7

コーポレート・M&A

- ・シンガポール支店の設立
- ・シンガポールでの会社設立・知的財産権管理
- ・シンガポール地域統括法人へのアジア子会社の株式の集約
- ・内部統制制度に関するリサーチ
- ・シンガポールにおける商標登録
- ・日本企業とシンガポール企業の合併契約
- ・日本企業による駐在員事務所設立
- ・日本企業によるシンガポール企業への第三者割当増資
- ・日本企業によるシンガポール子会社の売却案件
- ・2012年9月1日に導入されたレモン・ローについてのご相談
- ・個人情報保護法に関するご相談
- ・日本企業によるシンガポール上場企業の買収案件
- ・日本企業によるシンガポールのフランチャイズ・チェーンの買収案件
- ・日系企業によるシンガポール上場企業の買収に関し、現地法律事務所と協働してアドバイスを提供
- ・日本の化粧品製造販売会社が設立したシンガポール法人による中国及び香港を対象地域とする販売
- ・代理店契約(シンガポール法を準拠法とし、シンガポール国際仲裁センターの仲裁に服する旨規定)を更改又は終了するに際し、シンガポール弁護士と連携して法律意見書の作成その他の法的アドバイスを提供

コーポレート・M&A

- ・日本の上場会社の現経営陣と、前CEOとの間の争いごとに関して、株主であるシンガポールのヘッジファンドに対し、日本法の見地から助言を提供
- ・シンガポールにおける内装工事契約に関する助言
- ・シンガポールにおける設計・建築工事に関する規制調査
- ・シンガポールにおける清算に関する手続・規制調査
- ・クロスボーダーQRコード決済に係る法的問題点の検討
- ・シンガポールにおけるデジタルプラットフォーム規制の検討
- ・日本の鉄道会社によるシンガポールにおけるJVのサポート
- ・日本の鉄道会社によるシンガポールにおけるフランチャイズ展開のサポート
- ・日本企業(電気工事)によるシンガポールビルマネジメント企業の買収
- ・日系建設会社とシンガポール政府系機関との共同開発契約サポート
- ・日系建設会社支店のシンガポール撤退サポート
- ・証券会社によるシンガポールコンサル会社の買収
- ・日系企業によるシンガポール、マレーシア、香港での現地企業買収サポート

案件実績（シンガポール②）

ファイナンス

(キャピタルマーケット、規制法、アセットマネジメント等)

- ・シンガポールにおける優先株式の発行
- ・日本企業によるシンガポールおよび香港のローン債権の買収案件
- ・日系企業によるシンガポールへの本社移転及びシンガポール取引所等への上場に関するアドバイスを提供
- ・日系企業のアジア現地法人におけるストックオプションプランの設定に関するアドバイスを提供
- ・日系金融機関によるアジアでの新規ビジネスに関し、日本法上のアドバイスを提供
- ・日系企業によるシステム開発に関する基本契約について、シンガポールの地域統轄機関に対して、日本法上のアドバイスを提供し、現地法律事務所と協働して現地法化(ローカライズ)に関するアドバイスを提供
- ・日系企業による、シンガポール、香港、ケイマン法人を売主とするローン債権の売買に関し、現地法律事務所と共同してアドバイスを提供
- ・日本法人をライセンサーとする中国子会社を傘下に有するシンガポール法人が香港証券取引所で上場する際に当たって必要な、当該ライセンス契約に関する日本法上のリーガル・オビニオンの発行
- ・シンガポール法に準拠する上場投資信託(ETF)であるABF Pan Asia Bond Index Fundの東京証券取引所への重複上場(cross listing)
- ・日本の大手海運会社向けシンガポール船籍新造船に係る船舶ファイナンス取引について、契約書の作成その他シンガポール弁護士と連携して法的アドバイスを提供

ファイナンス

(キャピタルマーケット、規制法、アセットマネジメント等)

- ・シンガポールの不動産投資ファンドへの投資案件について、契約書の作成その他シンガポール弁護士と連携して法的アドバイスを提供
- ・シンガポールの金融レギュレーション及び現地子会社設立に関する調査及び報告書の作成
- ・シンガポール籍の不動産ファンドをスポンサーとする国内不動産流動化案件
- ・日系シンガポール企業に対する金銭債権の流動化取引について契約書の作成その他シンガポール弁護士と連携して法的アドバイスを提供
- ・東南アジアの製紙会社向け(シンガポールの親会社による保証付)輸出代金債権(日本の貿易保険付)の流動化案件
- ・買収ファイナンス案件における対象会社(日本法人)のシンガポール子会社の資産への担保権の設定
- ・シンガポールの会社が保有する日本の子会社の株式に対する質権の設定・解除に関する助言
- ・日本の資産運用会社に対し、その運用外部委託先となる、(i)当該運用会社が属するグループの証券会社と(ii)シンガポールの会社の、シンガポールにおける合弁会社に関する合弁契約についての助言
- ・日本の運用会社に対し、シンガポールの上場投資信託(ETF)に関する現地法制上の点につき、シンガポールの法律事務所に対する照会を通じての助言
- ・日本の金融機関に対するシンガポールの法律事務所に対する照会を通じての、シンガポールにおける貸付・保証に関する現地法制調査

案件実績（シンガポール③）

NISHIMURA
& ASAHI

ファイナンス

（キャピタルマーケット、規制法、アセットマネジメント等）

- ・シンガポールの会社に対する日本の外為証拠金取引業者を買収することに関する助言
- ・シンガポールの運用会社が運用を行うケイマン諸島に設定した外国投資信託に関する助言
- ・日本の金融機関の依頼に基づく現地法制における外国証券会社によるシンガポール居住者との証券取引を認める除外規定の適用の有無についての調査
- ・シンガポールの会社との間のファイナンスリースについて、日本の会社に助言を提供
- ・シンガポールの会社による日本の会社への優先株式の割当について、シンガポール法弁護士と協同し助言を提供
- ・日本の会社による航空機の格納庫ファイナンスリースについて、シンガポール法弁護士と協同し助言を提供
- ・日本の会社によるシンガポールの会社への航空機シミュレーターに関するローンについて、シンガポール法弁護士と協同し助言を提供
- ・日本の地銀によるシンガポール支店の設立及び銀行業ライセンスの取得について、シンガポール法弁護士と協働にグローバルチェンジし助言を提供
- ・シンガポール法弁護士と協同し日本の投資家によるシンガポール事業体を通じた不動産投資を組成
- ・日本の不動産に関するシンガポールの銀行によるモーゲージローンについて、書類のドラフト及び助言を提供
- ・シンガポール法弁護士と協同し、日本の海運商社に対しシンガポール船籍の船舶に関するローン及び担保書類のレビューを提供

ファイナンス

（キャピタルマーケット、規制法、アセットマネジメント等）

- ・シンガポール法弁護士と協同し、資産運用会社に対するCMSライセンス取得についての助言を提供
- ・シンガポール法弁護士と協同し、CMSライセンス及びフィナンシャルアドバイザーライセンス規制に関するリサーチを提供
- ・シンガポール法弁護士と協同し、不動産エージェントライセンス規制に関するリサーチを提供
- ・シンガポールにおける倒産隔離に関するメモの作成
- ・クラウド化に伴う個人情報保護法上の問題点の検討
- ・シンガポール及び日系大手デベロッパーによる不動産開発に係るファイナンス
- ・タイの不動産ファンドに対するシンガポールからの出資サポート

事業再生

- ・日本企業の日本法に基づく破産管財業務に際しての、同社のシンガポールにおける100%子会社の清算処理

30

案件実績（シンガポール④）

NISHIMURA
& ASAHI

紛争解決

- ・労働仲裁事件の対応
- ・労働者解雇規制のリサーチ
- ・Anton Pillar命令の取得
- ・Mareva Injunctionの取得
- ・日系企業とインドネシア企業との間の合併解消に関するシンガポール仲裁
- ・コントラクターとサブコントラクターとの間の紛争解決
- ・シンガポール法弁護士と協同し、シンガポールの日系航空会社における劳使紛争について助言を提供
- ・シンガポールの会社による詐欺に関する紛争について、日本の投資家に助言を提供
- ・日本の会社によるシンガポール子会社取締役の解雇に関する紛争について、助言を提供
- ・シンガポールにおける支払い保証に関する紛争について、シンガポールの会社から日本の建設会社への支払い遅延について、助言を提供
- ・シンガポールの会社の持分保有に関する紛争について、助言を提供
- ・忠実義務違反に関する紛争について助言を提供

上場

- ・日本の会社に対しシンガポール取引所上場について助言を提供
- ・日系企業のシンガポール証券取引所上場子会社の不正会計問題に伴う証券取引所対応等に関する助言
- ・シンガポール企業の上場サポート(日本における子会社のデューディリジェンス等)

アジア地域統括拠点支援

- ・ASEAN各国及びインドにおけるTOB規制に関するリサーチ
- ・ASEAN各国及びインドにおける贈収賄規制に関するリサーチ
- ・ASEAN各国の不動産事業規制に関するリサーチ
- ・シンガポール中間法人を利用したインド出資
- ・在シンガポール日系企業の依頼によるインド・ASEAN各国の競争法に関する調査
- ・ASEAN地域各国の競争法について、現地法律事務所を統轄してASEAN地域全体の包括的な調査を実施

コーポレート・M&A

- マレーシア法人の少数株式取得
- マレーシアの非上場企業の買収
- マレーシアでの合弁会社設立
- マレーシア上場企業の買収
- マレーシア現地法人の法務監査
- マレーシアの個人情報保護法
- マレーシアでのGST適用問題
- マレーシア現地法人の設立
- 内部統制制度に関するリサーチ
- マレーシアでのフランチャイズ契約の締結
- マレーシアでの販売代理契約の締結
- マレーシアでの販売代理店契約の解消
- マレーシアの商社買収について助言・日系住宅建築会社及び現地会社による、ジョホールバルでの不動産開発合弁事業について助言を提供
- マレーシアの製造会社の買収について助言
- マレーシアにおける会社の組織再編
- 日系企業によるシンガポール、マレーシア、香港での現地企業買収サポート

ファイナンス・規制法

- 非在マレーシア日系金融機関によるインドネシアでの証券・銀行業展開に関する助言
- マレーシアでの医療機器リース
- マレーシアでの売掛債権リース
- マレーシアでのオフバランス取引
- クアラルンプールの空港周辺開発における銀行ファイナンスについて助言を提供
- マレーシアにおける不動産規制について助言を提供
- マレーシアにおける銀行及び証券規制について助言を提供
- マレーシアの証券について助言を提供
- マレーシアにおける船舶関連のライセンス及び規制について助言を提供
- マレーシアにおける就労許可について助言を提供
- 危機管理
- マレーシア現地子会社の不正調査報告

32

案件実績（マレーシア②）

紛争

- マレーシアでの労働紛争
- マレーシア現地子会社の不正調査報告
- 株主の許可無く設立された会社設立の取り消し
- マレーシア現地子会社の撤退
- 日系企業及び現地企業による合弁事業に関する紛争について助言を提供
- マレーシアにおける日系企業子会社の従業員による不正行為とされるものについて助言を提供
- 日系法人のマレーシアからの撤退サポート
- 日本企業マレーシア子会社における不正調査

その他

- マレーシアにおける営業秘密の管理について助言を提供
- マレーシアにおける労務問題について助言を提供

不動産取引

- マレーシア、JBでの不動産購入
- マレーシア、KLでの不動産購入
- マレーシアでのLand Research
- 日本の鉄道会社による不動産開発について助言を提供
- マレーシアの不動産をJ-REIT資産に組込むための方法について助言を提供
- 日系企業のマレーシアにおける不動産購入について助言を提供

33

案件実績（インドネシア①）

NISHIMURA
& ASAHI

紛争

- ・ 日系企業の現地子会社で発生したストライキを含む労務問題に関する助言
- ・ 日系企業とインドネシア企業との間の合併解消に関する助言
- ・ 日本の製造会社及びインドネシアにおける販売店との間の合併解消について、助言を提供
- ・ 日本企業がJVパートナーからJV契約に関し現地の裁判所で訴えられ数百億円が請求された訴訟(勝訴)
- ・ 日本企業が旧JVパートナーからJV契約に関し現地の裁判所で訴えられ数十億円が請求された訴訟(勝訴)
- ・ 日本企業がビルの所有権に関して現地の裁判所で訴えられた訴訟(勝訴)
- ・ 日本企業が土地の所有権に関して現地の裁判所で訴えられた訴訟
- ・ 日本企業が現地エージェントから訴えられ数十億円が請求された訴訟(勝訴)
- ・ 日系企業が出資する資源系会社が現地の建設会社から訴えられたBANI仲裁
- ・ 日系建設会社と現地の会社との間のBANI仲裁
- ・ 日系建設会社と政府機関との間のBANI仲裁
- ・ 日系会社と政府機関との間の建設プロジェクトに関する交渉に関するアドバイス
- ・ 日系企業とJVパートナーとの間のJV契約の解消に関する紛争に関するアドバイス
- ・ 日系企業と現地企業との間の土地所有権を巡る紛争対応

紛争

- ・ 日系企業の環境関係の法令違反の嫌疑に関する警察捜査対応
- ・ 日系企業の贈収賄関係の嫌疑に関する捜査対応
- ・ 日系企業が関連する刑事裁判に関する対応
- ・ 日系企業が労働組合から訴えられた労働訴訟に関する対応
- ・ 日系企業に対する倒産申立に関する助言
- ・ 取引先の倒産申立に関する助言
- ・ 取引先からの債権回収に関する助言
- ・ 日系企業の現地建設会社との間の紛争に関する助言
- ・ 日系企業の現地での工場の閉鎖に関する助言
- ・ 日系企業の債権回収に関する現地裁判所での訴訟
- ・ 日系企業のJV設立の交渉中断に関する助言
- ・ 日系企業が関わる建設プロジェクトの解除に関する助言
- ・ 日系建設会社が関わる建設プロジェクトの終了に関する助言
- ・ 日系会社の従業員の不祥事に関する助言
- ・ 日系企業が巻き込まれた詐欺事件に関する助言
- ・ 日系企業に対する警察捜査に関する助言
- ・ インドネシア倒産(PKPU)手続きに対する債権者としての関与サポート
- ・ 日本企業(金属取引)によるインドネシア企業に対するSIAC仲裁申立て
- ・ 日本企業インドネシア子会社における不正調査

34

案件実績（インドネシア②）

NISHIMURA
& ASAHI

M&A、ジョイントベンチャー

- ・ 日系製造業企業による現地子会社設立に関する助言
- ・ 不動産賃貸借契約のレビュー及び助言
- ・ インドネシア企業との間の販売代理店契約の検討及び助言
- ・ インドネシア企業との間の販売代理店契約の解消に関する助言
- ・ 日系電機メーカーによるインドネシアでの合併契約とOEM契約の作成
- ・ 日系商社によるインドネシアの工業団地の土地取得に関する契約書作成
- ・ 日系メーカーによるインドネシアでの工場用地の取得に関する契約書の作成及びリーガルアドバイス
- ・ インドネシア建設会社の買収について、助言を提供
- ・ 日本の会社によるインドネシアのマルチファイナンス会社の買収について、助言を提供
- ・ 現地のフィンテック会社に対する出資についての助言
- ・ 現地のマルチファイナンス会社に対する出資についての助言
- ・ 日系製造業企業によるインドネシア製造業企業の買収に関する助言
- ・ 日系企業によるインドネシアの食品企業の株式取得に関する助言
- ・ 日系金融機関によるインドネシアの銀行の買収に関する助言
- ・ 日系機関によるインドネシアの医療機関の買収に関する助言

M&A、ジョイントベンチャー

- ・ 日系IT企業によるインドネシアIT企業の買収に関する助言
- ・ 日系企業とインドネシアIT企業との間の合併会社設立に関する助言
- ・ 日系企業のインドネシア企業への投資にかかる既存株主からの株式譲渡契約及び株主間契約の作成
- ・ 日系企業同士の合併にかかるインドネシア独禁当局への手続きに関する助言
- ・ 日系企業による外資投資が規制されている事業を行っているインドネシア企業の買収に関する助言
- ・ 日系警備会社が有する複数のインドネシア子会社にかかるリストラクチャリングに関する助言
- ・ 日系製造業企業による買収対象会社のインドネシア子会社にかかる法務監査
- ・ 日系企業のインドネシア合併会社株式の合併パートナー間での譲渡に関する助言
- ・ 日系メーカーによるインドネシアでのJV解消のための株式譲渡に関する契約書作成
- ・ 日本のノンバンク及びそのインドネシア関連会社の合併について、助言を提供

その他

- ・ インドネシア上場規制に関するリサーチ
- ・ インドネシア現地企業との代理店契約のレビュー及び適用規制のリサーチ
- ・ 日系企業によるインドネシア現地企業に対する商標権侵害に関する助言
- ・ 非在インドネシア日系金融機関によるインドネシアでの証券・銀行業展開に関する助言
- ・ 日系IT企業のインドネシア現地法人立上げに関する助言
- ・ 日系企業に対するインドネシアの法律制度に関する調査及び報告
- ・ 日系企業によるサービスアパートメント事業の立ち上げに関する助言
- ・ 日系リース企業のインドネシア現地法人立上げに関する助言
- ・ 日系リース企業の現地法人の資本構成に関する助言
- ・ 日系リース企業のリース契約及び関連担保書類の作成
- ・ 日系リース企業のローン契約及び関連担保書類の作成
- ・ 日系企業のインドネシア子会社にかかる外資規制の変遷と資本政策の変更に関する助言
- ・ インドネシアで事業を行っている日系企業の社内コンプライアンスルールの作成に関する助言
- ・ 日系製造業企業によるインドネシアの工業団地用地の取得に関する助言
- ・ 日系製造業のインドネシア法人の売却

その他

- ・ 日系小売企業による新規事業展開に関する助言及び法務監査
- ・ 日系人材派遣会社による新規事業展開に関する助言
- ・ 日系商社による船舶購入取引に関するローン契約書レビュー
- ・ 日系商社からの依頼により、インドネシアの上場企業が特定の株主のみに行なう情報開示の適法性についての法的問題点の検討
- ・ 日本の会社のインドネシア現地子会社の登録商標侵害について、助言を提供
- ・ 現地の建設法レギュレーションに関する助言
- ・ ODA円借款案件についての入札及び契約に関する助言
- ・ 建設プロジェクトにおける建設契約、Joint Operation契約、下請け契約の作成
- ・ 日系食品メーカーによるインドネシアへの駐在員事務所の設置に関する業務
- ・ インドネシアにおける上場会社による新株予約権付社債(CB)発行に関する手続・規制調査
- ・ インドネシアにおける日系企業の贈収賄疑惑に関する調査対応
- ・ 日本の会社のインドネシア現地子会社の登録商標侵害について、助言を提供
- ・ インドネシアにおける子会社設立
- ・ インドネシアにおける駐在員事務所設立
- ・ インドネシアへの事業進出・展開に関する各種外資規制調査・助言

案件実績（フィリピン①）

コーポレート・M&A

- ・ フィリピン子会社の事業売却・譲渡
- ・ フィリピンIT企業との資本提携
- ・ フィリピンファイナンス合弁会社の設置
- ・ 会社分割による日本事業再編に伴うフィリピン子会社の株式異動
- ・ 資本提携とそれに基づく日系企業グループとフィリピン企業グループの株式の持合
- ・ フィリピン運送事業会社の買収
- ・ 電力供給事業に関する合弁会社の組成
- ・ 建設会社の買収とノミニーストラクチャーの組成
- ・ 不動産開発、販売及び管理用の合弁会社の組成
- ・ 退職年金基金を利用して不動産保有会社の組成
- ・ 償還株式及び種類株式の第三者割当増資
- ・ 医薬品の販売代理店契約に関するアドバイス
- ・ フィリピン英会社事業子会社の設立
- ・ 労働者派遣事業に関する規制のアドバイス
- ・ 配車アプリサービスに関する規制のアドバイス
- ・ 建設業法ライセンス(PCABライセンス)の取得に関するアドバイス
- ・ 教育事業に関する規制のアドバイス
- ・ 小売業規制に関するアドバイス

コーポレート・M&A

- ・ ノミニーストラクチャーと外資規制・反ダミー法のアドバイス及び違法なノミニースキームのリストラクチャリング
- ・ 商標ライセンス契約のアドバイス
- ・ 販売代理店契約のアドバイス
- ・ フィリピン個人情報保護法に関するアドバイス
- ・ 従業員退職年金基金の組成に関するアドバイス

ファイナンス・規制法

- ・ フィリピン国外からのローン及び担保契約に関するアドバイス
- ・ 日本・フィリピン間、及びシンガポール・フィリピン間の親子ローン、グループ会社ローン
- ・ フィリピン国外からのファイナンスリース取引及び債権回収に関するアドバイス
- ・ フィリピンにおけるファクタリング取引に関するアドバイス
- ・ 社債発行
- ・ コンバーティブル・ローン
- ・ フィリピン外為法とローンの届出規制に関するアドバイス
- ・ 株式質権設定契約
- ・ 不動産抵当権設定契約
- ・ 各種担保権と実行手続に関するアドバイス
- ・ 債権譲渡

案件実績（フィリピン②）

NISHIMURA
& ASAHI

紛争

- ・債権回収に関するアドバイス
- ・合弁会社の株主間紛争
- ・PEZA企業・子会社の撤退及び清算
- ・整理解雇
- ・労働組合との労働協約の交渉サポート
- ・労働組合によるストライキ回避に向けた交渉サポート
- ・フィリピンにおけるキックバック、贈賄に関する調査
- ・フィリピンにおけるアスペクト問題の対応に関するアドバイス
- ・不正を行った従業員の解雇
- ・フィリピンにおけるファシリティ・ペイメントの取り扱いに関するアドバイス
- ・販売代理店契約の解除
- ・販売代理店によるテリトリ一条項の違反
- ・競合他社による不当な刑事告訴、当局への違法行為の通報への対応
- ・粉飾決算対応

不動産取引

- ・BCG(フォート・ボニファシオ・グローバル・シティ)における商業・住居複合施設の開発
- ・クラーク・スマートシティ開発
- ・PEZA企業の工場用地の売却
- ・フィリピンREITに関するストラクチャリングのアドバイス
- ・不動産の現物出資取引
- ・テナントリース契約
- ・工場用地のリース契約
- ・コンドミニアムの販売契約
- ・不動産管理組合・会社に関するアドバイス

その他

- ・フィリピン駐在員・現地マネージャー向け現地セミナー
- ・コロナ禍でのフィリピン入国とビザ申請手続のアドバイス
- ・非居住社長、取締役とビザ問題に関するアドバイス

38

案件実績（インド）

NISHIMURA
& ASAHI

- ・株式譲渡形式によるインド公開会社の買収
- ・事業譲渡(Stump Sale)を利用したインド上場企業の買収
- ・技術支援契約のレビュー
- ・工業団地造成プロジェクトに関するFDI及びRBIレギュレーションの調査
- ・インド合弁契約の改定
- ・インド合弁事業の解消
- ・非在インド日系金融機関によるインドでの証券・銀行業展開に関する助言
- ・再生手続中のインド上場企業に対する債権回収に関する助言
- ・インドの大量保有報告制度等に関するリサーチ
- ・インドの土地制度・土地取得問題に関するリサーチ
- ・インド現地法人の従業員に対するストックオプションスキームの検討
- ・日本企業がインドとの間で行うハイヤー・バーチェス取引における法律問題に対する助言
- ・インド企業と日本駐在従業員との間の雇用契約に関する助言
- ・インドの薬事法上の責任に関する法律問題に対する助言
- ・日本企業により、インドに子会社をもつ多国籍企業の買収案件につき、インドの公開買付規制に関する検討
- ・インド進出へ向けての調査、現法設立に関する助言

- ・インドの会社を依頼者とし、日本の会社との契約違反にかかる紛争についてのアドバイス、及び同社の日本子会社における労働法に関するアドバイス
- ・インド法人との業務提携
- ・インド事業への出資等
- ・共同開発契約、業務委託契約、ソフトウェアライセンス契約
- ・アンチダンピングに関するアドバイス
- ・インドにおける株式上場等
- ・インドにて継続中の訴訟事件に関するアドバイス
- ・Joint Venture設立、株主間契約書のレビュー
- ・インドにおけるブランドやロゴ等の無断使用に対する法的措置の検討
- ・中国、インド、ロシア他の諸国における知的財産権侵害に対する法的措置
- ・インド、ベトナム、及びタイにおける知的財産権法のTRIPS協定整合性の調査
- ・日印租税条約の改訂に伴う法律相談
- ・課税問題
- ・インドの証券取引規制等についての調査
- ・インド株ファンドに関する法的助言
- ・インド法人の発行する転換社債に関する相談
- ・プロジェクトファイナンス取引、インド向けローン(ECB規制の検討)

39

M&A – 2018～2020年

- シンガポールにおけるデジタルプラットフォーム規制の検討(シンガポール)
- 日本の鉄道会社によるシンガポールにおけるJVのサポート(シンガポール)
- 日本の鉄道会社によるシンガポールにおけるフランチャイズ展開のサポート(シンガポール)
- 日本企業(電気工事)によるシンガポールビルマネジメント企業の買収(シンガポール)
- 証券会社によるシンガポールコンサル会社の買収(シンガポール)
- マレーシアにおける会社の組織再編(マレーシア)
- 日系企業によるシンガポール、マレーシア、香港での現地企業買収サポート(シンガポール、マレーシア、香港)
- 日系製造業のインドネシア法人の売却(インドネシア)

M&A – 2016～2017年

- 殺虫剤製造販売企業の買収(マレーシア)
- 日系シンガポール・エンターテイメント企業の簡易合併(シンガポール)
- 日系シンガポール・会計税務事務所の簡易合併(シンガポール)
- 食品製造企業のインドネシア・シンガポールでの合弁設立(シンガポール、インドネシア)
- 日系企業によるシンガポールでのベンチャー企業買収(シンガポール)
- 日系警備企業によるインドネシアでの企業買収(インドネシア)
- 日系企業によるシンガポールIT企業投資(シンガポール)
- 日系食品企業によるシンガポール企業買収(シンガポール)
- 日系企業によるシンガポール通販企業買収(シンガポール、マレーシア、香港)
- 日系企業による通信関係企業の買収(シンガポール、フィリピン、スリランカ)
- 日系シンガポール企業の組織再編(簡易合併・事業譲渡)(シンガポール)
- 日系IT企業による非上場シンガポール企業(インドネシアの子会社を通じて主に同国にて事業を展開)への投資案件
- 日系IT企業による非上場シンガポール企業への投資案件(シンガポール、インドネシア、マレーシア及びカンボジアの子会社・フランチャイジーを通じて主に各国にて事業を展開)
- 日系SI企業による非上場シンガポール企業(フィリピンの子会社を通じて主に同国にて事業を展開)への投資案件

40

分野別案件実績

M&A – 2016～2017年

- 日系SI企業による非上場インドネシア企業への投資案件
- 日系不動産企業による非上場インドネシア企業への投資・合弁組成案件
- 日系不動産企業による非上場シンガポール企業とのシンガポールにおける合弁組成案件
- 日系ファンドによる非上場シンガポール企業(ベトナムの子会社を通じて主に同国にて事業を展開)への投資案件
- 日系SI企業によるインドネシアにおける非上場インドネシア企業及び日系企業との合弁組成案件
- 日系SI企業によるフィリピンにおける日系企業との合弁組成案件
- IT系製造を行っているグローバル企業のシンガポール上場会社からの買収(シンガポール、中国、台湾、米国、ベトナム)
- 日系メーカー販社による組織再編(スピンドル)(シンガポール)
- 会社秘書役企業のマジョリティー買収(シンガポール)
- 食品製造企業の買収(シンガポール)
- 食品販売企業の買収(シンガポール)
- 日系企業によるベンチャー企業の新株引受(シンガポール)
- グローバル・バーキング企業の買収(シンガポール、マレーシア、インドネシア、オーストラリア等)
- シンガポールでの不動産開発についての合弁企業設立(シンガポール)

M&A – 2016～2017年

- 日系商社によるマレーシア商社の買収(マレーシア)
- 日系メーカーによるタイ企業とのマレーシア合弁事業の再編(マレーシア)
- 日系企業によるマレーシア、インドネシアでの製油合弁設立(シンガポール、マレーシア、インドネシア)
- 日系文具企業によるマレーシア企業買収(マレーシア)
- 日系金融IT企業によるフィリピンIT企業との資本提携契約(フィリピン)
- 日系商社と日系ファイナンス企業による合弁会社の設立(フィリピン)
- 日系不動産会社、日系百貨店とフィリピン財閥企業との間の住居及び百貨店その他の複合施設の開発合弁会社の設立(フィリピン)
- 日系製造会社による会社分割の方法でのフィリピン製造会社株式の取得(フィリピン)
- 日系企業によるオンライン英会話スクールへの投資(フィリピン)

41

M&A – 2012～2015年

- ・ 日系商社によるシンガポール上場企業へのマイノリティー出資(シンガポール)
- ・ 日系電線関係企業によるビジネス統合(シンガポール、マレーシア)
- ・ 日系食品企業によるシンガポールのレストラン、チェーン店の買収(シンガポール)
- ・ 日系放送事業企業によるシンガポールでのJV設立(シンガポール)
- ・ 日系証券投資運用企業によるシンガポールでの優先出資(シンガポール)
- ・ 日系企業ASEANでのグループ再編(シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、タイ、香港、オーストラリア等)
- ・ 日系企業によるシンガポールJVを通じたインド投資(シンガポール、インド)
- ・ 日系音響機器メーカーによるシンガポールJVの完全子会社化(シンガポール)
- ・ 日系企業によるシンガポールIT企業への優先出資(シンガポール)
- ・ ハウ징企業の合弁設立(マレーシア)
- ・ 日系商社によるシンガポール食品卸売企業の買収(シンガポール)
- ・ 日系不動産企業によるインドネシアでのホテル投資JV(インドネシア)
- ・ 日系メーカーによるインドネシア合弁の設立(インドネシア)

M&A – 2012～2015年

- ・ 日系建設会社によるシンガポールでのJV(シンガポール)
- ・ 日系有限責任組合によるシンガポール企業への投資(シンガポール)
- ・ 日系シンガポール企業への日系企業による投資(シンガポール)
- ・ 電話通信企業によるミャンマーでのJV設立(シンガポール、ミャンマー)
- ・ 日系ハウジング企業によるマレーシアでのJV設立(マレーシア)
- ・ 日系航空企業によるマレーシアでの企業買収(マレーシア)
- ・ 日系食品企業によるマレーシアでの企業買収(マレーシア)
- ・ 日系IT企業によるシンガポールIT企業買収(シンガポール)
- ・ 日系食品企業によるシンガポール食品精製企業買収(シンガポール)
- ・ 日系企業によるシンガポールでの事業譲渡(シンガポール)
- ・ 日系メーカーによるシンガポール及びマレーシア上場企業買収(シンガポール、マレーシア)
- ・ 日系企業によるインドネシアIT企業への出資及び買収(インドネシア)
- ・ シンガポールエネルギー関連企業によるスリランカでの企業買収(スリランカ)

分野別案件実績

ファイナンス

- ・ シンガポールにおける倒産隔離に関するメモの作成(シンガポール)
- ・ タイの不動産ファンドに対するシンガポールからの出資サポート(シンガポール)
- ・ クラウド化に伴う個人情報保護法上の問題点の検討(シンガポール)
- ・ シンガポール及び日系大手デベロッパーによる不動産開発に係るファイナンス(シンガポール)
- ・ インドネシアにおける上場会社による新株予約権付社債(CB)発行に関する手続・規制調査(インドネシア)
- ・ シンガポールにおける優先株式の発行(シンガポール)
- ・ 日本企業によるシンガポールおよび香港のローン債権の買収案件(シンガポール)
- ・ 日系企業によるシンガポールへの本社移転及びシンガポール取引所等への上場に関するアドバイスを提供(シンガポール)
- ・ 日系企業のアジア現地法人におけるストックオプションプランの設定に関するアドバイスを提供(シンガポール)
- ・ 日系金融機関によるアジアでの新規ビジネスに關し、日本法上のアドバイスを提供(シンガポール)
- ・ 日系企業によるシステム開発に關する基本契約について、シンガポールの地域統轄拠点に対して、日本法上のアドバイスを提供し、現地法律事務所と協働して現地法化(ローカライズ)に關するアドバイスを提供(シンガポール)

ファイナンス

- ・ 日系企業による、シンガポール、香港、ケイマン法人を売主とするローン債権の売買に關し、現地法律事務所と共同してアドバイスを提供(シンガポール)
- ・ 日本法人をライセンサーとする中国子会社を傘下に有するシンガポール法人が香港証券取引所で上場する際に当たって必要な、当該ライセンス契約に関する日本法上のリーガル・オピニオンの発行(シンガポール)
- ・ シンガポール法に準拠する上場投資信託(ETF)であるABF Pan Asia Bond Index Fundの東京証券取引所への重複上場(cross listing)(シンガポール)
- ・ 日の大手海運会社向けシンガポール船籍新造船に係る船舶ファイナンス取引について、契約書の作成その他シンガポール弁護士と連携して法的アドバイスを提供(シンガポール)
- ・ シンガポールの大手海運会社向けのシンガポール船籍新造船に係る船舶ファイナンス取引に關し、アレンジャーカウンセルとして関与(シンガポール)
- ・ 日系シンガポール企業に対する設備アセットファイナンス案件について契約書の作成その他シンガポール弁護士と連携して法的アドバイスを提供(シンガポール)
- ・ シンガポールの不動産投資ファンドへの投資案件について、契約書の作成その他シンガポール弁護士と連携して法的アドバイスを提供(シンガポール)
- ・ シンガポールの金融レギュレーション及び現地子会社設立に關する調査及び報告書の作成(シンガポール)
- ・ シンガポール籍の不動産ファンドをスポンサーとする国内不動産流動化案件(シンガポール)

ファイナンス

- 日系シンガポール企業に対する金銭債権の流動化取引について契約書の作成その他シンガポール弁護士と連携して法的アドバイスを提供(シンガポール)
- 東南アジアの製紙会社向け(シンガポールの親会社による保証付)輸出代金債権(日本の貿易保険付)の流動化案件(シンガポール)
- 買収ファイナンス案件における対象会社(日本法人)のシンガポール子会社の資産への担保権の設定(シンガポール)
- シンガポールの会社が保有する日本の子会社の株式に対する質権の設定・解除に関する助言(シンガポール)
- 日本の運用会社に対し、その運用外部委託先となる、(i)当該運用会社が属するグループの証券会社と(ii)シンガポールの会社の、シンガポールにおける合弁会社に関する合弁契約についての助言(シンガポール)
- 日本の運用会社に対し、シンガポールの上場投資信託(ETF)に関する現地法制上の点につき、シンガポールの法律事務所に対する照会を通じての助言(シンガポール)
- 日本の金融機関に対するシンガポールの法律事務所に対する照会を通じての、シンガポールにおける貸付・保証に関する現地法調査(シンガポール)
- シンガポールの会社に対する日本の外為証拠金取引業者を買収することに関する助言(シンガポール)
- シンガポールの運用会社が運用を行うケイマン諸島に設定した外国投信に関する助言(シンガポール)
- 日本の金融機関の依頼に基づく現地法制における外国証券会社によるシンガポール居住者との証券取引を認める除外規定の適用の有無についての調査(シンガポール)

ファイナンス

- シンガポールの会社との間のファイナンスリースについて、日本の会社に助言を提供(シンガポール)
- シンガポールの会社による日本の会社への優先株式の割当について、シンガポール法弁護士と協同し助言を提供(シンガポール)
- 日本の会社による航空機の格納庫ファイナンスリースについて、シンガポール法弁護士と協同し助言を提供(シンガポール)
- 日本の会社によるシンガポールの会社への航空機シミュレーターに関するローンについて、シンガポール法弁護士と協同し助言を提供(シンガポール)
- 日本の地銀によるシンガポール支店の設立及び銀行業ライセンスの取得について、シンガポール法弁護士と協同し助言を提供(シンガポール)
- シンガポール法弁護士と協同し日本の投資家によるシンガポール事業体を通じた不動産投資を組成(シンガポール)
- 日本の不動産に関するシンガポールの銀行によるモーゲージローンについて、書類のドラフト及び助言を提供(シンガポール)
- シンガポール法弁護士と協同し、日本の海運商社に対しシンガポール船籍の船舶に関するローン及び担保書類のレビューを提供(シンガポール)
- シンガポール法弁護士と協同し、資産運用会社に対するCMSライセンス取得についての助言を提供(シンガポール)
- シンガポール法弁護士と協同し、CMSライセンス及びフィナンシャルアドバイザーライセンス規制に関するリサーチを提供(シンガポール)
- シンガポール法弁護士と協同し、不動産エージェントライセンス規制に関するリサーチを提供(シンガポール)

44

分野別案件実績

ファイナンス

- 非在マレーシ亞日系金融機関によるインドネシアでの証券・銀行業展開に関する助言(マレーシ亞)
- マレーシ亞での医療機器リース(マレーシ亞)
- マレーシ亞での売掛債権リース(マレーシ亞)
- マレーシ亞でのオフバランス取引(マレーシ亞)
- クアランプールの空港周辺開発における銀行ファイナンスについて助言を提供(マレーシ亞)
- マレーシ亞における不動産規制について助言を提供(マレーシ亞)
- マレーシ亞における銀行及び証券規制について助言を提供(マレーシ亞)
- マレーシ亞の証券について助言を提供(マレーシ亞)
- マレーシ亞における船舶関連のライセンス及び規制について助言を提供(マレーシ亞)
- マレーシ亞における就労許可について助言を提供(マレーシ亞)
- 非在インドネシア日系金融機関によるインドネシアでの証券・銀行業展開に関する助言(インドネシア)
- 日系リース企業のローン契約及び関連担保書類の作成(インドネシア)
- 日系商社による船舶購入取引に関するローン契約書レビュー(インドネシア)
- 非在インド日系金融機関によるインドでの証券・銀行業展開に関する助言(インド)

ファイナンス

- インドの大量保有報告制度等に関するリサーチ(インド)
- インド現地法人の従業員に対するストックオプションスキームの検討(インド)
- 日本企業がインド企業との間で行うハイヤー・バーチェス取引における法律問題に対する助言(インド)
- インドにおける株式上場等(インド)
- インドの証券取引規制等についての調査(インド)
- インド株ファンデにに関する法的助言(インド)
- インド法人の発行する転換社債に関する相談(インド)
- プロジェクトファイナンス取引、インド向けローン(ECB規制の検討)(インド)
- インド技術援助契約の検討(インド)

45

分野別案件実績

NISHIMURA
& ASAHI

コーポレート

- ・ インドネシアにおける子会社設立
- ・ インドネシアにおける駐在員事務所設立
- ・ インドネシアへの事業進出・展開に関する各種外資規制調査・助言
- ・ シンガポールにおける内装工事契約に関する助言
- ・ シンガポールにおける設計・建築工事に関する規制調査
- ・ シンガポールにおける清算に関する手続・規制調査
- ・ シンガポール企業の上場サポート(日本における子会社のデューディリジエンス等)

訴訟・事業再生・危機管理・その他

- ・ 日系企業のシンガポール証券取引所上場子会社の不正会計問題に伴う証券取引所対応等に関する助言(シンガポール)
- ・ 労働仲裁事件の対応(シンガポール)
- ・ 労働者解雇規制のリサーチ(シンガポール)
- ・ Anton Pillar命令の取得(シンガポール)
- ・ Mareva Injunctionの取得(シンガポール)
- ・ コントラクターとサブコントラクターの間の紛争解決(シンガポール)
- ・ シンガポール法弁護士と協同し、シンガポールの日系航空会社における労使紛争について助言を提供(シンガポール)
- ・ シンガポールの会社による詐欺に関する紛争について、日本の投資家に助言を提供(シンガポール)
- ・ 日本の会社によるシンガポール子会社取締役の解雇に関する紛争について、助言を提供(シンガポール)
- ・ シンガポールにおける支払い保証に関連し、シンガポールの会社から日本の建設会社への支払い遅延について、助言を提供(シンガポール)
- ・ シンガポールの会社の持分保有に関する紛争について、助言を提供(シンガポール)
- ・ 忠実義務違反に関する紛争について助言を提供(シンガポール)
- ・ 日本企業の日本法に基づく破産管財業務に際しての、同社のシンガポールにおける100%子会社の清算処理(シンガポール)
- ・ マレーシアでの労働紛争
- ・ マレーシア現地子会社の不正調査報告(マレーシア)

46

分野別案件実績

NISHIMURA
& ASAHI

訴訟・事業再生・危機管理・その他

- ・ 株主の許可無く設立された会社設立の取り消し(マレーシア)
- ・ マレーシア現地子会社の撤退(マレーシア)
- ・ 日系企業及び現地企業による合弁事業に関する紛争について助言を提供(マレーシア)
- ・ マレーシアにおける日系企業子会社の従業員による不正行為とされるものについて助言を提供(マレーシア)
- ・ インドネシア倒産(PKPU)手続きに対する債権者としての関与サポート(インドネシア)
- ・ 日本企業(金属取引)によるインドネシア企業に対するSIAC仲裁申立て(インドネシア)
- ・ 日本企業インドネシア子会社における不正調査(インドネシア)
- ・ 日系企業の現地子会社で発生したストライキを含む労務問題に関する助言(インドネシア)
- ・ インドネシアにおける日系企業の贈収賄疑惑に関する調査対応(インドネシア)
- ・ 日系企業とインドネシア企業との間の合弁解消に関する仲裁(インドネシア)
- ・ 不動産賃貸借契約のレビュー及び助言(インドネシア)
- ・ 日本の会社のインドネシア現地子会社の登録商標侵害について、助言を提供(インドネシア)
- ・ 再生手続中のインド上場企業に対する債権回収に関する助言(インド)

訴訟・事業再生・危機管理・その他

- ・ インドの薬事法上の責任に関する法律問題に対する助言(インド)
- ・ インドの会社を依頼者とし、日本の会社との契約違反にかかる紛争についてのアドバイス、及び同社の日本子会社における労働法に関するアドバイス(インド)
- ・ インドにおけるブランドやロゴ等の無断使用に対する法的措置の検討(インド)
- ・ 中国、インド、ロシア他の諸国における知的財産権侵害に対する法的措置(インド)

47

各拠点概要（東南アジア）

NISHIMURA
& ASAHI

<p>バンコク SCL Nishimura & Asahi Limited</p> <p>34th Floor, Athenee Tower, 63 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand Tel: +66-2-126-9100</p>	<p>台北 西村朝日台灣法律事務所</p> <p>台北市信義区松仁路89号 1号交易広場7階 Tel: +886-2-8729-7900</p>	<p>北京 Beijing Representative Office</p> <p>〒100025 北京市朝陽区建国路79号華貿中心2号写字楼4層08号 Tel: +86-10-8588-8600</p>	<p>上海 Shanghai Representative Office</p> <p>〒200040 上海市静安区南京西路1601号越洋広場38階 Tel: +86-21-6171-3748</p>
<p>ハノイ Nishimura & Asahi (Vietnam) Law Firm</p> <p>Suite 607, 63 Ly Thai To Building, 63 Ly Thai To Street, Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam Tel: +84-24-3946-0870</p>	<p>ホーチミン Branch Office of Nishimura & Asahi (Vietnam) Law Firm in Ho Chi Minh City</p> <p>Room 1102, 11th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1 Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-28-3821-4432</p>	<p>ヤンゴン Nishimura & Asahi Myanmar Limited</p> <p>#310, 3rd Floor, Prime Hill Business Square, No.60 Shwe Dagon Pagoda Road, Dagon Township, Yangon, Myanmar Tel: +95-1-8382632</p>	
<p>ジャカルタ (*) Walangi & Partners</p> <p>Pacific Century Place, 19th floor, Jalan Jenderal Sudirman Kav 52-53, SCBD Lot 10, Senayan, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan, DKI Jakarta 12190, Indonesia Tel: +62-21-5080-8600</p>	<p>ジャカルタ (*) Rosetini & Partners Law Firm</p> <p>Office 8, 18th floor, SCBD Lot 28, Jl. Jend. Sudirman Kav., 52-53, Jakarta 12190, Indonesia Tel: +62-21-2933-3617</p>	<p>Okada law Firm(香港) (**) </p> <p>Room 1403A, 14/F, New World Tower I, 16-18 Queen's Road Central, Hong Kong Tel: +852-2336-8586</p>	

(*) 提携事務所 (**) 関連事務所

48

各拠点概要（日本/中東/北米/欧州）

NISHIMURA
& ASAHI

<p>東京事務所</p> <p>〒100-8124 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー Tel: +81-3-6250-6200</p>	<p>大阪事務所</p> <p>〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビルオフィスワーズ35F Tel: +81-6-6366-3013</p>	<p>名古屋事務所</p> <p>〒450-6041 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ41F Tel: +81-6-6366-3013</p>	<p>福岡事務所</p> <p>〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館9F Tel: +81-92-717-7300</p>
--	---	---	--

<p>ドバイ事務所 Afridi & Angell Legal Consultants Japan Desk (N&A)</p> <p>Unit 406, Index Tower, Dubai International Financial Centre, Dubai, UAE Tel: +971-4-386-3456</p>	<p>ニューヨーク事務所 Nishimura & Asahi NY LLP</p> <p>1251 Avenue of the Americas, 23rd Floor, New York, NY 10020 Tel: +1-212-830-1600</p>	<p>フランクフルト事務所</p> <p>Friedrich-Ebert-Anlage 35-37, 60327 Frankfurt am Main, Germany Tel: +49-(0)69-257-298-800</p>	<p>デュッセルドルフ事務所</p> <p>Königsallee 92a, 40212 Düsseldorf, Germany Tel: +49-(0)211-5403-9512</p>
---	--	---	---

49

シンガポール事務所

NISHIMURA
& ASAHI

Nishimura & Asahi (Singapore) LLP

79 Robinson Road #14-01,
Singapore 068897

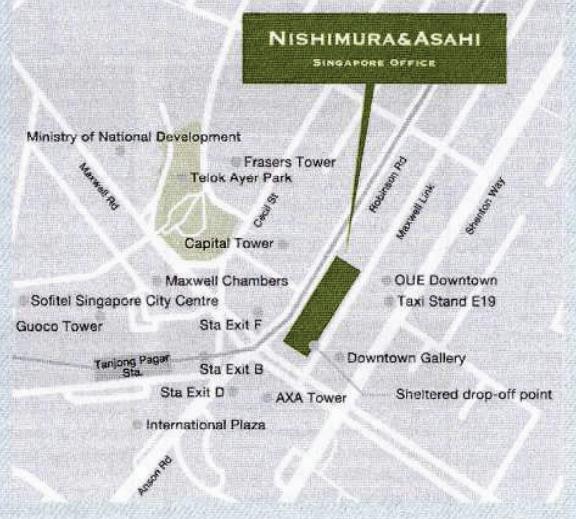
Tel: +65-6922-7670

Email: info_singapore@nishimura.com

Website:
<https://www.nishimura.com/>

※ご訪問の際は、レセプションにてパスポートなどの
写真付IDの提示が求められますので、ご留意下さい。

Thomson Reutersが発行するALB
(Asian Legal Business) 2020年9月号の
特集「ALB M&A Rankings 2020」において、
シンガポールオフィスはSINGAPORE
INTERNATIONAL 部門で“Notable Firms”的
評価を受けました。





シンガポールの法制度の特徴

シンガポールの法制度は、

- ・ 1824年から1959年まで英國の植民地（1942年から1945年まで日本軍に占領
- ・ 1965年マレーシアから独立

といった歴史的な背景と

- ・ 728平方kmの土地に約570万人の人口（市民：約405万人、）
(人口密度は世界2位。埋め立てているので、毎年徐々に大きくなっている) という狭い国土という限られたリソースのなかでどうやって多数の国民を支えていかなければならぬか

という事情からできあがったもの

NISHIMURA
& ASAHI



プロビジネスな法制度

いかに、海外の企業がお金を落とすシステムをつくるかという観点から、企業よりで安定した制度が作成してきた

企業の競争を制限するような競争法が制定されたのも2004年
個人情報保護法も2013年と比較的遅めに成立
雇用法も適用の範囲が限定

⇒ただし、昨今は、徐々にシンガポールの市民を守るため、徐々に制度が変わってきてきてもいる

NISHIMURA
& ASAHI



英國法系の安定した法制度

英國の植民地時代から、英國法系の法制度が整えられており、安定した法制度となっている。

- ・コモンロー（ただし、制定法も多い）
- ・契約法、会社法など英國のものに近い
- ・判例法については、英國を含む他のコモン・ウェルズのものを参考にする場合もある

公務員の汚職も極めてたくない、厳罰など⇒Transparency Internationalの調査による腐敗認識数ランキングで世界4位（日本は18位）

徐々に国民よりもなってきてはいうが、已然、ビジネスを行い安い環境を整えるための法制度がある点が特徴

NISHIMURA
& ASAHI



雇用法の概要 -適用範囲

解雇を含めた契約の終了、給与の支払い、時間外労働、有給休暇、医療休暇を含む休日等、雇用関係の基本事項が記載

適用範囲も限定的で、雇用者より（法定賃金なし、労働争議少ない）
⇒最近は、従業員よりの改正も多くみられてきた。

第4章は、法定休日、法定労働時間、時間外労働手当、整理解雇手当、退職手当等について定める章であり、例えば、第4章が適用される労働者との関係では時間外労働手当の支給が法律上義務付けられるなど、労務管理上、その適用の有無の影響は軽微ではない。

	船員(Seafarer) Domestic Worker その他大臣が指定する者(statutory board employee and civil servant)	管理職(Manager)又は上級職(Executive)	ワークマン	一般従業員(左記のいずれにも該当しない従業員)
SGD 4,500超			4章を除き適用あり	4章を除き適用あり
SGD 4,500以下 SGD 2,600超	一切適用なし	4章を除き適用あり	全て適用あり	全て適用あり
SGD 2,600以下				

雇用法の概要 -解雇



よく問題になるトピック

解雇：

法令上、解雇の制限が限定的

一定期間の通知で理由をしらせすとも解雇ができる。

26週間未満、1日。26週間以上2年未満、1週間

2年以上5年未満、2週間。5年以上、4週間

不当な解雇は制限がつく。

当該解雇から一ヶ月以内であれば、三者間紛争解決機関

(Tripartite Alliance for Dispute Management)に対し、自己の復職を求める調停の申立てをすることができる(雇用法第14条(2))。

解決できなかった場合、労働者は、労働請求審判所(Employment Claims Tribunal)において審判を求めることが出来る。

NISHIMURA
& ASAHI

雇用法の概要 -外国人の雇用に関する制約



よく問題になるトピック：外国人の雇用に関する制約

①就労許可証

Employment Pass、S-Passなどの就労許可証が必要

Employment Pass…多くは、専門職、管理職及び幹部職に就く外国人に対して発給されるビザ。EP発給対象となる駐在員に一定額以上の給与が支給されること、同人が一定の学位や資格を有することなどが要求される。⇒法令上は、SGD4500以上とされているが実際はより厳しく、近時更に厳格化

S-Pass…中技能熟練労働者に対して発給されるビザ。Quota規制

(会社が属する産業にも応じ、対シンガポール人労働者との関係で、外国人労働者の人数を定められた一定比率内に収めなければならない制度)の対象となる。

NISHIMURA
& ASAHI



不動産について

- ・ 英国の封建的土地制度のルーツから、すべての土地の究極的な所有は国にある。
- ・ FreeholdとLeasehold (rentの支払い、一括もあり)
- ・ 建物は土地と一体をなす不動産
- ・ ストラタ・タイトル
- ・ トレンス・システム
- ・ 19世紀、南オーストラリアで、Robert Torrens氏が考案した登記された不動産権利に絶対の優先権を認める方法。オーストラリア、カナダ、マレーシアなど英米法系の国が導入
- ・ 登記を備えた権利は、絶対の優先権あり。不動産取引の効力発生には、登記が必要。登記を備えた権利は国会が保証
- ・ 外国人は、商業用・産業用不動産の土地を持てる。居住用は外国人は所有できない。例外としてコンドミニアムのユニット
- ・ シンガポールの賃貸借契約の賃貸人有利の話

NISHIMURA
& ASAHI



一から立ち上げる場合のメリット

- ・最初から自分色にできる

デメリット

- ・ビジネスとして立ち上げるのに時間がかかる。人集め・ライセンス・場所等

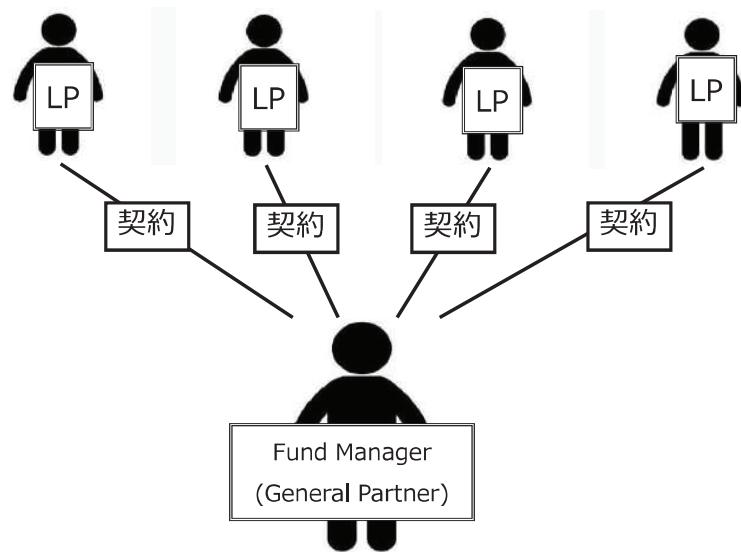
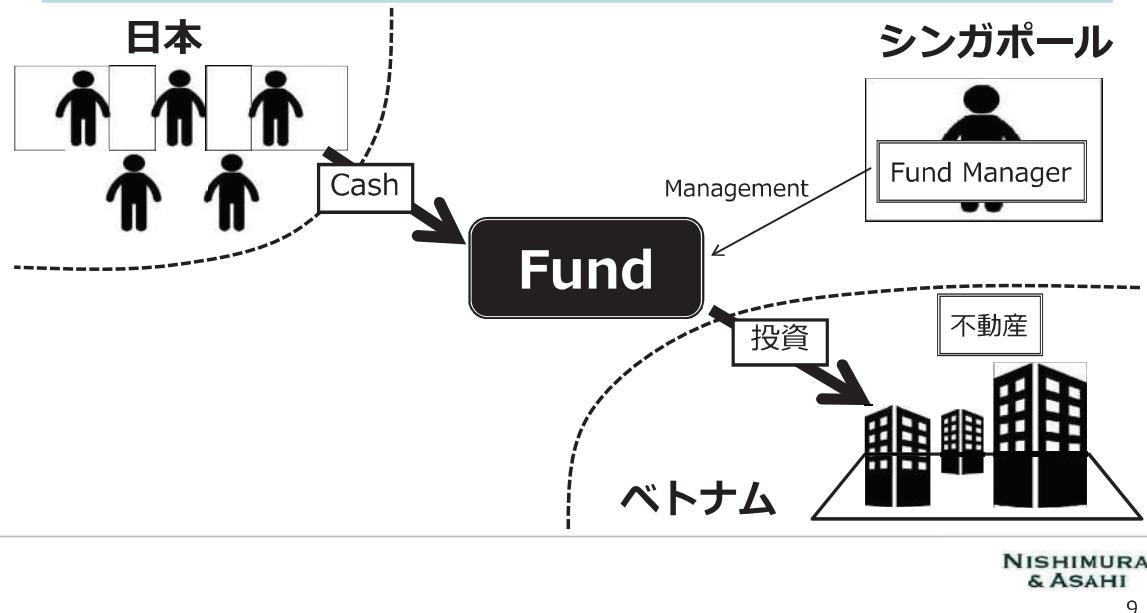
	駐在員事務所	支店	現地法人 (有限責任非公開会社)
法人格	本社から独立した法人格なし。	本社から独立した法人格あり	
業務範囲	Marketing/ Feasibility Study Only	許認可等が要求される業務については許認可等を受けている範囲に限定される。外国法人の一部であるため、外国本社が活動できる範囲に限定される。	許認可等が要求される業務については許認可等を受けている範囲に限定される。
必要人員等	居住者1名の代表者	居住者1名以上の代理人	取締役のうち最低1名は居住者、居住者である会社秘書役
期間	申請から通常5営業日	設立登記は通常登記手数料を支払ってから15分以内に完了する。ただし、設立申請について会計企業庁(ACRA)以外の他機関の承認・審査等を得る必要がある場合には、14日間から2ヶ月間を要することもある。	

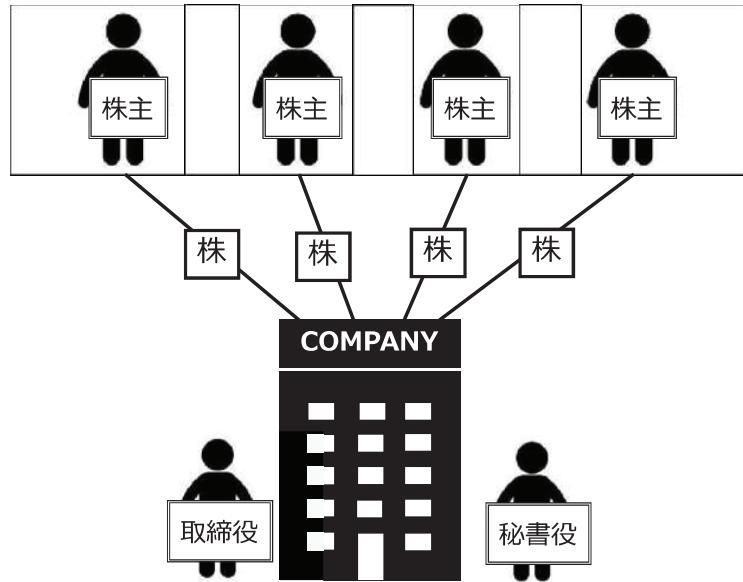
NISHIMURA
& ASAHI

参考事例



日本の裕福な投資家5人がベトナムの不動産に興味を持っている。シンガポールに住んでいるA氏は、シンガポールにファンドを作り、ベトナムへの不動産投資を考えている。どういった規制上の問題点があるか。





NISHIMURA
& ASAHI

12



組合型と法人型の比較

	Limited Partnership	Limited Liability Partnership	会社	Trust	Registered Business Trust
事業・資産保有者	組合員	組合員	会社	受託者	Trustee-Manager
法人格	なし	あり	あり	なし	なし
責任範囲	General Partnerは無限責任、Limited Partnerは有限責任	LLPが負う	会社が負う	受託者が負うが、契約上責任財産に限定可能。	受託者が負うが、契約上責任財産に限定可能
経営責任	General Partner	組合員	取締役会	受託者又は受託者に委任された者	Trustee-Manager
法律	Limited Partnership Act	Limited Liability Partnership Act	Companies Act	Trustees Act Trust Companies Act	Business Trusts Act
資本規制	なし	なし	あり	なし	なし

NISHIMURA
& ASAHI

13



最近のTopic-支配者の登録制度(1)

➤ 制度概要

一定の例外を除く会社、シンガポールで事業を行なう外国会社及びLLPは、自社・LLPに対して支配力、影響力を有する者(「支配者」)に関して、広くその情報を名簿という形で備えることが求められるようになった。

➤ 具体的には、以下の対応が求められる。

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1. | 「支配者」を特定するために合理的な調査を尽くす(386AG) |
| 2. | 2017年5月30日までに、支配者名簿を作成し、保管する(386AF) |
| 3. | 支配者名簿の情報を随時更新する(386AH) |

➤ 義務に違反した場合のペナルティは、罰金の適用も。

NISHIMURA
& ASAHI

14

最近のTopic-支配者の登録制度(2)

➤ 「支配者」とは？

対象の会社又は外国会社に対して「重要な支配(significant control)又は利害(interest)」を有する個人又は法人をいう(386AB)。

➤ 「重要な支配(significant control)」とは？

- 当該会社又は外国会社の取締役会(又は同等の会議体)において、全て又は実質的に全ての事項につき過半数の議決権を持つ取締役(又は同等の会議の構成員)を、直接又は間接に、選任又は解任する権限を有する場合
- 当該会社又は外国会社の株主総会(又は同等の会議体)で決議されるべき事項に関して、直接又は間接に、25%を超える議決権を有する場合
- 当該会社又は外国会社に対し、重要な影響又は支配を及ぼす権利を有し、又は実際にそれを行使する場合(ex.定款、種類株式、株主間契約等で、強い権限が付与されている場合など) (386AB、別紙16の1)

➤ 「重要な利害(significant interest)」とは？

- 当該会社又は外国会社の25%を超える株式を保有する場合
- 当該会社又は外国会社の総議決権の25%を超える議決権を伴う株式を保有する場合 (386AB、別紙16の2)

NISHIMURA
& ASAHI

15



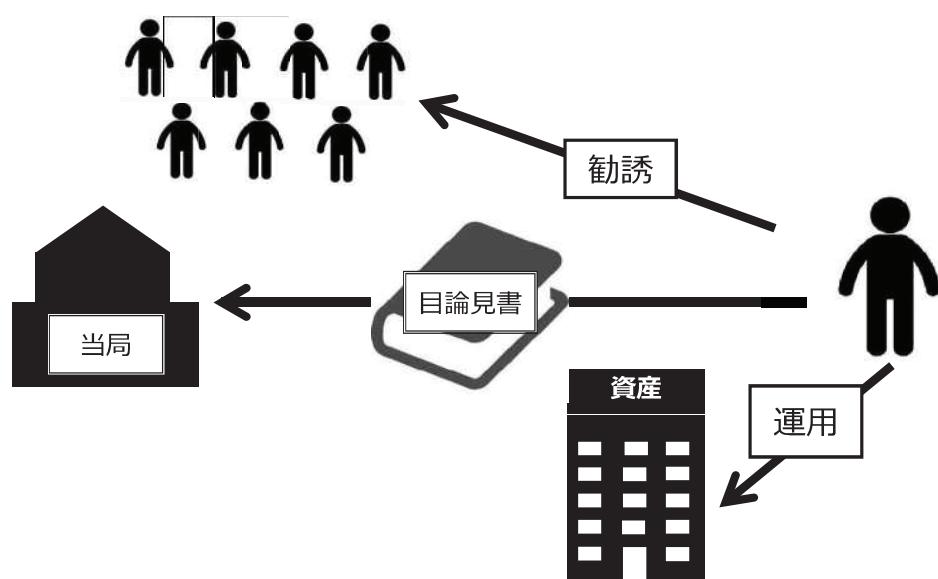
最近のTopic-支配者の登録制度(3)

- 支配者名簿には、支配者に関し、以下の情報を記載することが求められる。

個人が支配者の場合	名前/通称名/住所/国籍/ID番号/生年月日/支配者となった日/(場合により)支配者でなくなった日
法人が支配者の場合	名前/SGにおける登録番号(もしあれば)/登録住所/法人の形態/設立地/登録官庁の名前/設立地における登録番号/支配者となった日/(場合により)支配者でなくなった日

NISHIMURA
& ASAHI

16



NISHIMURA
& ASAHI

17



関係規制①

- 運用に関するライセンス規制
 - 契約型ファンドのマネジャーには必要でも、会社型ファンドの取締役には不要。
 - Fund Managementに関するCMSライセンス
 - 証券先物法により当該業務に必要とされる資格を保持するフルタイム従業員2名以上、
 - CEOはMASの事前承認必要
 - 申請者、その役員、従業員、主要株主などはMonetary Authority of Singapore発行の「適格性基準に関するガイドライン」の基準に従った資質必要
 - SGD250,000から1,000,000の最低資本
 - プロフェッショナル賠償責任保険
 - 最低5年間のファンド運営実績など
 - 免責事由
 - 登録ファンド運用会社 (Registered Fund Management Company、RFMC)
 - 企業であり、
 - (i) シンガポールにおいて30名以下のqualified investors、ただしそのうち集団投資スキーム（collective investment schemes）、クローズド・エンド型投資信託、（又はリミテッド・パートナーシップが15を超えないこと）を対象として投資運用を行う者で、且つ、
 - (ii) 所定の要件に従いMASに登録がされ、その登録がMASのウェブサイトに公表され、またその後も継続的に公表される者
 - 不動産投資ファンドのマネジャー
 - 直接、又は他のエンティティーを通して、不動産を保有することを唯一の目的とする、一つ又は複数の法人若しくは法人格のない団体により発行される証券にて構成される資産を、適格投資家のために、ファンスマネジメントを行う業務

NISHIMURA
& ASAHI

18



関係規制②

- 勧誘に関するライセンス規制
 - Dealing Securitiesに関するCMSライセンス
 - 例外
 - Fund Managementに関するCMSライセンスを持っている者やRFMCの場合
 - CISについてのFinance Adviserライセンス保有者
- 目論見書規制
 - 証券先物法上の目論見書規制
 - 集団投資持分 (Collective Investment Scheme、CIS) におけるRestricted Singapore schemeについてのInformation Memorandum
 - 例外
 - 12ヶ月間で50超の勧誘が行われない (Private Placement)
 - 適格機関投資家 (accredited investors)限定募集

NISHIMURA
& ASAHI

19



域外適用？

シンガポールの国外で全て行われた行為でも、シンガポール国内に「**実質的かつ合理的に予見可能な影響**(substantial and reasonably foreseeable)」を与えるものについて証券先物法適用（証券先物法339条2項）

「実質的」：

- ・ 証券先物法に基づき規制される活動の実行に関するサービスの申出又は行為についての勧誘が行われる者の数
- ・ 当該行為によりシンガポールの金融制度の健全性や安定性、又はそれらに対する公衆若しくは投資家の信頼に重大な影響がないか、又は公共の利益若しくは投資家保護が損なわれることはないか

「合理的に予見可能な」：

- ・ 当該業務の募集若しくはその関連する活動に関する何らかの行為に連動するための勧誘がシンガポールにいる者を対象にしているか否か
- ・ 当該業務の募集若しくはその関連する活動に関する何らかの行為に連動するための勧誘についての宣伝、広告活動がシンガポールにいる者を対象としているか否か
- ・ 外国法人が、シンガポールにいる者から、その関連する活動に関する何らかの行為に連動するための注文や申込みを受入れているか、若しくは明らかに受入れに積極的か否か
- ・ その関連する活動に関して外国法人がシンガポールにいる者と契約関係を締結している
- ・ シンガポールドル建ての価格で募集が行なわれているか

NISHIMURA
& ASAHI

20



投資対象の規制

• 有価証券

- 株式などは、事業によって外資規制あり
 - 先進国では、規制は限定的
 - 東南アジア等の多くは、国内産業育成の見地から、広範な規制が課される傾向が強い

- 不動産

- 外国人が直接保有できるか
- 法人を立てて、そこに保有されればよいか

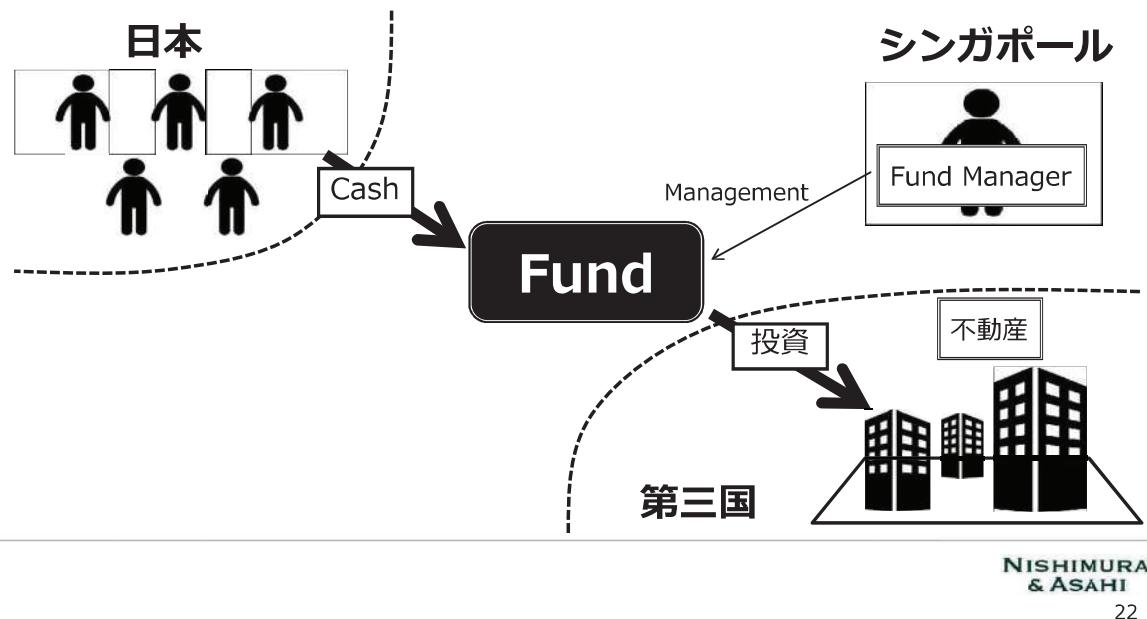
NISHIMURA
& ASAHI

21

投資上の問題



- ☆ 配当のタイミング ☆ 外為規制・税務上の問題 ☆ Exitのタイミング
- ☆ プロパティー・マネジャー ☆ 現地の案件管理

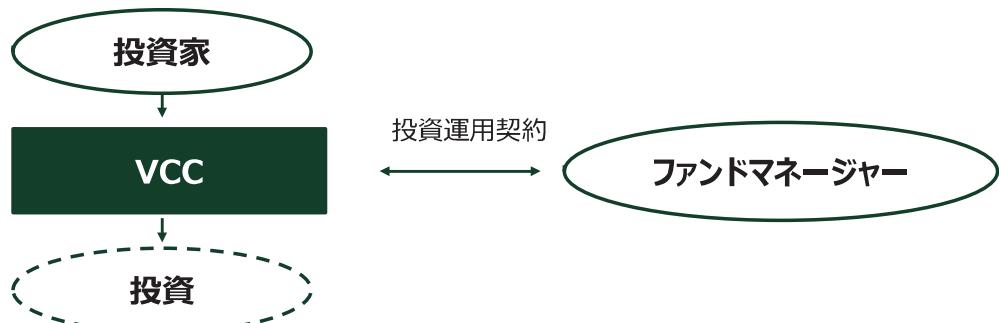


変動資本会社(VCC)

- 2020年1月15日より正式に開始した新たなファンドスキーム(法人格あり)
- 単独のファンドとしても、2つ以上のサブファンドを有するアンブレラ式のファンドとして設立することも可能。もっとも、アンブレラ型のVCC及びそのサブファンドは単一法人⇒スケール・メリットの享受・コスト低減
- サブファンドの資産・負債は分別管理。あるサブファンドの資産を別のサブファンドの債務の弁済に使用不可。
- ファンドの純資産価値での株式の償還・資本金からの配当が可能(財務制限なし)。株主の同意なくとも株式発行・償還が可能。
- 株主名簿非公表
- 運用はCMSライセンス保有者などの許容ファンドマネジャーが必要。
- 取締役は、①最低1名のシンガポール居住者、及び②最低1名の許容ファンドマネジャーの取締役又はそのファンド・マネジメント業務の中核を担う者がなる必要あり。
- 設立手続は14日から60日必要。
- アンブレラ型のVCCのサブファンドを設立する場合には、VCCポータルに登録必要。



単独型VCC(単一ファンド)

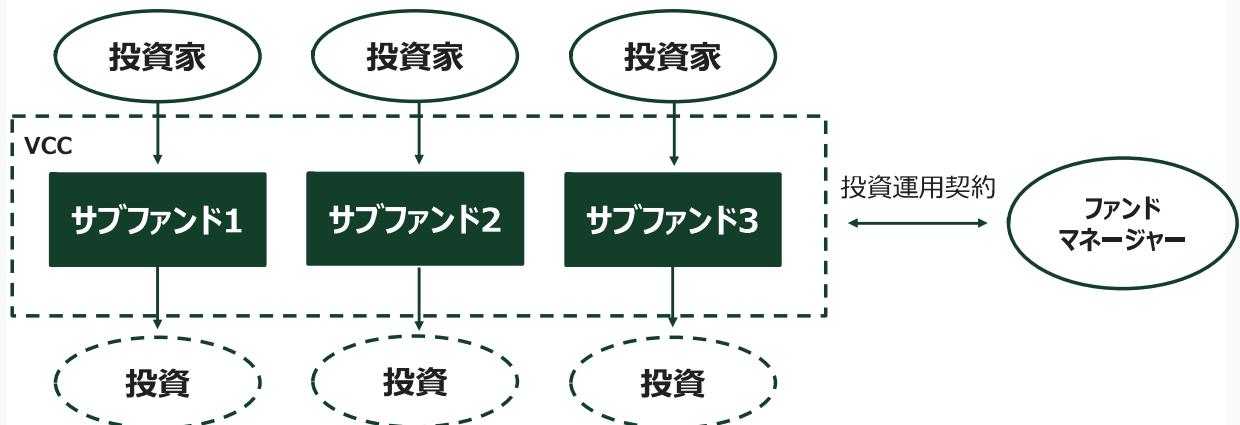


NISHIMURA
& ASAHI

24



アンブレラ型VCC (複数サブファンド)



NISHIMURA
& ASAHI

25



変動資本会社(VCC)-税務上のメリット

- 複数のサブファンドがある場合も税務申告は1通でOK。ただし、課税はサブファンドレベル。
- シンガポール居住証明書を提出することにより、日本とシンガポールとの租税条約等、シンガポールの租税条約ネットワークを利用可能。
- シンガポールのオンショア・ファンドスキーム又はエンハンスド・ティア・ファンド(ETF)スキームを利用して課税免除を受けることも可能。

NISHIMURA
& ASAHI

26



VCC補助制度(VCC Grant Scheme)

- サービス・プロバイダーに対して支払われる適格費用のうち最大70%を政府が補助。
 - 助成金の上限は1申請当たり15万シンガポールドル
 - 対象となるVCCは1ファンドマネジャー当たり3つまで
- 申請は設立後3か月以内。
- 当該補助を受ける場合には、同種の別の政府補助金等は活用できず。
- 最低1年間は事業を行う必要あり。
- 適格費用は、下記に関する費用
 - 法律サービス…VCCの設立又は登録に係る法的費用
 - 税務サービス…税務アドバイザー、ファンドアドミニストレーター、会社秘書役、法律事務所等が行った税務アドバイス
 - 業規制・コンプライアンスサービス…ファンドアドミニストレーター、コーポレートサービスプロバイダー又は会社秘書役の業務、並びに、VCCのMAS認可若しくは登録に関連してアドバイザーが行った業務及びコンプライアンス体制構築業務

NISHIMURA
& ASAHI

27



紛争

今回は「会社のための紛争」に必要な法務について解説していきます。

日本では訴訟は最後の手段として訴えるまでのハードルが高い。シンガポールでは、今までハードルは高くない。むしろ交渉を有利に進める手段に使われる場合もある。

また、一度契約関係に入れば紛争が潜在的に生じることは覚悟すべき
クロスボーダーの取引では、必ずしも公正な判断をしてくれないところもある
⇒契約書の紛争解決条項で、どこで紛争を解決するかを事前に定めておくことは重要

訴訟を提起されたら慣れていない人はそれだけで参ってしまう。

そのまま必要以上の負担をしよわないためにも、紛争解決の方法について知ることが重要

NISHIMURA
& ASAHI



紛争

紛争解決の種類

非拘束的な紛争解決方法：交渉・調停

拘束的な紛争解決方法：裁判所による判決・仲裁人による仲裁判断

他、少額訴訟、裁定などもあり。労働者についての例外もあり

	交渉	調停	仲裁	裁判
	非公開	非公開	非公開	原則として公開
執行の容易性	—	—	ニューヨーク条約加盟国では容易	相互承認がないと執行ができない場合あり。
コスト	低い	低い	高い 仲裁人の報酬は当事者負担	高い
期間	—	—	訴訟よりも短期。当事者の合意により短縮可能。	上訴があるため長期化する可能性あり。 海外に被告がいる場合、送達に時間がかかる場合あり。



紛争

予めの予防—紛争解決条項

合意管轄：専属管轄と非専属管轄

法廷地の選択（国）…相手方とその財産がどこにあるか⇒執行可能性

汚職度

シンガポールと日本は、相互承認あり

自分が訴えられるか、訴える可能性が高いかも想定して考えるべき

他国の裁判所⇒送達の問題⇒送達代理人（process agent）

仲裁⇒コストが高い⇒そもそも争う金額を考えないといけない

Singapore International Mediation Center

Singapore International Commercial Court⇒裁判官は多国籍の著名法律家、法廷資格代理人もシンガポール法資格者に限られない。仲裁のメリットも含めているが、ニューヨーク条約が適用されない。

NISHIMURA
& ASAHI



シンガポール税制の基礎

2022年5月

目次

1. シンガポールのビジネス環境

ビジネス・エンティティの設立 / 登記手続き

2. シンガポールの税務の基礎

税制（概要）

税制（法人税制）

法人税申告・納税

移転価格税制

優遇税制



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.



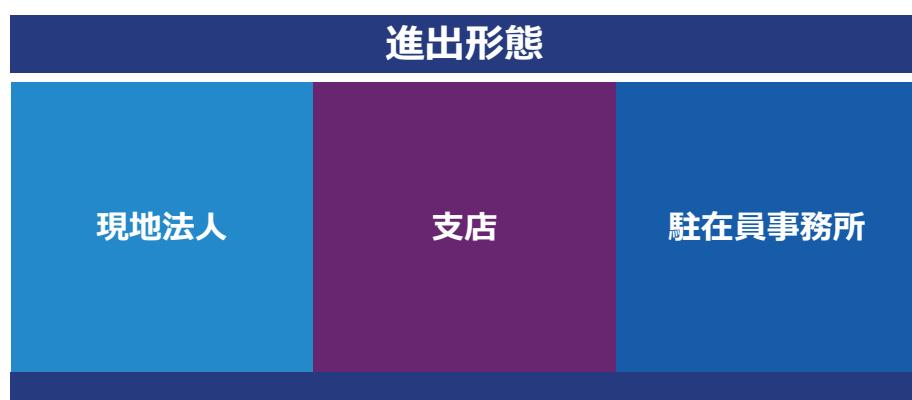
1.シンガポールのビジネス環境

ビジネス・エンティティの 設立／登記手続き

1. シンガポールのビジネス環境

シンガポール進出形態にはどのようなものがありますか？

- 日系企業が進出する場合には、主に以下の3つの進出形態が考えられます。



1. シンガポールのビジネス環境

駐在員事務所と法人・支店は何が違いますか？

➤ 駐在員事務所 vs 法人・支店

- ✓ 駐在員事務所は、営業活動ができない
- ✓ 法人・支店には、会計監査や税務申告が求められる

	駐在員事務所	法人・支店
活動	営業活動の禁止	営業活動が認められる
	もっぱら連絡・情報収集に限られる 契約書のサイン、請求書の発行等も行うことはできない	規制業種で、制約される場合を除き、一般的に活動に制約はない
	事務所の賃借は可能だが、倉庫賃借は認められない	金融業等一定の業種の場合にはライセンスが必要
位置付け	駐在員事務所はあくまで、法人・支店を設立するまでの一時的組織	永続的組織
有効期限	1年更新、最大3年	無期限
監査・税務申告	不要	一定の場合を除き、求められる



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

5

1. シンガポールのビジネス環境

法人と支店は何が違いますか？

➤ 法人 vs 支店

- ✓ 最終負担税率が異なる（支店には最終的に、日本の税率が課せられる）
- ✓ 源泉税、タックスインセンティブの観点からは支店では不利な場合も
- ✓ ただし、法人は撤退時には清算手続きが必要

	法人	支店
居住・非居住	居住法人（管理支配要件あり）	非居住法人
インセンティブ	多くあり	対象外
最終負担税率	シンガポールでの税率	日本の税率 (シンガポールの課税後、日本で課税。ただし外国税額控除あり)
閉鎖手続き	法的清算手続き必要	法的清算手続き不要（ACRA※への届け出のみ）
親会社と子会社間、本店と支店間の借入利子の支払いの源泉税	源泉税の対象	資金融資は本店勘定で行うため、源泉税の支払いが必要となる 貸付・借入の形式をとる必要がない
法定監査・税務申告	必要	必要
決算登記	現地法人のF/S	支店のF/S + 本店F/S（英文）
法的債務	直接的には資本金（または保証金）の範囲内での債務	本店の直接債務となる
取締役会や株主総会	必要	不要
売買契約等締結時準拠法	シンガポール法	日本法
租税条約 (X国企業との取引)	シンガポールとX国の租税条約適用	日本とX国の租税条約適用
損失計上時	親会社には無関係	本店の税金が減少

※ Accounting and Corporate Regulatory Authority : 会計・企業統制庁



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

6

支店のメリットおよびデメリットは何ですか？

➤ メリット vs デメリット

メリット	デメリット
資金移動が簡便	設立時の手間（英訳、認証手続き等）
撤退が容易（支店閉鎖の通知書届け出）	（英訳）本社決算書の公表
居住取締役の設定不要	現地法人への移行の手間
損失を本社所得と相殺	低税率の恩恵不適用
信用力（本社の資本金で判断）	決算期の固定
支店としての取締役会・株主総会不要	本社への法的責任の影響



今後のビジネス展開や収益プラン、撤退リスク、税制面、本社との関係等を考慮し、どの進出形態を選択するか慎重に検討する必要があります。

海外進出例

ケース1

具体的なビジネスプランはまだできていないが、まずはアジアへの進出の第一歩としてシンガポールで情報収集を行いたい場合は？



駐在員事務所を設立し更新可能期間内に方針を固める



支店を設立し様子を見る



現地法人を設立する

海外進出例

ケース2

進出は決定であるが当面の意思決定は本社が行う予定であり、かつ状況によつては撤退も考慮している場合は？



支店を設立し様子を見る



現地法人を設立する



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

9

海外進出例

ケース3

具体的なビジネスプランができていて、収益確保も見込まれている場合は？



現地法人を設立する

ケース4

地域統括会社としての役割や、投資法人としての役割をシンガポールのエンティティに持たせたい場合は？



現地法人を設立する



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

10

シンガポールから撤退する際の手続きは？

- 法人の場合は法的清算手続きが必要です。支店閉鎖の場合には、法的清算手続きはなくACRAへの届け出のみで完了します。

法人	支店
法的清算手続き必要	法的清算手続き不要 (ACRAへの登記のみ)



会社清算にはどのような種類がありますか？

- 会社清算の方法には、裁判所による（法定）清算と任意清算の2種類があります。清算手続きは整備されているため、撤退リスクは特にありません。

裁判所による（法定）清算	任意清算
裁判所は会社法に定める規定に従い、会社、債権者、出資者、清算人、法律で定められた所轄大臣、法定管理人等の申請に基づき、会社を清算できる。	<p>(1) 株主による任意清算 会社が負債のすべてを返済できる見込みである場合には、株主総会の特別決議に基づいて会社の清算を決定できる。</p> <p>(2) 債権者による任意清算 会社が債務超過等に陥り、債権者の債権回収が危ぶまれるとき、会社は債権者集会を招集し、債権者集会の決議で会社の清算を決定できる。</p>



2. シンガポールの税務の基礎

税制（概要）

2. シンガポールの税務の基礎

シンガポールの主な税金は？

➤ 主な税金は以下のとおりです。相続税、地方税はありません。

法人税 Corporate Income Tax	法人所得に対して課される税金
個人所得税 Individual Income Tax	個人所得に対して課される税金
消費税 Goods & Service Tax	シンガポール国内における資産売買・サービス提供に課される税金
印紙税 Stamp Duty	株式譲渡契約、不動産譲渡契約、不動産賃貸契約に課される税金
不動産税 Property Tax	不動産所有者に対して課される税金（日本の固定資産税に相当）
外国人雇用税 Foreign Worker Levy	労働許可証を保有する従業員を雇用する会社に対して課される賦課金 納付税額は業種や従業員のスキルによって異なる
技能開発税 Skills Development Levy	シンガポールで就労するすべての従業員を対象として雇用主に対して課される税金 納付税額は各従業員の月額給与の0.25%（最低S\$2、最高S\$11.25）

シンガポールの主な税金は？

法人税 (Corporate Income Tax)

標準税率	17% 20%の法人税リベート（上限S\$10K）
部分免税 (Partial exemption)	課税所得のうち最初のS\$10K : 75%免税 次のS\$290K : 50%免税 $S\$10K \times 75\% + S\$290K \times 50\% = \$152.5K$
新設法人の軽減税率 ※	課税所得のうち最初のS\$100K : 100%免税 次のS\$200K : 50%免税 $S\$100K \times 100\% + S\$200K \times 50\% = \$200K$

※ 下記要件を満たす新設法人に限る

- ✓ 主たる事業が投資保有、投資用・販売用不動産の開発でないこと
- ✓ シンガポールで設立された法人であること
- ✓ シンガポール居住者であること
- ✓ 株主数が20名以下であり、かつ、以下の要件のいずれかを満たすこと
 - 全株主が個人であること
 - 1人の個人株主が少なくとも10%以上の株式を保有していること



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

15

シンガポールの主な税金は？

源泉所得税 (Withholding Tax)

所得の種類	税率 (国内法)
配当	免税
利子	15%
ロイヤルティ	10%
役員報酬	22%
テクニカルアシスタントフィー	17%
不動産賃料	15%
マネジメントフィー	17%

※ 上記は非居住者に対する支払いについて課せられる



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

16

シンガポールの主な税金は？

個人所得税（Individual Income Tax）							
	課税所得 (SGD)	税率 (%)	税額 (SGD)		課税所得 (SGD)	税率 (%)	税額 (SGD)
最初	20,000	0	0	最初	160,000		13,950
次ぎ	10,000	2.00	200	次ぎ	40,000	18.0	7,200
最初	30,000		200	最初	200,000		21,150
次ぎ	10,000	3.50	350	次ぎ	40,000	19.0	7,600
最初	40,000		550	最初	240,000		28,750
次ぎ	40,000	7.00	2,800	次ぎ	40,000	19.5	7,800
最初	80,000		3,350	最初	280,000		36,550
次ぎ	40,000	11.50	4,600	次ぎ	40,000	20.0	8,000
最初	120,000		7,950	最初	320,000		44,550
次ぎ	40,000	15.00	6,000	次ぎ	320,000超	22.0	

※ 上記は2017賦課年度より適用



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

17

シンガポールの主な税金は？

消費税（Goods & Service Tax）	
標準税率	7%
輸出取引・国際間のサービス提供	0%（免税）
金融取引、居住用不動産の売買・賃貸	非課税
国外取引	不課税（Out of scope）

➤ 2018年2月の政府発表で、2021年から2025年の間に消費税（GST）の税率が2%引き上げられる方針である旨が公表されています。



© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

18



2. シンガポールの税務の基礎

税制（法人税制）

2. シンガポールの税務の基礎

シンガポールの税務行政は？

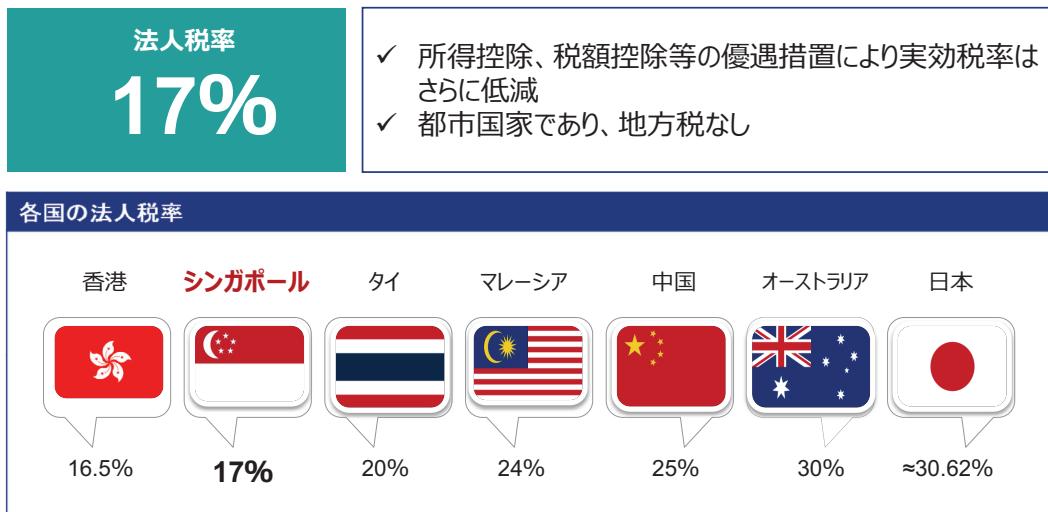
- 内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS）が関税以外の税金の徴収を行っています。納税者は、IRASに対して税務申告書の提出を含む各種税務手続きを行います。

シンガポール内国歳入庁
Inland Revenue Authority of Singapore
55 Newton Road Revenue House Singapore
307987

出典：IRAS Web Site (<https://www.iras.gov.sg>)

シンガポールの法人税制の特徴は？

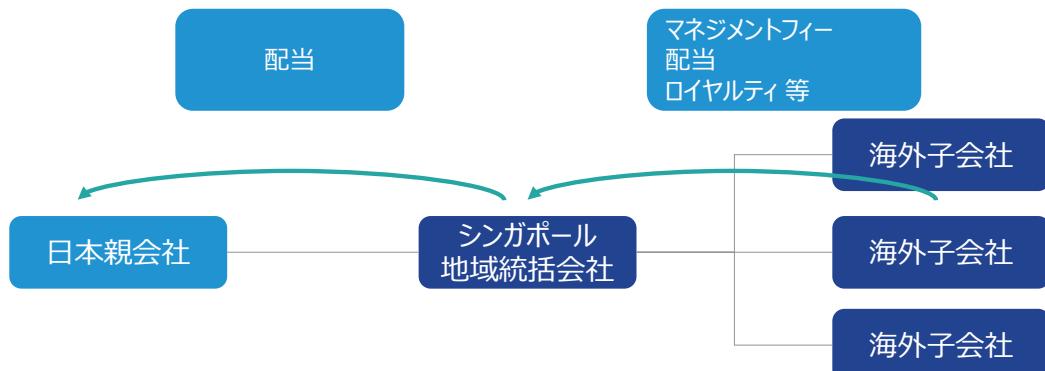
- 低い法人税率、キャピタルゲイン非課税、優遇税制が豊富といった特徴があり、地域統括会社の設立国に適しているといえます。



シンガポールの法人税制の特徴は？

- 海外からの配当、海外支店利益およびサービス収入が免税（一定の要件を満たす場合）
- キャピタルゲイン非課税
- 欠損金の無期限繰越、欠損金の繰り戻し
- グループリリーフ制度（グループ法人間の損益通算）
- タックスヘイブン税制の不存在
- 過少資本税制の不存在
- シンガポール法人からの配当の免税（配当源泉税なし）
- 80カ国以上の租税条約およびFTA（自由貿易協定）のネットワーク
- 事前裁定制度によって確保される法人税の確実性

シンガポールの法人税制の特徴は？



➤ 主なメリット

- ✓ 資金還流のメリット
 - 租税条約による源泉税の減免、国外配当免税、外国税額控除
- ✓ キャピタルゲイン非課税
 - シンガポールで無税のまま再投資が可能

進出形態の違いによる法人課税の違いは？

進出形態（現地法人、支店、駐在員事務所等）に応じて法人税の取扱いが異なります。



駐在員事務所



ジョイントベンチャー



有限パートナーシップ
(LP)



個人営業・組合



有限責任パートナーシップ
(LLP)



法人・支店

進出形態の違いによる法人課税の違いは？

進出形態は、法人、支店、駐在員事務所があり、それぞれ法人税の取扱いが異なります。

	法人	支店	駐在員事務所
法人税課税	居住者または非居住者として法人税課税	非居住者として法人税課税	法人税課税は生じない

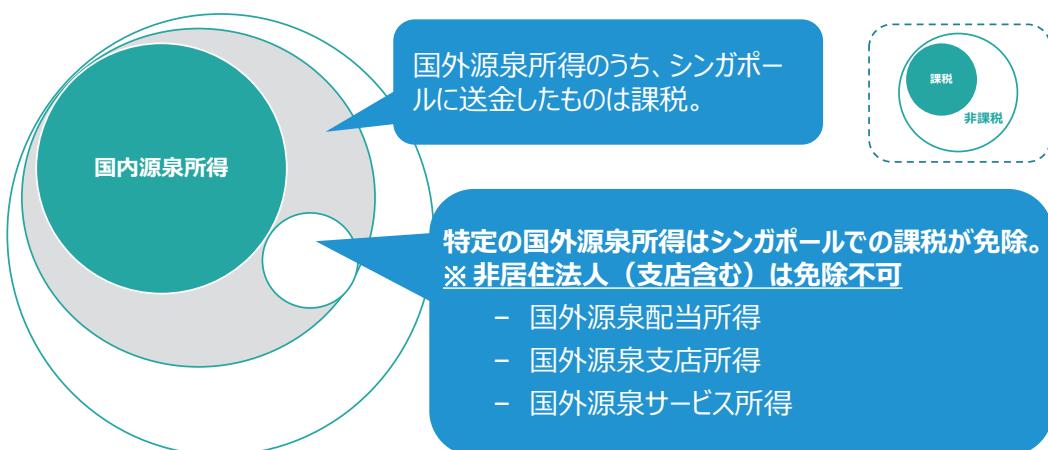
[ポイント] 居住者 vs 非居住者

- ✓ シンガポールにおける税務上の居住者判定は、事業の経営および管理がシンガポール国内で行われているかどうか（管理支配地主義）によって行われる。
- ✓ 外国企業のシンガポール支店は海外本店により経営と管理がなされているため、居住者とはみなされない。
- ✓ 居住法人・非居住法人とも法人税率をはじめとして適用される税制は同じであるが、国外源泉所得に対する免税措置、租税条約に基づく軽減税率の適用などの税制優遇を非居住者（支店）は享受できない。

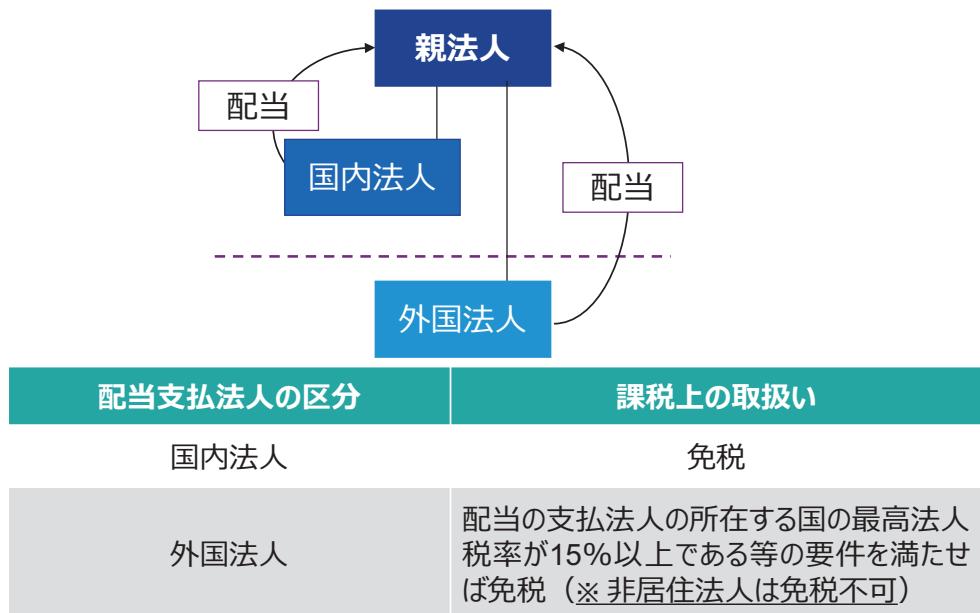


進出形態の違いによる法人課税の違いは？

- シンガポールの課税範囲 → テリitorial課税ベース
- 国内源泉所得、国外源泉所得のうちシンガポールに送金されたものが対象



進出形態の違いによる法人課税の違いは？



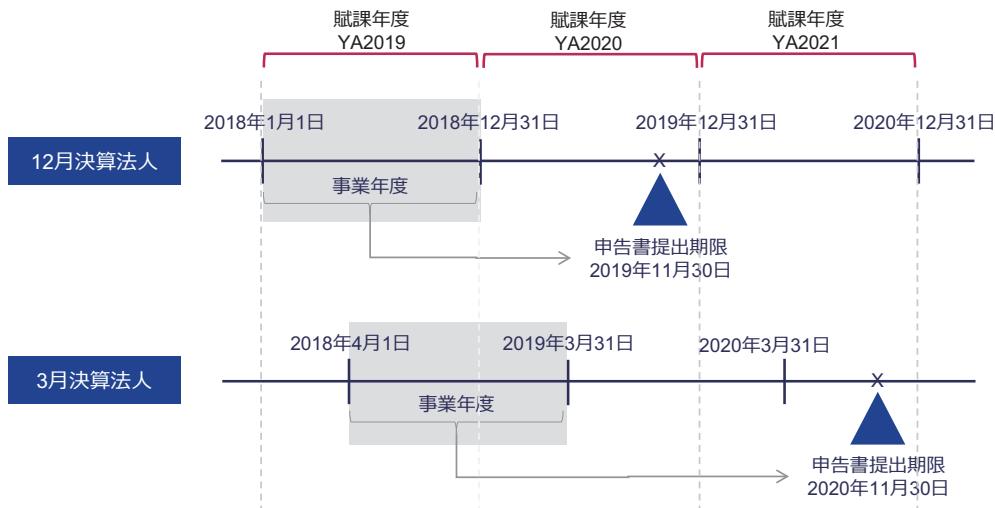
2. シンガポールの税務の基礎

法人税申告・納税

2. シンガポールの税務の基礎

法人税申告のスケジュールは？

- 賦課年度は毎年1月1日から12月31日までの暦年です。各事業年度の終了日の属する暦年に応する賦課年度の11月末日（電子申告の場合は12月15日）が申告期限になります。



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

29

2. シンガポールの税務の基礎

法人税申告のスケジュールは？

シンガポール：賦課決定方式

- 1 決算日後3ヵ月以内：見積課税所得（ECI）申告
※1 ※1 見積課税所得がなく、かつ、売上金額が1百万シンガポールドル以下の法人に対しては見積課税所得の申告が免除
- 2 ECI申告後、見積課税所得に基づく課税通知書が発行
- 3 課税通知日から1ヵ月以内に見込納付
- 4 決算日の属する年の翌年11月30日（電子申告の場合は12月15日）：法人税申告書（Form C + Tax Computation）の提出
- 5 法人税申告書提出後、賦課決定通知（Notice of Assessment）が発行
- 6 賦課決定通知日から1ヵ月以内に、見込納付額との差額を精算※2
※2 帳簿の保存期間は5年

法人税率：17%（※3 Partial Exemption考慮前）

※3 Partial exemption
0～10,000 : 75%免税
10,000～300,000 : 50%免税

日本：申告納税方式

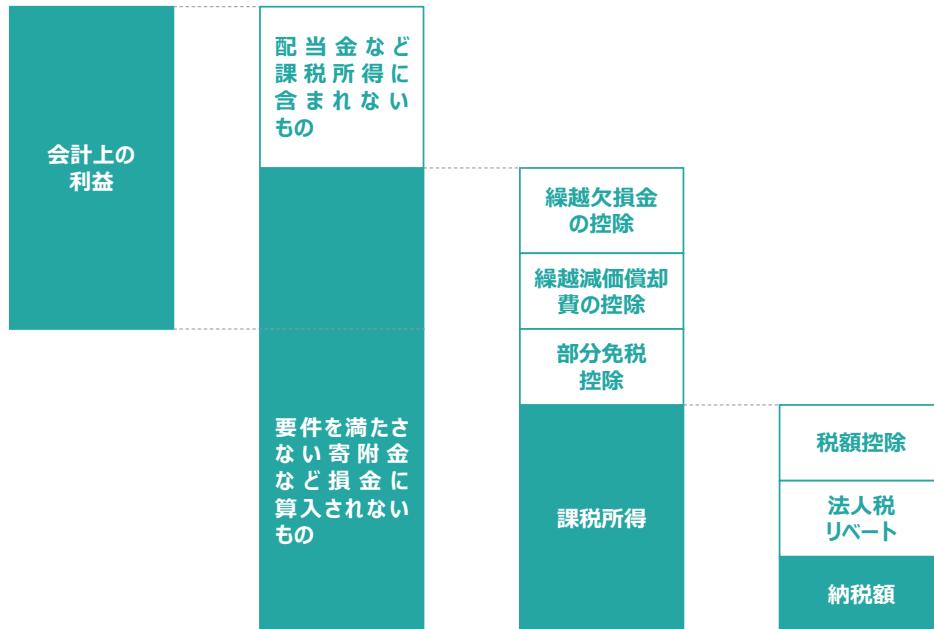
- 1 決算日後2ヵ月以内：見込納付
 - 2 決算日後3ヵ月以内：確定申告書の提出 + 納付
- 法人実効税率：約30%



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

30

法人税の計算方法は？



法人税の計算例

[損益計算書]		
① 減価償却費	(150,000)	
② 交際費	(10,000)	
：		
受取配当金	50,000	
寄附金	(2,500)	
：		
株式壳却損	(25,000)	
土地壳却益	40,000	
外国源泉税	(3,000)	
税引前当期利益	1,500,000	
[税務計算]		
Less 受取配当金	(50,000)	
① 土地壳却益	(40,000)	(90,000)
Add ① 減価償却費	150,000	
寄附金	2,500	
株式壳却損	25,000	
外国源泉税	3,000	180,500
Capital Allowance	(50,000)	
課税所得	1,540,500	
部分免税(Partial exemption)	(152,500)	
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000	
法人税額(17%)	235,960	
外国税額控除	(1,532)	
法人税リベート	(10,000)	
支払法人税額	224,428	

①減価償却費およびCapital Allowance (CA)：減価償却費は、キャピタルネイチャーに係る費用であるため、税務上損金算入ができない（会計上の減価償却費は加算調整）。

機械装置・器具備品（Capital Allowance）、知的財産（Writing-Down Allowance）および特定のエリアに建設された特定の業種の建物・構築物（Land Intensification Allowance）についてのみ、税務上の償却費が認められている。

Capital Allowanceについては、Same Activity Test（同様の事業を継続すること）およびShareholder Test（最終株主の50%超が変動していないこと）の2つの要件を充足する限りにおいては、無期限に繰戻しが可能。

また、Capital Allowanceおよび④に記載の欠損金とあわせてUS\$100,000を限度として、1年間の繰戻し還付が可能。

②交際費：個人的に支出したものと除き、業務上必要と認められる交際費は損金算入可能。

2. シンガポールの税務の基礎

法人税の計算例

[損益計算書]		
:		:
減価償却費	(150,000)	
交際費	(10,000)	
:		:
③ 受取配当金	50,000	
④ 寄附金	(2,500)	
⑤ 株式売却損	(25,000)	
⑥ 土地売却益	40,000	
外国源泉税	(3,000)	
税引前当期利益	1,500,000	
[税務計算] ③		
Less 受取配当金	(50,000)	
⑥ 土地売却益	(40,000)	(90,000)
Add 減価償却費	150,000	
④ 寄附金	2,500	
⑤ 株式売却損	25,000	
外国源泉税	3,000	180,500
Capital Allowance	(50,000)	
課税所得	1,540,500	
部分免税(Partial exemption)	(152,500)	
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000	
法人税額(17%)	235,960	
外国税額控除	(1,532)	
法人税リベート	(10,000)	
支払法人税額	224,428	

③受取配当金：
国内配当金は免税、国外配当金は一定要件を満たせば免税となる。

④寄附金：
寄附金は収益稼得のために要する費用とは認められないため、原則として損金算入できない。
ただし、政府または指定Institutions of Public Characterへの寄附は、2016年1月1日から2022年12月31日までの間に行われた場合には寄附額の250%が税務上の損金として認められる。

⑤株式売却損：
キャピタルロスは原則として損金とはならない。

⑥土地売却益：
キャピタルゲインは原則として益金にならない。



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

33

2. シンガポールの税務の基礎

法人税の計算例

[損益計算書]		
:		:
減価償却費	(150,000)	
交際費	(10,000)	
:		:
受取配当金	50,000	
寄附金	(2,500)	
:		:
株式売却損	(25,000)	
土地売却益	40,000	
⑦ 外国源泉税	(3,000)	
税引前当期利益	1,500,000	
[税務計算]		
Less 受取配当金	(50,000)	
土地売却益	(40,000)	(90,000)
Add 減価償却費	150,000	
寄附金	2,500	
株式売却損	25,000	
⑦ 外国源泉税	3,000	180,500
Capital Allowance	(50,000)	
課税所得	1,540,500	
部分免税(Partial exemption)	(152,500)	
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000	
法人税額(17%)	235,960	
⑦ 外国税額控除	(1,532)	
法人税リベート	(10,000)	
支払法人税額	224,428	

⑦外国税額控除：
居住者にのみ適用され、控除限度額は、支払外国税額とシンガポールにおける法人税のいずれか低い金額。
控除限度額の計算は、課税所得を国内所得と国外所得(ネット所得)に区分し、国外所得に対して課せられる法人税額を算定することにより行う。
控除しきれなかった金額の繰越控除はできない。

[国外受取利息の明細]		
	収入金額	税率
子会社A	10,000	20%
子会社B	10,000	10%
	20,000	
[国外受取利息(純額)]		
受取利息	20,000	
支払利息	(10,000)	
純受取利息	10,000	
[国外税額控除限度額]		
国内所得	1,530,500	10,000
国外所得		1,540,500
合計	(151,510)	(152,500)
課税所得(部分免税考慮前)	1,378,990	9,010
部分免税		1,388,000
課税所得(部分免税考慮後)	234,428	1,532
法人税額(17%)	235,960	



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

34

2. シンガポールの税務の基礎

法人税の計算例

[損益計算書]		
:		
減価償却費	(150,000)	
交際費	(10,000)	
:	:	
受取配当金	50,000	
寄附金	(2,500)	
:	:	
株式売却損	(25,000)	
土地売却益	40,000	
外国源泉税	(3,000)	
税引前当期利益	<u>1,500,000</u>	
[税務計算]		
Less 受取配当金	(50,000)	
土地売却益	(40,000)	(90,000)
Add 減価償却費	150,000	
寄附金	2,500	
株式売却損	25,000	
外国源泉税	3,000	180,500
Capital Allowance	<u>(50,000)</u>	
課税所得	1,540,500	
⑧部分免税(Partial exemption)	<u>(152,500)</u>	
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000	
法人税額(17%)	235,960	
外国税額控除	(1,532)	
⑨法人税リバート	<u>(10,000)</u>	
支払法人税額	<u>224,428</u>	

⑧部分免税 (Partial exemption) :
全ての法人（居住者、非居住者を問わない）について、課税所得の最初のS\$1万の75%および次のS\$29万の50%が免税となっている。
 $S\$10,000 \times 75\% + S\$290,000 \times 50\% = S\$152,500$

2020賦課年度より以下に変更
 $S\$10,000 \times 75\% + S\$190,000 \times 50\% = S\$102,500$

⑨法人税リバート :
2020賦課年度について法人税額の20%（賦課年度S\$10,000が限度）、の法人税リバート制度が設けられている。



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

35

2. シンガポールの税務の基礎

損金算入できる費用は？

➤ 発生主義に基づき、収益獲得のために要した費用が税務上の損金となります。

Singapore Income Tax Act (SITA) 14 (1) :
For the purpose of ascertaining the income of any person for any period from 1 **any source** chargeable with tax under this Act (referred to in this Part as the "income"), there shall be deducted all 2 **outgoings** and expenses 3 **wholly and exclusively** 4 **incurred** during 5 **that period** by that person 6 **in the production of the income**, including —

1 **any source** :
いかなる所得であっても、課税対象となる所得を稼得するために生じた費用は税務上の損金となるということ。

ただし、SITA10 (1) (a) に規定される事業所得（当該事業所得に付随して生じる所得を含む）から生じた損失は、他の所得とも相殺可能であるが、SITA10 (1) (a) 以外の所得から生じた損失は、他の所得と相殺することはできない。

2 **outgoings** :
金銭その他をもって支出を伴うものであること。

3 **wholly and exclusively** :
“wholly”はその支出額、“exclusively”はその支出対象を意味し、支出の全額が収益獲得のためになされた場合には、税務上の損金となるということ。

したがって、例えば事業目的と個人使用目的が混在している支出額については、適正に事業目的部分を算定している場合には税務上の損金として認められる可能性があるものの、その全額が税務上の損金として認められない可能性もある。

4 **incurred** :
税務上の損金は、債務確定に基づく発生ベースで認識されること。



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

36

2. シンガポールの税務の基礎

損金算入できる費用は？

- 発生主義に基づき、収益獲得のために要した費用が税務上の損金となります。

SITA 14 (1) :

For the purpose of ascertaining the income of any person for any period from **1any source** chargeable with tax under this Act (referred to in this Part as the income) , there shall be deducted all **2outgoings** and expenses **3wholly and exclusively 4incurred** during **5that period** by that person **6in the production of the income**, including —

5 that period :

収益が計上される年度において生じるものということ。

したがって、開業準備期間における費用や事業撤退後に生じる費用については、原則として税務上損金に算入されない。

しかしながら、開業準備費用に関しては、事業収益が発生した会計年度の直前年度分まで開業費用の損金算入が認められることされている。

6 in the production of the income :

収益獲得のためになされるものであること。



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

37

2. シンガポールの税務の基礎

減価償却費の取扱いは？

- 減価償却費はキャピタルネイチャーに該当する支出を伴わない費用であるため、損金算入の要件は満たさないものの、固定資産の磨耗は実際の事業コストであることから、一定の固定資産については税務上の減価償却が認められています。

SITA 19 (1) :

Where a person carrying on a trade, profession or business incurs capital expenditure on the provision of **1machinery or plant** for the purposes of that trade, profession or business, there shall be made to him, on due claim for the year of assessment in the basis period for which the expenditure is incurred an allowance, to be known as an "**2initial allowance**", equal to **one-fifth** of that expenditure or such other allowance as may be prescribed either generally or for any person or class of persons in respect of any machinery or plant or class of machinery or plant.

1 machinery and plant :

Capital Allowanceと呼ばれる税務上の減価償却費の対象となる資産はmachinery and plantである。

しかしながら、減価償却対象資産の例示としては各資産の耐用年数が記載されているSixth Scheduleにおいて確認できるもの、machinery and plantに関する定義規定はSITAにはない。

SITA 19 (2) :

Where at the end of the basis period for any year of assessment, a person has in use **machinery or plant** for the purpose of his trade, profession or business, there shall be made to him, on due claim, in respect of that year of assessment an allowance for depreciation by wear and tear of those assets (to be known as an **3annual allowance**) which shall be calculated in accordance with the following provisions :

2 initial allowance (IA) :

税務上の減価償却費は、初年度20%の償却が行われる。

- 上記普通償却に代えて、以下の償却を選択することも可能
 - ・3年償却
 - ・コンピューター、オートメーション機器について1年償却
 - ・S\$5,000以下の少額資産について1年償却（各賦課年度S\$30,000が限度）

3 annual allowance (AA) :

取得価額からInitial allowanceを控除した金額を、耐用年数表に記載されている耐用年数で償却する。



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

38

適正に申告納税しなかった場合は？

➤ 期限後納付、過少申告があった場合には罰則が設けられています。

期限後納付

- 期限内に納税が行われなかった場合は、5%の延滞税が課される
- さらに支払命令通知書の期日から60日以内に納税が行われない場合は、毎月1%の延滞税が課される（ただし、12%を限度とする）

過少申告

- 罰金は、正当な理由または恣意性の有無により追加税額の100%～400%となっている
- また、200%以上の罰則には、罰金または3年（または5年）以下の禁固刑またはその両方が科される
- なお、IRASは自発的開示を奨励しており、その場合は罰則が軽減されることもある



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

39



2. シンガポールの税務の基礎

移転価格税制

シンガポールの移転価格税制は？

➤ 2018年2月に移転価格文書化に関する所得税規則（Income Tax (Transfer Pricing Documentation) Rules 2018）が公表／発効されました。

- ✓ 従前は所得税法の第34D条のみが該当し、「関連当事者間取引は独立企業原則に則って実施されなければならない」と規定されているのみで、詳細は移転価格ガイドラインに委ねられていた。すなわち、移転価格文書化義務も、あくまでガイドライン上の要請事項であり、法律上の義務ではなかった。
- ✓ 今回の法改正によって、移転価格文書化義務も法律上の義務となった。
- ✓ 今回の改正に関する適用年度は、2019賦課年度（YA2019）からとなる。

【法律上の義務となったことによる主な影響】

- 文書化義務違反に対する罰則の導入
- 文書化義務の免除要件に売上高基準の導入（67ページ参照）
- 移転価格更正に対する加算税（5%）の導入
- 移転価格に関する誤り・ミスに対して請求をする際の移転価格文書裏付け必須化

➤ 2018賦課年度より、Form C（法人税申告書）提出時に国外関連取引に関する特定の事項を提出しなければならなくなりました。

- ✓ 監査済み財務諸表において国外関連取引が15百万シンガポールドルを超える会社が対象。
- ✓ Form C未提出または誤った情報を提出した場合にはペナルティが発生する可能性がある。
- ✓ 上記より、IRASは簡易的に移転価格リスクをチェックできるようになり、該当会社への質問可能性が高まった。



シンガポールの移転価格税制は？

➤ 移転価格同時文書化の定義

- ✓ 関連者間取引の開始前、またはその時点で作成されたもの
 - IRASは納税者に対して取引開始時点において移転価格の検討を行うことを要請している
- ✓ 納税者の負担を勘案し、税務申告書提出期限前までに作成された移転価格文書も同時文書化として認容
- ✓ 作成日が明記されたもの

➤ 作成後の留意事項

- ✓ 毎年の実績値につき検証を行うことが求められている（独立企業間価格との比較）
 - ベンチマーク分析の更新については、取引の重要性等により判断
- ✓ 定期的に更新すること
- ✓ 事業に大きな変更（買収や統合等）があった事業年度においても文書化の見直し／更新が求められる
- ✓ 他国の税務当局が現地（シンガポール）税制に基づく移転価格文書の提出を求めるケースもあることに留意し、移転価格文書化の必要性の評価および判断を行うことが求められる（他国の当局に提出した際、他国での移転価格リスクに繋がらないように留意する）



シンガポールの移転価格税制は？

移転価格文書化免除要件（取引の性質の要件）

1. 納税者がシンガポールの関連者と取引を行い、当該国内取引（関連者間ローンを除く）を行う双方の関連者に同一のシンガポールの税率が適用されている場合
2. 国内関連者間ローンがシンガポールに所在する納税者間で実施され、貸手がローンに係る賃借事業を行っていない場合
3. 紳士者が、関連者間取引に係るルーティンサービスに対して5%コストマーカップを適用する場合
4. APA（事前確認）合意によって関連者間取引がカバーされている場合
5. 直近年度の開示された関連者間取引の価値および金額（上記に該当するものを除く）に係る財務データが閾値を超過しない場合（詳細は次ページ参照）



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

43

シンガポールの移転価格税制は？

- 要件1：総収入金額が10百万シンガポールドル超の会社であること
(新規要件)
- 要件2：各カテゴリーにおいて閾値を超える取引を行っていること

関連者間取引のカテゴリー	閾値 (SGD／年度)
関連者からの購入取引	15百万ドル
関連者への販売取引	15百万ドル
関連者へのローンの貸付取引	15百万ドル
関連者からのローンの借入取引	15百万ドル
役務提供取引、ロイヤルティ取引、賃貸料等その他の取引	各取引カテゴリーにつき 1百万ドル

✓ 上記2要件を満たす場合には、少なくとも3年に一度は移転価格文書を更新しなければならないと規定されている。



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

44

2. シンガポールの税務の基礎

優遇税制

2. シンガポールの税務の基礎

シンガポール拠点の機能拡大時に検討すべき優遇税制は？

- **シンガポールには、地域統括会社、物流統括会社、金融・財務統括会社向けの優遇税制があります。**

地域またはグローバル本社活動の促進	貿易の促進	金融・財務活動の促進
<ul style="list-style-type: none">・インターナショナル・ヘッド・クオーター・アワード（IHQ）・税率5%または10%・優遇税率・期間はシンガポール経済開発庁（EDB）との交渉により決定	<ul style="list-style-type: none">・グローバル・トレーダー・プログラム（GTP）・税率5%または10%	<ul style="list-style-type: none">・金融・財務セクター（FTC）インセンティブ・税率8%で原則5年（延長可）・外国からの借入れの支払金利に対する源泉税免除

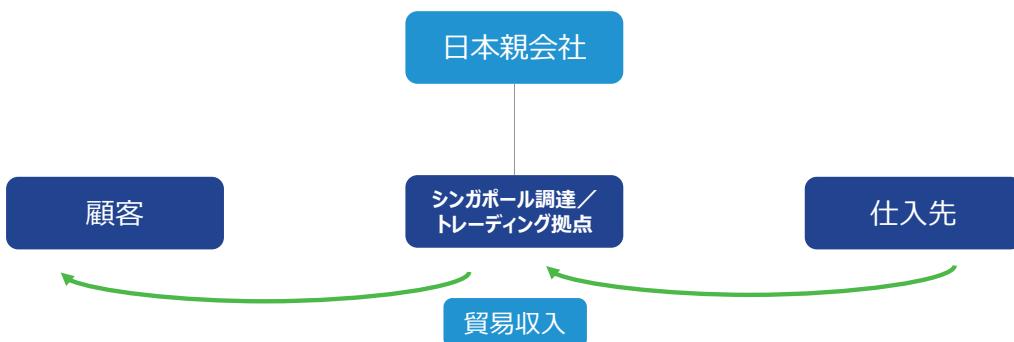
インターナショナル・ヘッドクオーター・アワード (IHQ)



➤ 統括活動に係る税務優遇措置

- ✓ 統括業務から生じる利益に対して5%または10%の軽減税率が適用される
(最大更新期間40年)

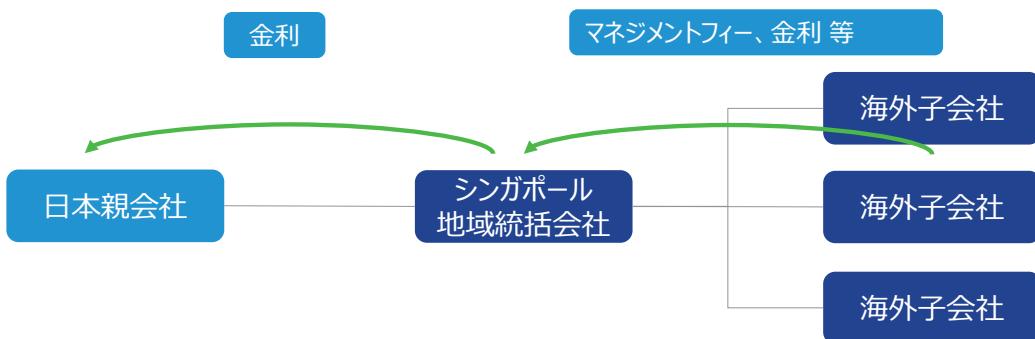
グローバル・トレーダー・プログラム (GTP)



➤ 貿易取引に係る税務優遇措置

- ✓ グローバル・トレーダー・プログラムの認定を受けることで貿易利益について軽減税率の5%または10%が適用される

金融・財務セクター（FTC）インセンティブ



➤ 金融財務活動に係る税務優遇措置

- ✓ 金融財務利益について8%の優遇レートの適用
- ✓ シンガポール国外への利息支払に関する源泉税の免除



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

49

優遇税制の適用方法は？

- シンガポールにおける多くの優遇税制は関係官庁に対する申請・協議を経て認可を受けることになります。

一般的なタックスインセンティブ導入のフロー



© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

50

＜用語解説＞

・GST(Goods & Services Tax)

1994年より導入されている一般消費税のこと。物品の流通、サービスの提供時の付加価値に課税される税金であり、物品やサービスを提供する課税事業者が消費者から徴収し、納付する。中間業者は、仕入時に仕入税額を支払い(input-tax)、売上時に顧客から売上税額を受け取り(output-tax)、最終的には、最後の消費者が全額負担する仕組みとなっている。2007年7月1日以降、税率は7%（ただし、2022年予算案において、2023年に8%へ、2024年にさらに9%へ増税することが公表されている）。

・IRAS(Inland Revenue Authority of Singapore)

シンガポールにおける税制全般に係る管轄官庁である内国歳入庁のこと。

・PEPPOL(Pan-European Public Procurement OnLine)

受発注や請求にかかる電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」の規格で、国際的な非営利組織であるOpen Peppolが管理しているグローバルな標準規格である。

なお、本書におけるペポルの表記は「PEPPOL」で統一する。

・SGD

シンガポールで使われているシンガポールドルという通貨。通貨バスケット制を採用し、変動幅が一定の枠内に収まるようにシンガポール通貨当局が運営しているため、変動率が安定しているという特徴がある。通貨記号として「S\$」も使用されるが、本書においては世界共通で用いられる通貨コード「SGD」で表記を統一する。

2022年 シンガポール税制等研修報告書 編集委員名簿

(研修視察団団長)	会 長	足 達 信 一
(研修視察団団長代理)	副 会 長	鈴 木 雅 博
	専務理事	中 牧 秀 夫
	制度部長	石 井 宏 和
	調査研究部長	矢 ノ 目 忠
	国際部長	相 澤 康 晴
	国際部副部長	朝 日 良 平
	国際部副部長	森 聰
	国際部委員	酒 井 正 三
	国際部委員	濱 川 久 子
	国際部委員	山 本 龍三郎
	国際部委員	寺 澤 司
	国際部委員	服 部 友 秀
	国際部委員	神 田 宗 豪
	国際部委員	浪 川 裕 良
	国際部委員	小 駒 望
	国際部委員	小 出 一 成

**2022年
シンガポール税制等視察報告書**

**一般概況
税制・税務行政
税務専門家制度**

2023年 3月発行

編集・発行
東京税理士会 国際部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
TEL 03 (3356) 4461 (代表)
FAX 03 (3356) 4469



2022年 シンガポール税制等視察報告書

一 般 概 況
税 制・税 務 行 政
税 務 専 門 家 制 度